

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会
報告書

令和8年3月
大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会

目次

はじめに.....	1
第Ⅰ章 大分市大規模火災の概要等と消防活動等の状況.....	2
第1 大分市大規模火災の概要等.....	2
1 火災概要.....	2
2 出火原因等.....	3
3 被災地域の概況.....	3
4 気象の概況.....	3
5 焼け止まりの状況.....	3
6 延焼の状況.....	4
第2 消防活動等の状況.....	5
1 大分市消防局及び大分市消防団の対応.....	5
2 応援の状況.....	5
3 住民避難の状況.....	6
第Ⅱ章 大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方.....	7
第1 密集住宅市街地における防火安全対策のあり方.....	9
1 密集住宅市街地における火災予防.....	9
2 住宅等の密集している地域におけるまちづくり.....	10
第2 密集住宅市街地における消防活動・応援体制のあり方.....	11
1 密集住宅市街地における効率的な消防活動.....	11
2 密集住宅市街地における火災に係る適切な応援要請.....	12
第3 密集住宅市街地での火災対応のための新たな装備・技術の活用・開発.....	14
1 有効と考えられる先進的な装備・技術.....	14
2 装備・技術の充実強化に向けた取組.....	15
第4 住民の避難行動等.....	16
1 地域コミュニティにおける共助のつながりの重要性.....	16
2 平時からの避難訓練の実施及び多様な主体の連携の重要性.....	16
3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定・共有等の重要性.....	17
おわりに.....	18

はじめに

令和7年11月18日に大分市大字佐賀関地内で発生した建物火災は、風速や風向が変化し、延焼や飛び火の方向・範囲が変化する中、短時間で広範囲に延焼拡大しました。蔦島を含め、焼損範囲は約6.39haとなり、街区については23,321㎡が焼損し、死者1名、負傷者1名のほか196棟の建物に被害が生じました。市街地における火災としては、平成28年の糸魚川市大規模火災（焼失面積約40,000㎡、負傷者17名、焼損棟数147棟）、令和6年の輪島市大規模火災（焼失面積約49,000㎡、死者16名、焼損棟数244棟）以来の大規模なものとなりました。

被災地域は、木造住宅が密集した市街地であり、狭あいな道路が多いといった地域特性がありました。また、高齢化率も約70%と高く、人口減少により、空き家が比較的多い地域でもありました。高低差のある狭あいな道路などにより活動上の負担が大きい中、大分市消防局等による懸命な消火活動が行われました。

住民の避難に関しては、住民間の主体的な声掛けや消防団や警察等による避難誘導、区長・民生委員・防災士・消防団員等による安否確認や戸別訪問、避難行動要支援者等に対する民生委員やデイサービス事業者等の車両による避難所までのピストン輸送等により、迅速・円滑に行われました。

本検討会では、これらの大分市大規模火災の特徴を踏まえつつ、密集住宅市街地における火災予防の取組の現状や火災防ぎょ計画の策定状況等についての調査結果等を基に議論を行いました。また、実際の住民避難についての聞き取り等を通じて、住民の避難に当たって有効であったと考えられる取組を把握することができました。

これらを踏まえ、火災予防上管理が不十分な空き家等に係る取組などの防火安全対策のあり方、火災防ぎょ計画の策定・充実などの消防活動・応援体制のあり方、火災対応のための新たな装備・技術の活用・開発、住民の避難行動等について検討を行い、今後の密集住宅市街地における消防防災対策のあり方を取りまとめました。

今後、消防庁等の関係省庁における取組も踏まえながら、全国の地方公共団体・消防機関において、火災予防上管理が不十分な空き家等に係る取組やハード対策とソフト対策の両面から安全性を向上させるまちづくりの取組、延焼拡大を想定した火災防ぎょ計画の策定・充実や応援要請基準の明確化、新たな装備・技術の活用、平時からの避難訓練や多様な主体の連携といった住民避難に係る取組などが進められることで、消防防災力の向上が図られていくことを願っております。

最後に、本検討会の委員及びオブザーバーの皆様をはじめ、御協力いただいた方々に対し、心からお礼を申し上げます。

大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会
座長 関澤 愛

第 I 章 大分市大規模火災の概要等と消防活動等の状況

第 1 大分市大規模火災の概要等

大分市大規模火災について、消防庁においては、消防法第 35 条の 3 の 2 の規定に基づく消防庁長官による火災原因調査を実施した。本項では、当該調査の報告書¹に基づき、火災の概要等について記す。

1 火災概要

○ 令和 7 年 11 月 18 日に佐賀関半島に位置する大分市大字佐賀関地内（図 1-1）で発生した建物火災は短時間に広範囲に延焼拡大し、半島部で街区及び林野等約 4.76ha が焼損し、死者 1 名、負傷者 1 名のほか 196 棟の建物に被害が生じた。また同日、市街地から約 1.5km 以上離れた蔦島にも延焼し、林野約 1.63ha が焼損している。（図 1-2）

- ・ 出火時刻：令和 7 年 11 月 18 日 17 時 30 分頃
- ・ 覚知時刻：令和 7 年 11 月 18 日 17 時 45 分
- ・ 鎮圧時刻：令和 7 年 11 月 20 日 11 時 00 分 半島部分
令和 7 年 11 月 28 日 13 時 30 分 蔦島部分
- ・ 鎮火時刻：令和 7 年 11 月 28 日 13 時 30 分 半島部分
令和 7 年 12 月 4 日 14 時 00 分 全域鎮火



図 1-1 火災の発生場所（地理院地図を一部加工）

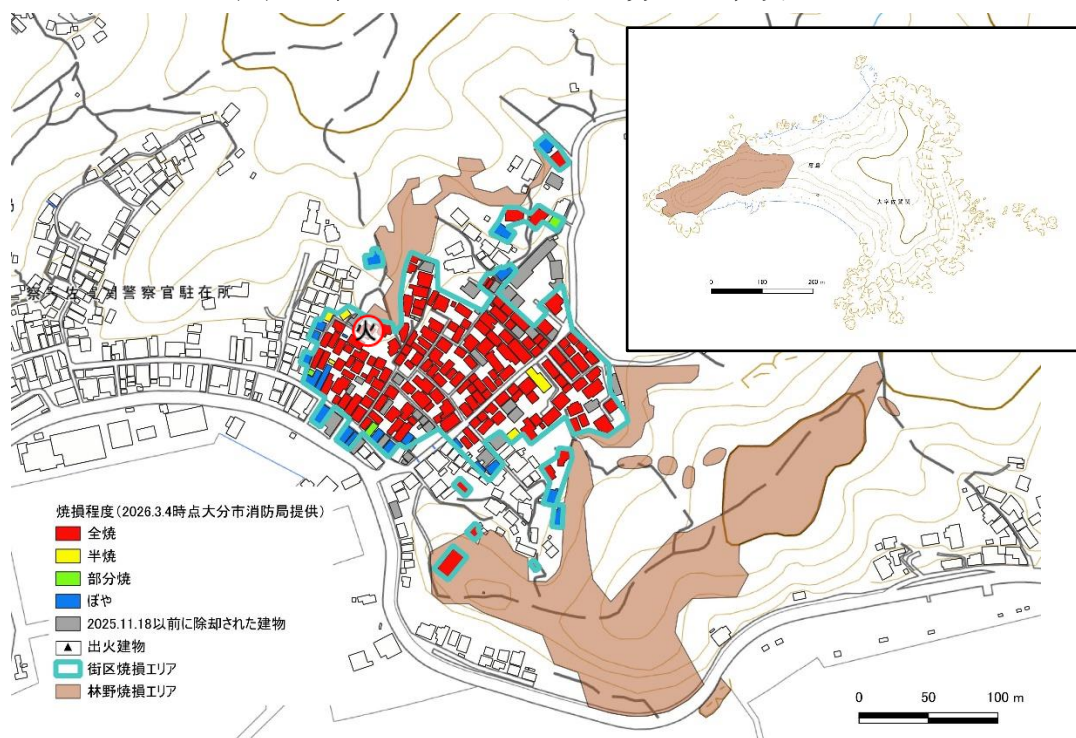


図 1-2 焼損状況（国土地理院基盤地図情報を一部加工）

○ 空き家の焼損状況は、全焼 44 棟、半焼以下 5 棟である。

¹ 詳細は、資料 1 を参照されたい。

2 出火原因等

- 火元建物は、通報内容及び消防隊現場到着時の状況から図 1-2 に「火」で示す位置の木造 2 階建て住宅である。出火箇所は、建物 1 階屋内の東側と判定するが、焼損が激しく、より詳細な範囲を限定することはできない。出火原因として、暖房器具、たばこ、電気機器、屋内配線及び放火について検討した結果、全体的に焼損が激しく火源を特定できる物証が認められないため、本火災の出火原因は不明とする。
- なお、火元建物に隣接する 2 件は空き家であり、第一通報は約 100m 東の住民からであった。また、火元建物住民からの通報はなく、第一通報時に既に火元建物から外部に延焼していたとみられる。

3 被災地域の概況

- 都市計画・消防計画等
 - ・用途地域指定：なし（建蔽率：70%、容積率：400%）
 - ・防火地域・準防火地域指定：指定の対象外
 - ・屋根不燃化区域指定：なし
 - ・延焼警戒区域指定^{*}：あり
 - ・狭隘地区警防計画策定^{*}：あり
- ※平成 29 年 7 月に消防庁が通知した「延焼の危険性が高い地域の指定」及び当該地域の「火災防ぎょ計画」に当たるもの
- 大分市佐賀関の人口は減少傾向にあり、世帯数も減少している。被災した地区の住民数は 266 人、高齢化率は約 70% である。
- 被災地域においては、焼損範囲内に 63 件の空き家があった（第 2 期大分市空家等対策計画（令和 4 年 3 月））とされている。

4 気象の概況

- 佐賀関アメダス（火元建物から西へ約 1.3km）では、火災前 30 日間の合計降水量は 38.5mm であり、平年比 37% に相当する。
- 10 月 31 日に 22.5mm の降水があった。
- 出火当日の実効湿度²は約 67% であった。
- 出火当日は、冬型の気圧配置となり、海上を中心に強い北西の風が吹いていた。前日朝から強風注意報が出されていた。
- 火災現場の消防隊から、風向風速の変化が報告されている。

5 焼け止まりの状況

- 次のような場所で焼け止まりが確認された（図 1-3）。
 - ・消火活動によるもの
 - ・建物の防火性能＋消火活動によるもの
 - ・建物の防火性能＋除却空地＋消火活動によるもの
 - ・空地の多い場所

² 木材の乾燥の程度を表す指数で、それまでの相対湿度を考慮に入れて計算される。大分地方の乾燥注意報の発表基準は「最小湿度 45% で、実効湿度 65%」となっている。

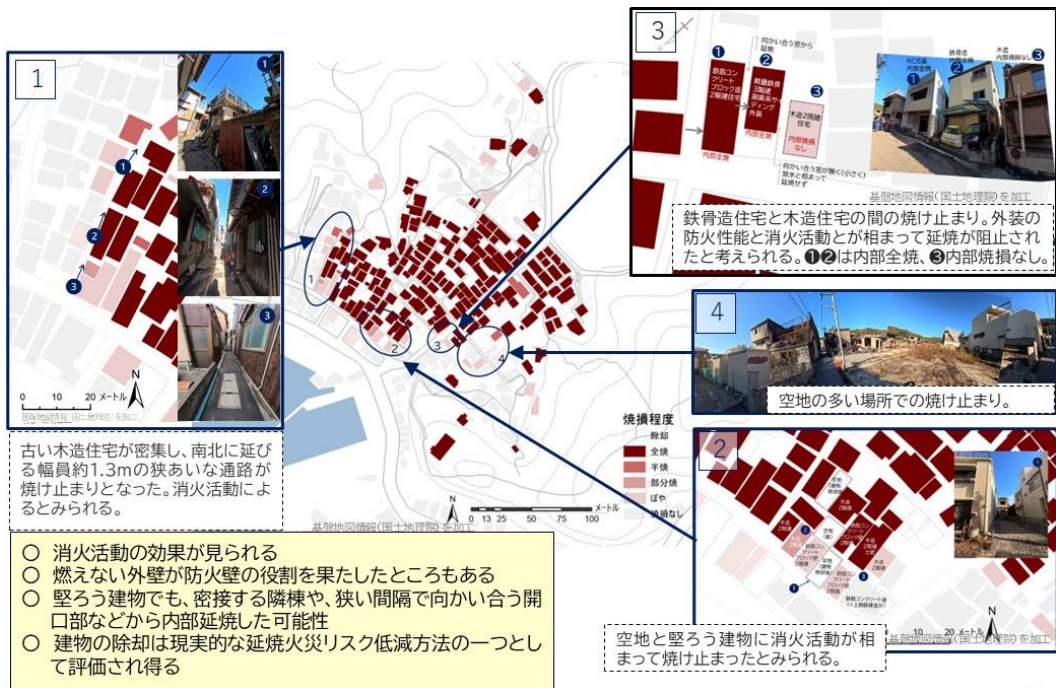


図 1-3 焼け止まりの状況

6 延焼の状況

- 火災時の写真・映像、現地調査の結果、大分市消防局職員からの情報を基に、火災地点を特定し、延焼動態を推定 (図 1-4)。
 - ・飛び火は火元建物から北東～南東の約 90 度の範囲に分布している。
 - ・火元建物から、風下方向の建物 X 及び風横方向の建物 Y までの延焼速度を求めると、それぞれ 34m/h、19m/h となった。
- 市街地延焼シミュレーションにより、延焼動態と消防活動の効果を検証した。
 - ・消防活動の効果として、焼損棟数で 43%、焼損面積で 41% を減じたといえる。

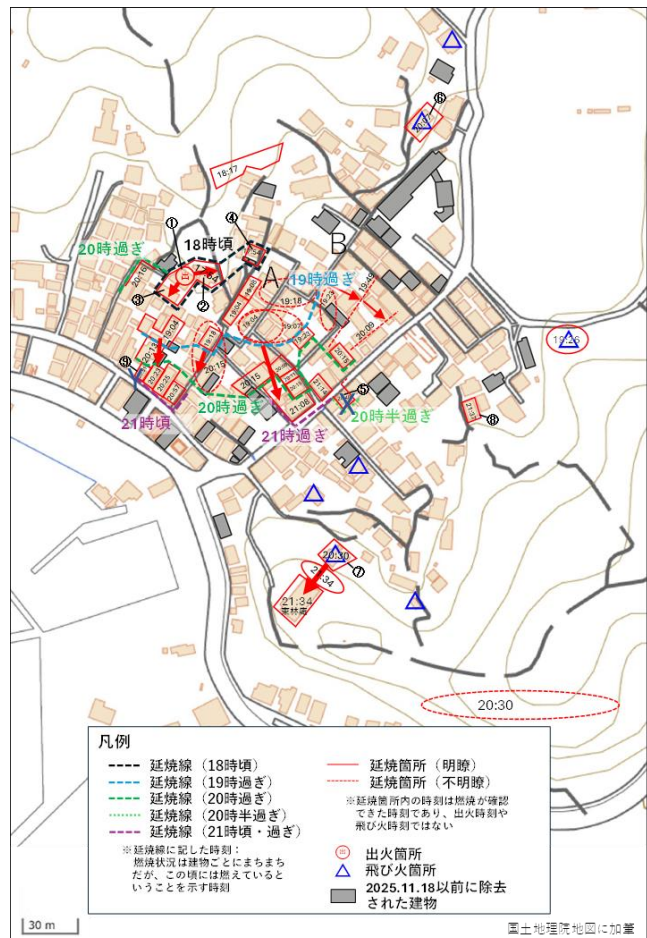


図 1-4 延焼動態

第2 消防活動等の状況

1 大分市消防局及び大分市消防団の対応³

- 大分市消防局では、局内最大規模となる第3出動の部隊を出動させるとともに、非番職員を召集して現場へ投入するなど、これまでにない規模の態勢で消火活動にあたった。
- 消防隊の現場到着時には、既に複数の家屋に延焼が拡大するとともに、風向や風速が変化したことで、更に延焼が拡大した。
- 街中で次々と飛び火火災が発生したため、順次、放水箇所を移動し、退路を確保しつつ消火活動にあたったが、その後、更に延焼が拡大したことを受け、市道田中線（街区東側道路）に延焼阻止線を設定したものの、強風による飛び火が継続したため、延焼阻止線を越えて延焼が拡大した。
- 延焼は街区を越え、周辺の山林部分にまで至ったことから、地上からの消火活動と並行して、ヘリによる空中消火を実施した。
- 延焼が拡大するにしたがって、大量放水が必要となり、消火栓では十分な水量を確保できなかったため、順次、海水による放水に切り替えて消火を図った。
- 飛び火火災が発生した蔦島では、地上部隊が上陸できず、ヘリによる消火活動を実施した。
- 大分市消防団については、大分市消防局の指示の下、火災発生直後から第7方面隊を中心に、住民への避難の呼び掛けや避難誘導を行ったほか、大分市消防局と連携した市街地や山林地域での消火活動や残火処理、警戒活動などに従事した。

特に、住民の避難誘導にあたっては、避難の確認が取れていない住民宅や明かりがついている住民宅を訪問し、避難の呼び掛けを行ったほか、消防団車両を活用して歩行の不自由な人や車いす利用者を避難所へ搬送するなど、迅速な住民避難に寄与した。
- 今回の火災が発生した大分市佐賀関は、木造住宅が密集し、狭あいな道路が多数あるほか、年間を通じて強風が多いなどの延焼危険要因があり、大分市消防局によると、これらの地域特性は消防活動に次のような影響を及ぼした。
 - ・ 住家が傾斜地に建ち並び、至る所に階段や坂があったことから、ホース延長や資器材搬送など、活動上の負担が大きかった。
 - ・ 延焼拡大に伴い、転戦を含む多くの筒先配備が必要となったことから、自然水利の活用等により、有効水圧を確保し活動にあたった。
 - ・ 住家に囲まれ、周囲の状況把握が困難な箇所が多く、急激な延焼で退路を断たれる危険性がある中、留意して活動に従事した。
 - ・ 延焼阻止線を設定したことで、延焼を免れた住家がある一方、飛び火により、延焼阻止線を越えて延焼する住家があった。

2 応援の状況

- 大分市消防局は、局内最大の第3出動体制まで部隊を増強したが、飛び火等により延焼阻止線を越えるなど、延焼拡大が続いたため、大分県常備消防相互応援協定に基づき県内の6消防本部へ応援を要請した。要請を受けた各消防本部は、計13台58名の県内応援隊を派遣し、住宅地や周辺の山林部分の消火活動に従事した。

³ 詳細は、資料4を参照されたい。

- 航空隊については、大分県防災航空隊が上空からの情報収集の要請を大分市消防局から受け、飛行が可能となる火災発生翌朝出動した。また、佐賀関地区周辺の林野及び蔦島内の林野への延焼が見られたことから、熊本県防災航空隊及び福岡市消防航空隊に応援を要請し、空中からの消火活動を実施した。自衛隊へりとも連携し、活動時間を分けて、安全を確保しつつ連続的な散水を実施した。また、これらの活動に加え、蔦島で活動する消防隊員の人員輸送も実施した。

延焼拡大が見られなくなって以降は、赤外線カメラにより広域的に熱源探査を実施するとともに、発見した熱源への消火活動を実施した。

3 住民避難の状況⁴

- 主な延焼範囲である田中1地区、田中2地区、田中3地区、神山地区及び東町地区の5地区は、地区内が数軒単位の小さな班で構成されており、火災覚知後は各班内において住民同士の声掛けや避難誘導等が実施され、多くの住民は近隣の田中公民館へ避難した。また、並行して消防団・警察・区長・民生委員・防災士等も住民に対し、避難の呼び掛けや避難誘導を実施した。
- 田中公民館への避難者数が多くなったことや延焼拡大等に伴い、より収容人数が多く火災現場から離れた佐賀関公民館の開設後、田中公民館から佐賀関公民館への住民避難が開始された。この際、消防団や警察等が避難誘導を行いつつ、原則は徒歩での移動が呼び掛けられた。なお、歩行が不自由な人や車いす利用者については、消防団・警察・デイサービス事業者・民生委員・防災士が、佐賀関公民館まで車両でのピストン輸送を実施した。
- 区長・民生委員・防災士・消防団員等は、佐賀関公民館への避難誘導等と並行し、現場付近に戻り、避難の確認が取れていない住民宅や明かりがついている住民宅の扉を叩いて大声で避難を呼び掛ける等、戸別訪問を実施した。
- 田中1～3区、神山地区、東町地区の5地区の住民数の合計は266人であり、佐賀関公民館への最大避難者数は180名に上る等、多くの住民が避難所へ避難していた。なお、遠方の親戚宅等へ車両で避難した住民も一部みられた。

⁴ 詳細は、資料5を参照されたい。

第Ⅱ章 大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方

令和7年11月18日に大分市大字佐賀関地内で発生した建物火災は短時間で広範囲に延焼拡大し、半島部で街区及び林野等約4.76ha（うち街区23,321㎡）が焼損し、死者1名、負傷者1名のほか196棟の建物に被害が生じた。本火災は、市街地における大規模火災としては、平成28年の糸魚川市大規模火災（焼失面積約40,000㎡、負傷者17名、焼損棟数147棟）、令和6年の輪島市大規模火災（焼失面積約49,000㎡、死者16名、焼損棟数244棟）以来の規模のものである。

<本火災の特徴>

本火災については、消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査が行われており、当該調査の報告書⁵等から以下のような点を特徴として挙げるることができる。

- 平年に比べ降水量が少ない状況の中、強風注意報が発表される状況下で、風速や風向が変化したため、延焼や飛び火の方向・範囲が変化し、複数箇所への飛び火を伴いながら、急激に延焼拡大した。具体的には、火災初期にホースラインを越える形で南東側へ飛び火が発生し、延焼のおそれのある領域が初期に大きく広がった。
- 被災地域は、防火地域・準防火地域や屋根不燃化区域の指定はなく、高経年の木造建築物等が密集した住宅市街地であり、狭あいな道路が多く消防車両の進入経路や部署位置が限られるなど、潜在的な延焼拡大の危険性や消防活動の困難性の高い場所であった。
- また、被災地域は空き家が比較的多く、火災予防上管理が不十分な空き家も散見されるところ、エリア全体として焼損が激しいため個別具体の被害との関係を特定することは困難ではあるが、火災予防上管理が不十分な空き家等が延焼や飛び火の発生に影響を与えた可能性があると考えられる。一方、過去に建物が除却されたことにより生じた空地が焼け止まりに寄与した箇所も確認された。建物の除却は、現実的な延焼火災リスク低減方法の一つとして評価され得る。
- 火元建物は高齢者の一人暮らし世帯であり、本火災について当該住民からの通報はなかった。火元建物に隣接する2件は空き家であり、消防への第一通報の時点で、火元から周辺へ延焼が拡大していた。地域での高齢化や人口減少に伴う人的対応力の低下が、火災の覚知や通報、初期消火等の初動対応に影響を与えた可能性も考えられる。
- 一方、被災地域における住民の避難については、住民間の主体的な声掛けや消防団や警察等による避難誘導、区長・民生委員・防災士・消防団員等による安否確認や戸別訪問、避難行動要支援者等に対する民生委員やデイサービス事業者等の車両による避難所までのピストン輸送等により、迅速・円滑に行われた。その背景として、住民間の日頃からの声掛けや勉強会等の交流機会、多くの関係者が参加する地震・津波等の定期的な避難訓練、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定・更新・関係者への共有など、平時からの住民のつながりや地域防災の取組があるものと考えられる。

⁵ 詳細は、資料1を参照されたい。

<密集住宅市街地の消防防災に係る課題>

一般的に、密集住宅市街地は、乾燥・強風といった気象条件下では、ひとたび火災が発生すると延焼拡大しやすい潜在的な危険性を有すると考えられる。加えて、道路が狭あいである場合は、消防活動の困難性が高くなると考えられる。

また、高齢化や人口減少に伴い、建物の更新が進まず、更新による防火性能の向上が見込みにくいとともに、管理が不十分な空き家等の増加や地域における人的対応力の低下等が進み、延焼拡大の危険性を高めるおそれがあると考えられる。

なお、空き家については、それ自体が直ちに火災危険性を高めるものではないが、放置されて草木の繁茂や建物の損傷など火災予防上管理が不十分な状態となった場合には、隣棟からの延焼や飛び火に対する脆弱性が大きくなるとともに、火災が発生した場合には、消防への通報や初期消火が遅れるなど、延焼拡大の要因となる可能性があると考えられる。他方、消防活動上の観点からは、人命検索や避難誘導の必要性、飛び火警戒の優先度を検討する上で、空き家の所在に係る情報は有用なものとなる。

<総論>

これらのことを踏まえ、糸魚川市大規模火災や輪島市大規模火災を契機として進められてきた対策の徹底・拡充を図ることが重要であり、特に大分市大規模火災の特徴等を勘案すると、以下の4点を中心に対策を進める必要がある。

第一に、密集住宅市街地における火災危険性を踏まえ、出火防止の観点から各戸の住宅防火対策を徹底するとともに、延焼拡大防止の観点から地域における面的な防火安全対策の充実・強化を図ることが必要である。これに当たり、中長期的な火災に強いまちづくりとともに、延焼拡大の要因となる可能性のある管理の不十分な空き家等のリスク低減や地域における出火時の迅速な初動対応の確保が重要である。

第二に、密集住宅市街地の火災に対応できる消防体制のあり方として、各消防本部は、ひとたび火災が発生すれば大規模に延焼が拡大する可能性の高い地域を把握し、当該地域の特性を踏まえて、活動方針や消防水利の確保等についての事前計画を定めておくとともに、大規模な火災に至った場合の対応計画を定める必要がある。また、火災が大規模に拡大する場合、その進展は早く、必要な消防力を迅速に投入する必要があるため、具体的な応援要請基準を定めておくとともに、応援に向かう近隣の消防本部が早期に出動できる制度・体制を整えておく必要がある。

第三に、今回の大規模火災で明らかになった課題を踏まえると、密集住宅市街地における火災において、①狭所・傾斜地での迅速な消火、②消防水利の確保、③延焼拡大状況の把握、④飛び火等による延焼拡大の防止に資する新たな装備・技術の充実強化について検討を進める必要がある。

第四に、住民避難に関し、平時からの防災の取組等によって地域コミュニティを維持する働き掛けを行いつつ、多様な主体が連携した地域の実情に応じた避難訓練等を定期的に実施しておく必要がある。その際、事業者等を含めた、多様な主体が連携し自ら動くことができる仕組みの構築に平時から取り組むことも重要である。また、避難行動要支援者や避難支援等関係者が自発的に行動するために、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を整備し、関係者への共有や更新等を進めつつ、それらを活用した訓練等を行うことが重要である。

以下、今回の大分市大規模火災を踏まえた今後の消防防災対策のあり方について、具体的な提言を行う。

第1 密集住宅市街地における防火安全対策のあり方

1 密集住宅市街地における火災予防

- 密集住宅市街地における火災危険性を勘案すると、まずは、火災の発生を防止することが極めて重要であり、各戸において、安全装置付きの火気使用器具、住宅用火災警報器、住宅用消火器、感震ブレーカーの設置や火気及び電気製品の適切な取扱いなど住宅防火対策を徹底することが必要である。
- 加えて、火災が発生した場合に備え、延焼拡大防止の観点から地域における面的な防火安全対策の充実・強化を図ることが必要であり、各地域において消防本部と関係部局が連携し、以下の取組を推進することが重要である。

(1) 火災予防上管理が不十分な空き家等に係る取組の推進

- 密集住宅市街地の管理が不十分な空き家等については、火災予防条例（例）第24条（空き家の管理等）を踏まえ、消防本部においてもその把握や所有者等における適切な管理を促進することが必要である。
- 消防本部等へのアンケート調査の結果⁶、管理が不十分な空き家等に対する火災予防上の取組を具体的に行っている消防本部が一定数あり、空き家等の台帳管理や関係部局との連携など、他の消防本部の参考となる事例もみられるところである。
- このような状況を踏まえ、密集住宅市街地における空き家等について、消防本部において把握する対象や、管理が不十分で改善すべきものの目安、改善指導等の手順、関係部局と連携した情報共有や関係者への働き掛けに係る体制整備等を分かりやすく示すことが必要である。
- このためには、今回の調査結果を基に、消防庁において、関係省庁と連携の上、「(仮称)密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン」を策定し、消防本部に周知することが望ましいと考えられる。
- 加えて、密集住宅市街地の防火安全性を高めるためには、当事者である住民の理解・協力が不可欠であり、密集住宅市街地の火災危険性、防火安全対策に係る法制度や支援措置等について、全国火災予防運動や建築物防災週間の機会等を捉え、各地域の消防本部と建築部局が連携して住民への広報啓発を行うことが重要である。

(2) 火災の早期覚知・通報

- 密集住宅市街地においては、出火時の迅速な初動対応により、火元から周囲に燃え広がらないようにすることが被害軽減を図る上で必要となる。
- このような観点から、糸魚川市大規模火災を契機として、消防庁では、火災を早期覚知・通報するための方策として住宅用火災警報器と連動した戸外警報器や自動火災通報システムの導入を促進してきたところである。
- 一方、消防本部等へのアンケート調査の結果⁷、これらの機器等について具体的な取組を推進している地域がある一方で、現状において幅広い展開には至っていないのではないかと考えられるところである。
- このような状況を踏まえ、今回の調査結果を基に、消防庁において、住宅用火災警報器と連動した戸外警報器や自動火災通報システムの導入・普

⁶ 詳細は、資料6を参照されたい。

⁷ 詳細は、資料7を参照されたい。

及に向けて、優良事例の水平展開を行っていくべきである。また、これらの機器等について、消防庁において関係事業者団体と連携し、より設置しやすい製品の開発・普及を図ることも重要である。

- このほか、高所カメラを用いたAIによる火災監視システムの活用なども火災の早期覚知に有効と考えられる。

2 住宅等の密集している地域におけるまちづくり

- 老朽木造住宅が密集している地域は、延焼の危険性が高いことから、特に危険性の高い「地震時等に著しく危険な密集市街地」はもとより、それ以外の密集地域においても、ハード対策とソフト対策の両面から安全性を向上させる取組を行うことが重要である。
- 「地震時等に著しく危険な密集市街地」以外の地域であっても、老朽木造住宅の密集状況や地形的な特性、強風等による大火の発生状況なども踏まえ、大規模な延焼火災が発生する可能性が高い地域がないか、住宅・まちづくり部局と消防部局が連携し、確認することが必要である。
- 密集地域を地震や火災等の災害に強い地域へと改善していくためには、延焼を抑制し、避難路となる道路の整備、避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え等を推進することが必要⁸である。
- こうした取組は、地元住民等の理解を得ながら地道に少しずつでも進めていく必要があり、防災マップの作成や防災訓練・防災パトロールの実施、防災に関する人材育成など、地域防災力の向上に資するソフト対策を推進することも必要である。
- 特に、人口減少・高齢化が進行し、建物の更新が進みづらく、狭あい道路も多く残る地域においては、延焼拡大の抑制に有効な空地や地域外への避難路、消防活動空間の確保のための空き家等の老朽建築物の除却や狭あい道路の解消等や、迅速な避難のための防災訓練などの取組を推進することが必要である。
- このうち、空き家に関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく財政上・税制上の措置や、特定空家等への指導・勧告等を通じた除却等の対策を促進するとともに、空き家の所有者等に対し、空き家化のリスクや関連制度等についての周知・広報や相談対応等を通じて積極的に働きかけを行うこと等により、空き家の適正な管理や早期の除却・活用等に取り組む機運を醸成し、空き家の所有者等の自主的な対応を促すことが重要⁹である。また、空き家所管部局と消防部局を含む関係部局が連携し、各々が把握した空き家の情報を適切に共有することは、空き家対策のみならず火災予防の観点からも有効と考えられる。
- 火災時における延焼拡大を抑制するため、地域の特性や地元住民の意向を十分に踏まえつつ、防火地域や準防火地域、屋根不燃化区域の指定¹⁰などにより、長期的に面的な不燃化を推進することが必要である。
- なお、漁港背後集落における密集地域にあっては、水産部局と住宅・まちづくり部局、消防部局との連携も重要である。

⁸ 密集市街地への支援制度については、資料8を参照されたい。

⁹ 空き家対策については、資料9を参照されたい。

¹⁰ 防火地域、準防火地域等については、資料10を参照されたい。

第2 密集住宅市街地における消防活動・応援体制のあり方

1 密集住宅市街地における効率的な消防活動

- 消防庁では、糸魚川市大規模火災を受け、全国の消防本部に対し、大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定及び当該地域の火災防ぎょ計画の策定を通知等により要請してきたところであり、この間、各消防本部では、管轄する地域における大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定及び当該地域の火災防ぎょ計画の策定を進めてきた。
- 大分市佐賀関については、大分市消防局が延焼警戒区域¹¹に指定し、木造住宅や狭あいな道路が多く、年間を通じて強風であることが多いなどの地域特性を踏まえた火災防ぎょ計画を策定していたが、必ずしも延焼拡大について想定されている計画ではなかった。今回の大規模火災では、風速や風向の変化に伴い、飛び火火災が次々と発生する中、設定した延焼阻止線を越えて延焼が拡大しており、延焼拡大時にも効果的な消防活動を実施できるような計画としておくことが重要である。

(1) 火災防ぎょ計画の策定状況等

- 大分市大規模火災後の令和7年12月に消防庁が行った消防本部へのアンケート調査¹²によれば、大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定を行っている消防本部は87.6%、指定した地域の火災防ぎょ計画の策定が完了した消防本部は87.0%であり、一部の消防本部で作業が完了していない実態が把握できた。
- 既に火災防ぎょ計画を策定している消防本部の中には、地形や道路、建物状況、水利など、今回の大分市大規模火災においても消防活動に必要なとなった情報について、地図や現地写真の活用、水道管の色分け表示など、様々な工夫を凝らし、職員の理解・活用が進むよう計画を作成している消防本部もみられた。また、延焼拡大に応じた具体的な延焼阻止線の設定要領や民間事業者を含めた水利確保の方法などを記載し、延焼拡大後の対応を見据えた計画としている事例がある。さらに、空き家の状況を計画に記載している消防本部もみられた。
- 一方で、火災防ぎょ計画に延焼拡大時の基本方針を記載している消防本部は32.2%、応援要請に関する事項を記載している消防本部は38.5%と少ないなどの課題が明らかとなった。

(2) 火災防ぎょ計画の策定・充実

- 火災防ぎょ計画は、地域の特性や初動の消防活動だけではなく、当該地域における延焼阻止線の設定要領や継続的な水利確保の方法、必要な消防力の規模など、延焼拡大時の対応を含めた計画として策定しておくことが重要である。
- また、消防活動に有用な情報として空き家についても火災防ぎょ計画に記載することも重要であると考えられる。地域における空き家の情報を事

¹¹ 大分市消防局の使用名称であり「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について（平成29年7月31日付け消防消第193号）」に基づき、大規模な火災につながる危険性の高い地域として指定しているもの。

¹² 詳細は、資料11を参照されたい。

前に把握しておくことで、消火活動と並行して実施する人命検索や避難誘導に資する情報になるとともに、建物の状況に応じて、飛び火警戒の重要度の判断に資する情報になり得る。

- さらに、必要な消防力を早期に確保するため、近隣の消防本部からの応援要請等について、後述の2に記載のとおり、それぞれの火災防ぎょ計画に記載しておくことで、より実効性の高い計画となると考えられる。
- 消防庁においては、前述の(1)で調査した火災防ぎょ計画の優良事例を示すとともに、延焼拡大時の対応を含めた火災防ぎょ計画策定要領を作成し、消防本部における火災防ぎょ計画の策定・充実を促していくべきである。また、策定された計画が実際の消防活動において着実に実行されるよう、各消防本部においては、運用を想定した日頃からの訓練等に努めるべきである。

2 密集住宅市街地における火災に係る適切な応援要請

- 今回の大規模火災において、大分市消防局は、消防本部内で最大規模となる第3出動体制まで増強しても対応できないと判断し、県内の他の消防本部の応援を得て対応したが、今後も密集住宅市街地で急激な延焼拡大を伴う類似の火災が発生し得ることを考えれば、速やかな応援要請を行うことで必要な消防力を円滑に確保できる体制を整備しておくことが重要である。

(1) 応援要請基準の明確化

- 密集住宅市街地において火災が発生し、大規模な火災となる場合には、飛び火警戒や延焼防止活動などに多くの人員や車両・資機材が必要となる。地元消防本部は、初期の段階から先を見越した必要な消防力を判断し、時機を逸することなく都道府県内応援部隊の出動を要請するほか、必要な場合には、躊躇なく緊急消防援助隊の出動要請を行い、大規模火災に的確に対応できる体制を確保することが重要である。
- 災害時に迅速に応援要請を判断するためには、消防力や地域の実情等を踏まえた具体的な応援要請基準を定めておくことが重要である。例えば、密集住宅市街地等の大規模な火災につながる危険性の高い地域を管轄する消防本部であれば、延焼シミュレーション等を活用し、予測される延焼範囲に対し必要となる消防力を算定しておくことで、応援の必要性をあらかじめ判断できる。こうした検討を基に、当該地域において「強風注意報等の発表下において火災が発生した場合」、「〇棟以上延焼している場合」のように、具体的な事象の発生を引き金に応援要請をするよう定めておくことが考えられる。
- また、人員や車両・資機材が比較的充実している一定規模以上の消防本部においては、消防力が優位な分、応援要請が必要な具体的な事象が想定しづらいことから、別の災害に備えて管内全域で最低限待機しておくべき消防隊数を基にした要請基準を定めておくことが考えられる。
- 密集住宅市街地における火災に係る応援要請基準については、各消防本部で策定する火災防ぎょ計画に明記しておくことが効果的であることから、消防庁において、前述の地域特性や延焼拡大時の対応も含め、実効性の高い計画となるよう策定要領を示し、各地域の応援体制の強化を図るべきである。

(2) 消防相互応援協定の充実

- 消防庁では、糸魚川市大規模火災を受け、消防広域応援体制の強化のため取り組むべき事項を示し、都道府県内の消防相互応援協定を見直すよう求めてきたところであり、密集住宅市街地等の大規模な火災につながる危険性の高い地域において火災が発生した場合に、速やかに都道府県又は代表消防本部等に連絡し、状況を共有する体制については全国的に整備が進んでいる。
- 今回、それらの具体的な内容について調査したところ、応援要請の判断の迅速化に資する取組として、応援要請前に近隣の消防本部が先遣出動する体制整備や、応援規模をあらかじめ明確にする事例を把握することができた¹³。
- 被災地の応援要請の判断への助言や都道府県内応援部隊の早期の出動を行うため、被災地以外の消防本部が応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動できるよう、各都道府県内の消防相互応援協定に定めておくことは有効である。その際、都道府県の実情によっては、早期に被災地に出動できるよう、代表消防機関だけでなく地域毎に出動できる消防本部を定めておくことも考えられる。
- また、都道府県内応援部隊を要請した場合の出動部隊とその規模、出動までに要する時間を事前に共有しておくことも効果的である。被災地は災害の推移と照らして、隣接応援、ブロック応援又は全域応援と、応援要請の規模を判断する目安にすることができることから、時宜に応じた応援要請につながるものと考えられる。
- 消防庁においては、各都道府県や消防本部に対し通知等により、こうした優良事例の紹介を行うことで、取組の水平展開を図り、各地域の消防相互応援協定の充実を促していくことが重要である。

¹³ 詳細は、資料 12 を参照されたい。

第3 密集住宅市街地での火災対応のための新たな装備・技術の活用・開発

1 有効と考えられる先進的な装備・技術

- 今回の大規模火災では、①狭所・傾斜地での迅速な消火、②消防水利の確保、③延焼拡大状況の把握、④飛び火等による延焼拡大の防止といった点が消防活動上の課題となった。今後の密集住宅市街地における大規模火災に対応するためには、これらの課題に対応する装備・技術の充実強化を図っていく必要がある。
- 密集住宅市街地において活用が考えられる装備・技術を把握するため、東京消防庁及び各指定都市消防本部を対象にアンケートを行うとともに、過去に密集住宅市街地における大規模火災を経験した糸魚川市消防本部及び奥能登広域圏事務組合消防本部にヒアリングを実施した。加えて、民間事業者を対象に、密集住宅市街地火災への活用が期待される技術情報を募集した。これらの調査により情報提供を受けた先進的な装備・技術は以下の表1のとおりである¹⁴。

表1 密集住宅市街地における消防活動のための先進的な装備・技術

	課 題	装備・技術
①狭所・傾斜地での迅速な消火	住家が傾斜地に建ち並び、至る所に階段や坂があったことから、ホース延長や資器材搬送など、活動上の負担が大きかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい路でも進入可能な小型運搬車や大容量小型ポンプ車 ・軽量で背負える可搬消防ポンプ <p style="text-align: right;">など</p>
②消防水利の確保	延焼拡大に伴い、転戦を含む多くの筒先配備が必要となったことから、自然水利の活用等により、有効水圧を確保し活動に当たった。	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水車 ・大型水槽付き送水車 ・自動制御付きポンプ <p style="text-align: right;">など</p>
③延焼拡大状況の把握	住家に囲まれ、周囲の状況把握が困難な箇所が多く、急激な延焼で退路を断たれる危険性がある中、留意して活動に従事した。	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員のバイタル情報や位置情報を把握できるデバイス ・AIによる火災監視システム ・自動飛行システムを搭載したドローン <p style="text-align: right;">など</p>
④飛び火等による延焼拡大の防止	延焼阻止線を設定したことで、延焼を免れた住家がある一方、飛び火により、延焼阻止線を越えて延焼する住家があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・水幕ホースや放水銃 ・建物火災に活用可能な消火薬剤 ・放水ロボット <p style="text-align: right;">など</p>

- また、消防活動上の横断的な課題と言えるが、消防活動のパフォーマンスを上げていくためには、消防職団員の安全管理に配慮することも重要であ

¹⁴ 詳細は、資料13を参照されたい。

り、隊員のバイタル情報や位置情報を把握するデバイスなどはこの観点からも有効活用が期待される。

2 装備・技術の充実強化に向けた取組

- 消防庁としては、密集住宅市街地での火災に対して有効と考えられる装備・技術について、財政措置なども活用しながら導入の推進に取り組むことが重要である。
- 特に、消防力が劣勢の中、狭あい路への進出や延焼拡大防止に資する大容量小型ポンプ車や放水ロボット・水幕ホース等は、首都直下地震をはじめとする地震災害時の大規模火災対応にも極めて有効と考えられることから、全国の緊急消防援助隊への配備を早急に検討すべきである。
- また、近年急速に発展しているAIやロボティクス等の新技術を活用したもの（例：AIによる火災監視システム、自動飛行システムを搭載したドローン）については、消防活動現場での実装を進めるため、モデル事業の活用等を通じ、消防本部における導入効果や運用方法を示していくことが重要である。
- あわせて、現時点では実用化に至っていない消火用ドローンや背負い式の可搬消防ポンプなどの装備・技術については、競争的研究費の活用等により、研究開発を推進していくことが重要である。また、延焼シミュレーションを活用した防火対策・消防活動の高度化や、飛び火による延焼拡大や防御のための散水方法等に関する知見などに資する研究については、消防研究センターを中心に推進していくことが重要である。

第4 住民の避難行動等

- 今回の大規模火災については、多数の建物被害が生じた一方で、住民の迅速な避難行動等により、人的被害は最小限に抑えられたものと考えられる。火災後に地元の地方公共団体や延焼範囲地域の住民等から平時からの取組及び火災当日の取組等について聞き取りを行った結果¹⁵は、以下に記載のとおり大変参考になるものであり、消防庁においては関係省庁と連携し、地方公共団体向け説明会等での紹介や自主防災組織に関する事業等を通じて全国への周知に努めることが重要である。
 - その際、地域のコミュニティの状況は様々であることから、各地方公共団体、各地域が自らの地域の課題等の実情に応じた取組方策を検討していくことが重要である。
- 1 地域コミュニティにおける共助のつながりの重要性
- 今回の大規模火災においては火災当日、延焼範囲の5地区内にて、数軒単位の小さな班内で住民同士の自発的な声掛け等がされる等、地域のコミュニティにおける共助のつながりの重要性が確認された。
 - 平時においても、同地区内の数軒単位の小さな班内で、勉強会・敬老会・回覧板を活用した交流等がなされており、その際に住民の容体確認（例：入院した、歩行が不自由となった）等、班内の住民の最新状況を定期的に確認し合える環境を構築できていた。
 - これらのことを踏まえると、全国的に、住民のライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化等、自治会等の活動の持続可能性の低下が危惧される中で、平時からの防災の取組等によって地域コミュニティを維持していく働き掛けも重要である。
- 2 平時からの避難訓練の実施及び多様な主体の連携の重要性
- 同地区においては、自主防災組織が中心となり、地区内の住民・民生委員・防災士・消防団・警察・地方公共団体等の関係者が多く参加する避難訓練（南海トラフ巨大地震・津波を想定）¹⁶が年に1回実施されていた。
 - 同訓練の実施については、大分市の補助金制度¹⁷を活用しており、同市としても地域における避難支援の体制づくりの促進を図っていた。
 - これらのことを踏まえると、地震・津波の避難訓練が大規模火災時の住民避難にも活かした今回の事例のように、多様な主体が連携した地域の実情に応じた避難訓練等を定期的実施しておくことが重要である。なお、災害リスクが相対的に低いと考えられる地域においても、平時の避難訓練も含めた今回のような優良事例の周知に加えて、大規模災害等の活動経験を有する有識者による防災講演会等をはじめとした地域防災力向上に資する事業の活用等を通じ、火災を含めた各種災害に対する住民等の防災意識向上や災害対応力の強化を図ることが重要である。
 - また、災害時に自治会・自主防災組織・民生委員・防災士・消防団・デイサービスなどの福祉事業者等、多様な主体が連携し、自ら動くことができる

¹⁵ 詳細は、資料14を参照されたい。

¹⁶ 令和6年度は102名、令和5年度は60名、令和4年度は74名が参加

¹⁷ 自主防災組織主体で行う災害時の連絡体制表の作成・情報伝達訓練等に対する市の補助金

ような仕組みの構築¹⁸に、自主防災組織等の取組を支援するモデル事業の活用等を通じて、地域の課題等の実情に応じた形で、平時から取り組んでおくことが重要である。

- 加えて、今回の大規模火災は地域住民間の主体的な声掛け等により、避難が主体的かつ迅速に実施された事例であるが、災害が急激かつ広範囲に拡大するケースも有り得ることから、地方公共団体は、地域の実情に応じて、大規模火災に適した避難先をあらかじめ定めた上で、延焼範囲等に応じて適切な避難先を検討し迅速な避難指示判断ができるような体制整備等を行っておくことが重要である。さらに、防災行政無線やSNS等を用いた災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進することも重要である。
- なお、大規模災害時等においては消防機関の到着が遅れることなども想定され、初動対応としての自主防災組織等による初期消火も極めて重要であるため、自主防災組織等が平時から消火訓練に取り組むとともに、日頃から消火資機材の点検を行うほか、女性や高齢者でも扱いやすい小口径・軽量の消火用ホースや小型可搬ポンプ等を整備することなども重要¹⁹である。

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定・共有等の重要性

- 同地区においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、年に1回、内容更新のための会議を開催し関係者が参加していたことと併せて、平時から民生委員・児童委員・自治会・自主防災組織・消防団・消防本部・警察等の関係者に同名簿及び同計画が広く共有されていた（平時からの同名簿情報の提供割合の全国平均は約40%）。
- 個別避難計画に関しては、同地区の9名の避難行動要支援者に対し、6名（約67%）が同計画を既に策定していた。同計画の策定にあたっては要支援者本人だけでなく福祉関係者等の多くの関係者の参画も必要であり、また策定に一定の時間や労力を要することから、同計画の策定率の全国平均は約14%となっているが、それと比較して同地区の策定率は高かった。加えて前述の避難訓練等においても避難行動要支援者はじめ関係者への意識付けが行われる等、定期的に活用されていた。
- これらのことを踏まえると、災害時に避難行動要支援者や避難支援等関係者が自発的に行動するために、地域の実情に応じて、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職等とも連携して同名簿や同計画を整備した上で、個人情報に留意しつつ関係者への共有や更新等を積極的に進め、それらを活用した訓練等の平時の取組を行うことが重要である。

¹⁸ 例：デイサービス事業者と地方公共団体や自主防災組織間での要支援者の災害時の移送や避難誘導等に関する連携協定締結や、そのような多様な主体の連携の地区防災計画への記載、事業者による地域の避難訓練への参加等

¹⁹ 住民による初期消火活動の取組事例については、資料15を参照されたい。

おわりに

我が国において進行する人口減少や少子高齢化の結果として、住民自らによる災害対応力の低下や小規模自治体・消防本部における人材不足などに直面する地域にとっては、人的対応力の不足にいかに対処し、消防防災体制を維持・向上させていくかが極めて重要な課題となっている。また、今回火災が発生した大分市佐賀関のように、老朽化した建物の更新が進みづらく、空き家が増加する等の状況も、人口減少や少子高齢化が進む地域に共通する課題と言えよう。

このため、今回の検討会は、一義的には密集住宅市街地火災への対策を検討するためのものであったが、複数の委員から、人口減少等共通の課題を抱えた全国の各地域にも向けられた普遍的な対策としてメッセージを発する必要があると問題提起がなされる中で議論が交わされたことを最後に付言しておきたい。

密集住宅市街地は、一旦火災が発生すれば大規模火災につながる危険性が高いと考えられる。各戸の住宅防火対策の徹底とともに、地域全体を見据えたハード、ソフト両面の防火安全対策の充実強化が必要である。また、火災の拡大が予測される場合には、適切な応援要請を通じて十分な消防力を迅速に確保する視点が重要である。さらに、AI やロボティクス等の新技術の活用は消防活動の支援に資すると考えられる。このほか、地域コミュニティの維持、平時からの避難訓練や多様な主体の連携等も、地域の防災力を維持する上で欠かせない取組である。これらはいずれも、人的対応力の不足にどのように対処していくかという観点で重要な対策である。

人口減少・少子高齢化に起因する課題を抱えた地域の消防・防災に関わる関係者にとって、本報告書が少しでも参考になれば幸いである。取組の実践に当たっては、各地域を取り巻く環境の変化も適切に踏まえ、住民をはじめとした当事者の理解・参画を得ながら、消防防災体制の維持・向上に努められることを期待する。

大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会 開催経過

	開催日	議題
第1回	令和7年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」開催要綱（案） ○令和7年11月18日に大分市において発生した火災の概要及び消防庁長官による火災調査の速報 ○大分市における火災発生時の気象概況 ○被災現地の建築物の概況 ○建築物等の被害調査報告（速報） ○大分市大規模火災における消防活動等の概要 ○大分市大規模火災を踏まえた検討の方向性
第2回	令和8年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○密集市街地対策と空き家対策 ○密集住宅市街地における防火安全対策の検討 ○火災防ぎょ計画の策定状況等に関する調査結果及び取組方針（案） ○密集住宅市街地における火災に係る応援要請の迅速化 ○密集住宅市街地における消防活動のための先進的な装備・技術（例） ○大分市大規模火災における住民の避難行動
第3回	令和8年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年11月18日に発生した大分市大規模火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書 ○検討会報告書（素案）
第4回	令和8年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○検討会報告書（案）

大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会 委員等名簿

【座長】

関澤 愛 NPO 法人日本防火技術者協会理事長（元東京理科大学教授）

【委員】

市村 裕二 全国消防長会予防委員会委員長（千葉市消防局長）
大宮 喜文 東京理科大学創域理工学部建築学科教授
木作 尚子 名古屋大学減災連携研究センター特任准教授
岸本 孝司 全国消防長会警防防災委員会委員長（北九州市消防局長）
小林 祐司 大分大学理工学部教授
菅原 薫 日本テレビ放送網株式会社報道局政治部次長（兼）解説委員
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授
中西 美和 慶應義塾大学理工学部管理工学科教授
樋本 圭佑 東京科学大学総合研究院多元レジリエンス研究センター教授
廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
細川 直史 東京理科大学創域理工学研究科国際火災科学専攻教授

【オブザーバー】

内閣府（防災担当）
水産庁
国土交通省都市局
気象庁
国土技術政策総合研究所
国立研究開発法人建築研究所
大分県

【事務局】

総務省消防庁
国土交通省住宅局

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

資料集

目次

- 1 令和7年11月18日に発生した大分市大規模火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書（概要） 1
- 2 被災現地の建築物の概況 10
- 3 大分市における火災発生時の気象概況 16
- 4 大分市大規模火災における消防活動等の概要 19
- 5 大分市大規模火災における住民の避難行動 43
- 6 管理が不十分な家屋に関する取組事例の調査結果 . 48
- 7 連動型住警器及び自動火災通報システムの設置推進に係る取組事例の調査結果 57
- 8 密集市街地対策に関する支援制度 65
- 9 空き家対策に関する取組 71
- 10 防火地域、準防火地域等の制度 76
- 11 火災防ぎょ計画の策定状況等に関する調査結果 . . 78
- 12 応援要請基準や都道府県内消防相互応援協定に関する取組事例 94
- 13 密集住宅市街地における消防活動のための先進的な装備・技術（例） 99
- 14 大分市大規模火災の際の住民避難に関して有効であったと考えられる取組 107
- 15 住民による初期消火活動の取組事例 110

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

令和 7 年11月18日に発生した大分市大規模火災に係る
消防庁長官の火災原因調査報告書（概要）

総務省消防庁消防試験研究センター

1. 火災の概要

火災の概要

- (1) 出火日時等
 - 出火時刻: 令和7年11月18日17時30分頃
 - 覚知時刻: 令和7年11月18日17時45分
 - 鎮圧時刻: 令和7年11月20日11時00分 半島部分
 - : 令和7年11月28日13時30分 鳶島部分
 - 鎮火時刻: 令和7年11月28日13時30分 半島部分
 - : 令和7年12月4日14時00分 全域鎮火
- (2) 出火場所: 大分県大分市大字佐賀関地内
- (3) 死傷者数: 死者1名、負傷者1名
- (4) 焼損範囲: 約6.39ha
 - 林野等 約4.06ha(うち鳶島約1.63ha)
 - 街区 23,321㎡
- (5) 焼損床面積: 12,563㎡
- (6) 焼損棟数: 196棟(うち全焼167棟)
 - (令和8年3月4日現在 大分市消防局調べ)

都市計画・消防計画等

- (1) 用途地域指定: なし(建蔽率: 70%、容積率: 400%)
- (2) 防火地域・準防火地域指定: 指定の対象外
- 屋根不燃化区域指定: なし
- (3) 延焼警戒区域指定※: あり
- 狭險地区警戒計画策定※: あり
- ※平成29年7月に消防庁が通知した「延焼の危険性が高い地域の指定」及び当該地域の「火災防ぎよ計画」に当たるもの

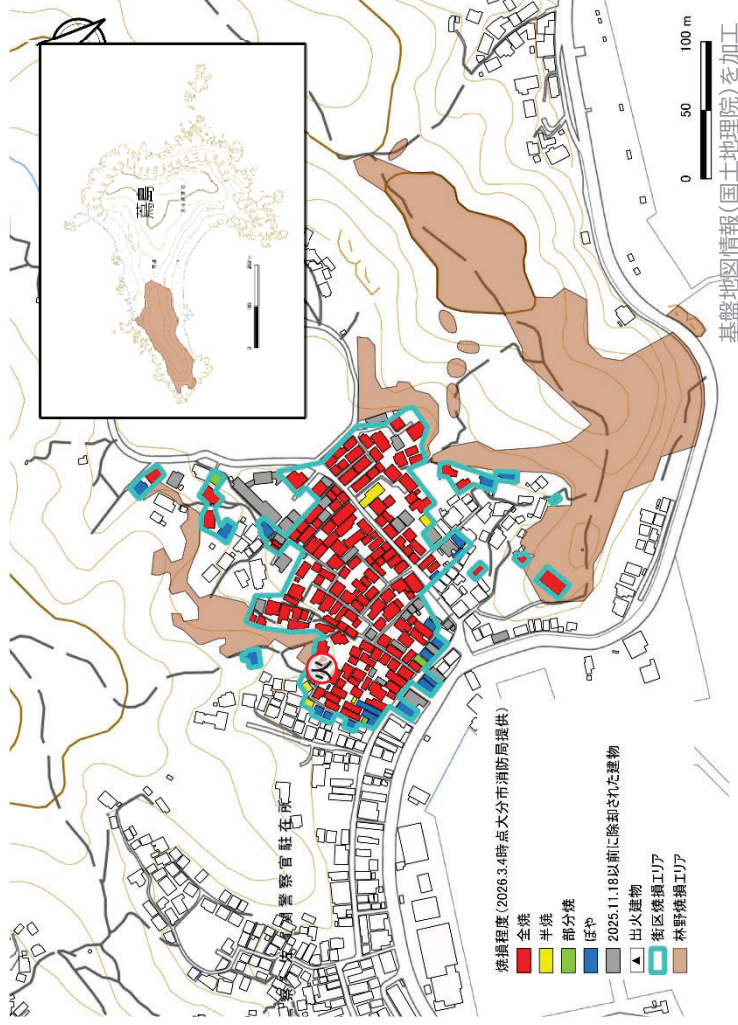
※右図「焼損状況」データ作成方法

- 基盤地図情報の建物データを用いた。
- 焼損状況: 大分市消防局からの情報による(3月4日現在)。
- 除却建物: 大分市消防局からの情報、Google Map判読、現地調査、大分県・大分市消防局・大分県ドローン協議会・大分大学により撮影されたドローン画像の判読による。



位置図

火災及び消防活動の状況
(大分市消防局提供)



基盤地図情報(国土地理院)を加工

焼損状況

○ 空さ家の焼損状況: 全焼44棟、半焼以下5棟

2. 地域の状況

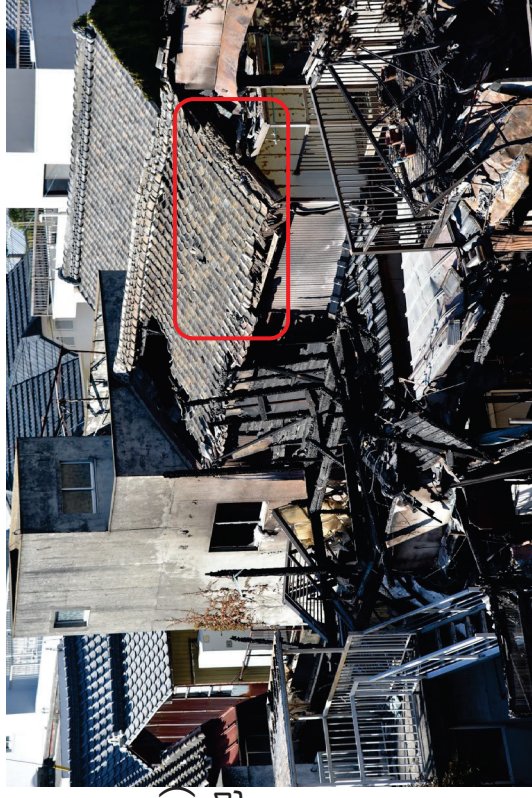
- 住宅は、漁港から丘陵のふもとの標高約0～10mの傾斜地に主に立地(出火建物:標高約10m)する
- 狭い路地に住宅が密集する
- 人口・世帯数ともに減少傾向にある
- 大分市の中では空き家の多い地域(焼損範囲内に63件(第2期大分市空家等対策計画))
- 焼損エリア内の空き家の中には瓦の割れ・ずれや外壁の剥がれ・損傷、敷地内の草木の繁茂などの火災予防上管理が不十分なものも見られる(右写真)
- 建物が除却された空地も散見される
- 昭和46年以前に建築された建物も少なくない

焼損建物の建築年代
(大分市提供データより作成)

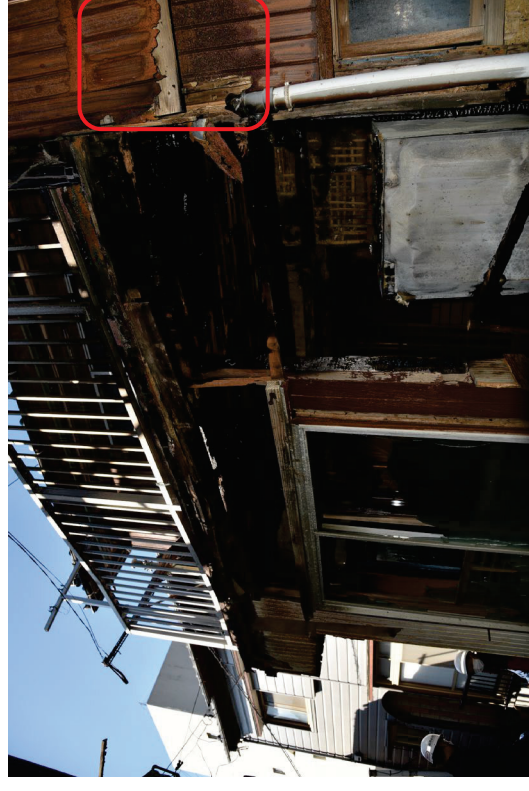
建築年代	棟数
昭和46年以前	92
昭和47～56年	44
昭和57～平成元年	13
平成2～平成11年	5
平成12年～	4
不明	38
総計	196



道路幅員
(大分市土木建設部提供データより作成)



大分市佐賀関で見られた瓦のずれ
火の粉による飛び火に対する脆弱性が懸念(空き家)



大分市佐賀関で見られたトタン板の剥がれ
延焼に対する脆弱性が懸念(空き家)



大分市の空家等の件数(第2期大分市空家等
対策計画(令和4年3月)より)

3. 気象

○佐賀関アマダス(火元建物から西へ約1.3km)では、火災前30日間の合計降水量は38.5mmであり、平年比37%に相当。

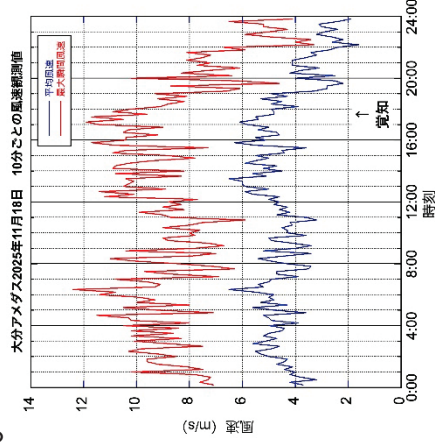
○また、10月31日に22.5mmの降水があった。

○出火した11月18日の実効湿度*は約67%であった。

*実効湿度:木材の乾燥の程度を表す指数で、それまでの相対湿度を考慮に入れて計算される。大分地方の乾燥注意報の発令基準は「最小湿度45%で、実効湿度65%」となっている。

○同日は冬型の気圧配置となり、海上を中心に強い北西の風が吹いていた(強風注意報)。

○大分アマダス(火元建物から西へ約24km)における出火日の平均風速及び最大瞬間風速は右のとおり。



○なお、火災現場の消防隊から、風向風速の変化が報告されている。火災現場においてウェアラブルカメラで撮影された映像から判断された風向

時間	風向	時間	風向
18時20分ごろ	南西	19時10分ごろ	西
18時38分ごろ	北西	19時14分ごろ	北西
18時43分ごろ	北	19時20分ごろ	北西
18時45分ごろ	南西	19時43分ごろ	南西
18時49分ごろ	南西		

4. 出火原因

○最先着した消防隊によると、指令先の木造2階建て住宅(①建物)は火災最盛期で火炎が上方高く立ち上がっており、その東側に位置する木造平家建て住宅(②建物)も炎上中であった。①建物は南側の開口部から火炎が噴き出ししており、その火炎を激しく受けることで、南側の建物(③建物)の北側軒先及び建物内に延焼していた。

○②建物及び③建物は空き家であった。

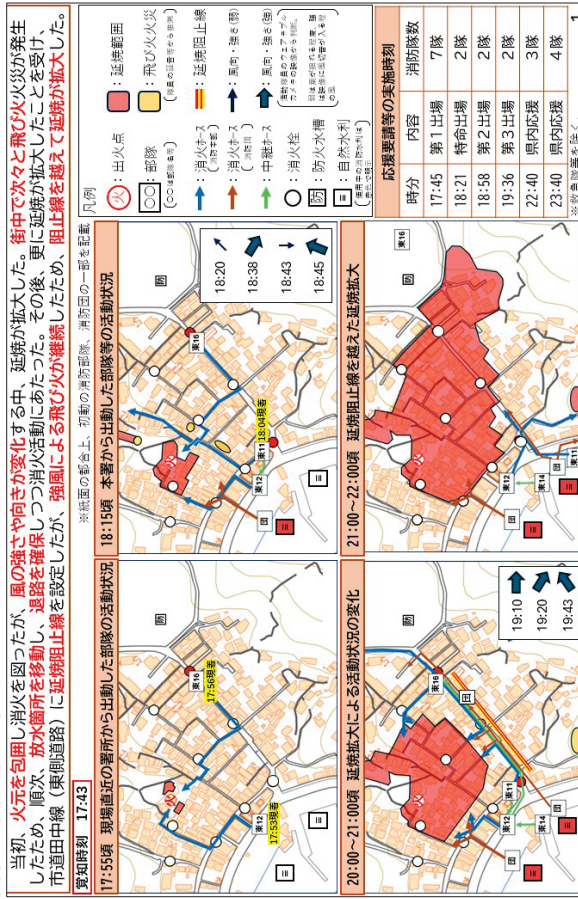
○現場到着時は、北の風が強く吹いていたため延焼速度が速く、更に多量の火の粉が飛散しており、飛び火による延焼の危険性が高かった。



○暖房器具、たばこ、電気機器、屋内配線及び放火について検討した結果、全体的に焼損が激しく火源を特定できる物証が認められないため、本火災の出火原因は不明とする。

5. 消防活動、住民の避難状況

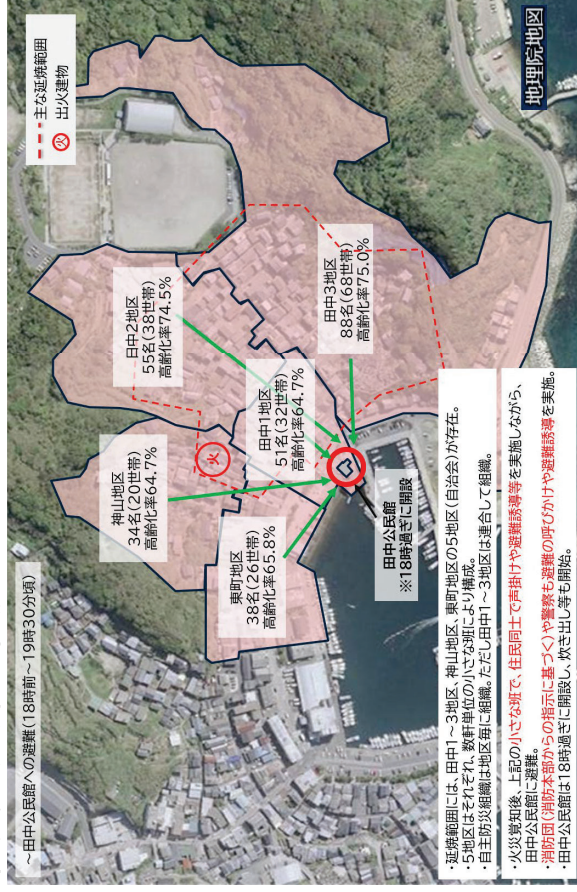
○消防活動の概要



(第1回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会 資料4より)

- 第一通報は火元建物の約100m東の住民「西の方に火が見える。」「木も燃えている。」(既に炎上、延焼)
- 火元建物が坂と階段の多い細い路地の奥にあったため、消防車が直近に部署できなかつた。
- 風向・風速が変化する中、延焼拡大した。
- 複数の飛び火があり、放水箇所を移動し、退路を確保しつつ、消火活動に当たった。
- 強風による飛び火が継続し、市道田中線に設定した延焼阻止線を越えて延焼した。
- 建物が密に並んでいたため周囲の状況把握が難しかった。
- 大分市の水道網に接続しており、配水池の水位は維持された。延焼拡大に対する放水口数の増加に伴い放水圧力の低下が一部で発生し、自然水利(海水)へ転換した。
- 林野へも延焼拡大し、18日深夜から山中へもホース展開した。

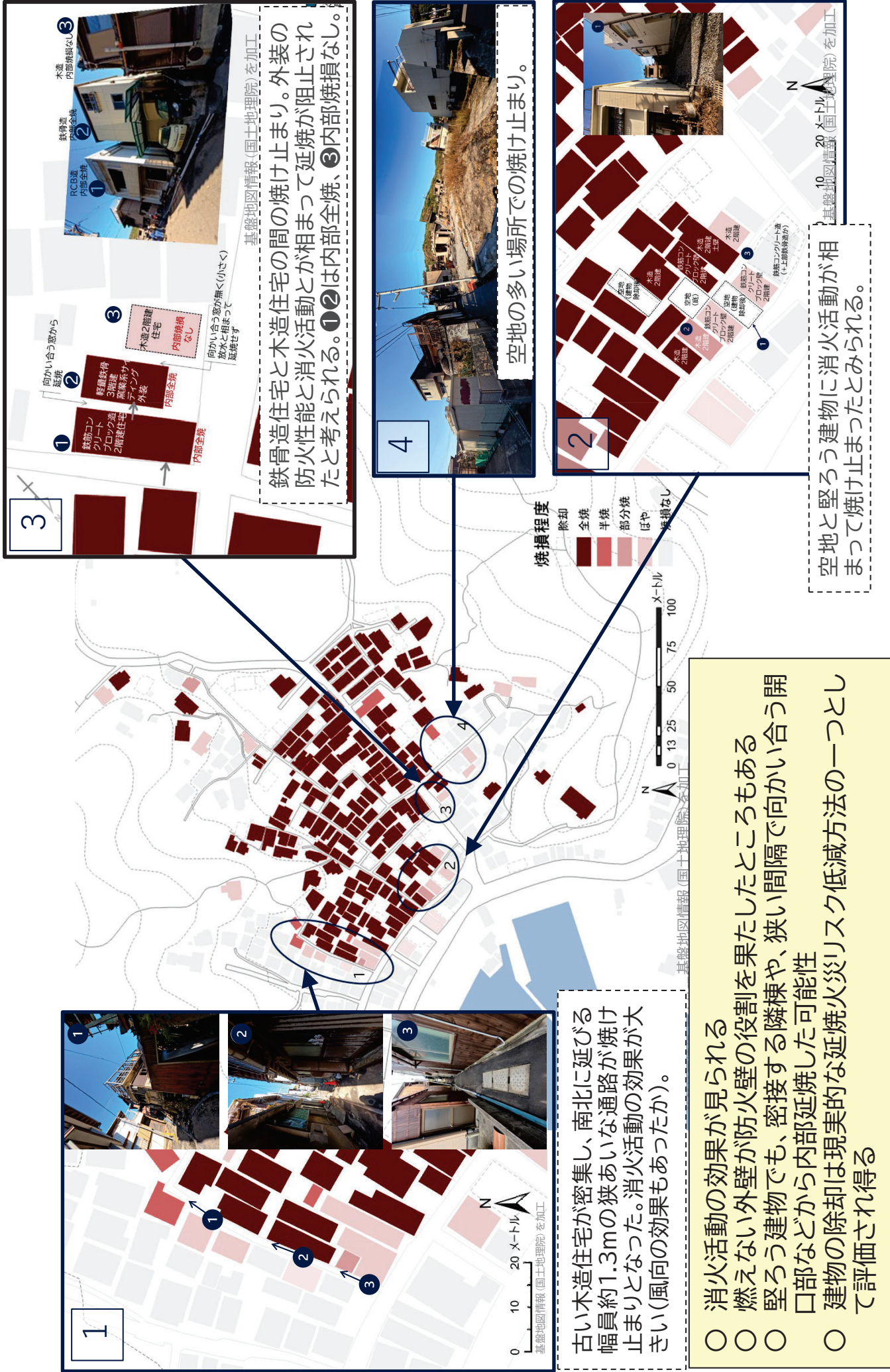
○住民の避難の状況



(第2回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会 資料5より)

- 大分市消防局は消防団に住民の避難広報と支援を指示。
 ・対象地区内の住民数は266人
 ・高齢化率約70%
 ・災害時要支援者が一定数いた
 - 自治会役員、民生委員などが個別に訪問を実施。
 - 住民の防火意識の高さ※、日常的な防災活動※※が迅速な避難につなげたこととされる。
 - 福祉施設が車両による避難支援を行った。
- ※火災を知りえた住民が声を掛け合って自宅周辺に散水をしたなど (大分大学減災・復興デザイン教育研究センターの調査による)
 ※※ 年一回の自治会の防災訓練、災害時要支援者情報の共有、個別避難計画の策定など

6. 焼け止まりの状況

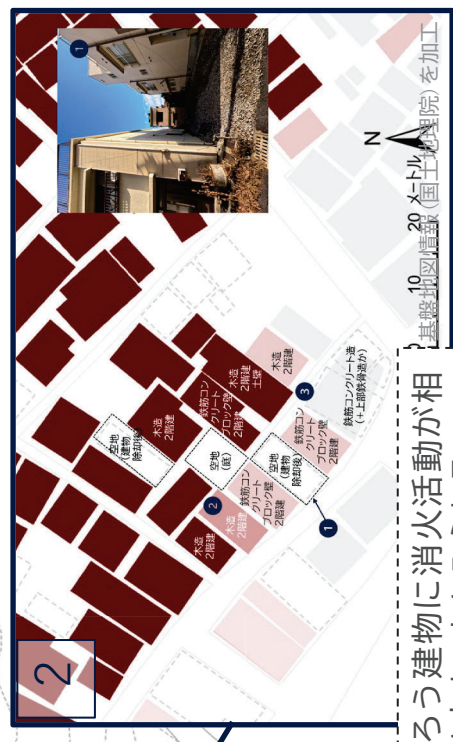


基礎地図情報（国土地理院）を加工

鉄骨造住宅と木造住宅の間の焼け止まり。外装の防火性能と消火活動とが相まって延焼が阻止されたと考えられる。①②は内部全焼、③内部焼損なし。



空地の多い場所での焼け止まり。



空地と堅ろう建物に消火活動が相まって焼け止まったとみられる。



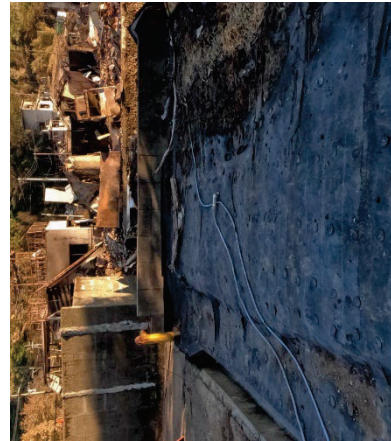
古い木造住宅が密集し、南北に延びる幅員約1.3mの狭い通路が焼け止まりとなった。消火活動の効果が大きい(風向の効果もあったか)。

- 消火活動の効果がえられる
- 燃えない外壁が防火壁の役割を果たしたところもある
- 堅ろう建物でも、密接する隣棟や、狭い間隔で向かい合う開口部などから内部延焼した可能性
- 建物の除却は現実的な延焼火災リスク低減方法の一つとして評価され得る

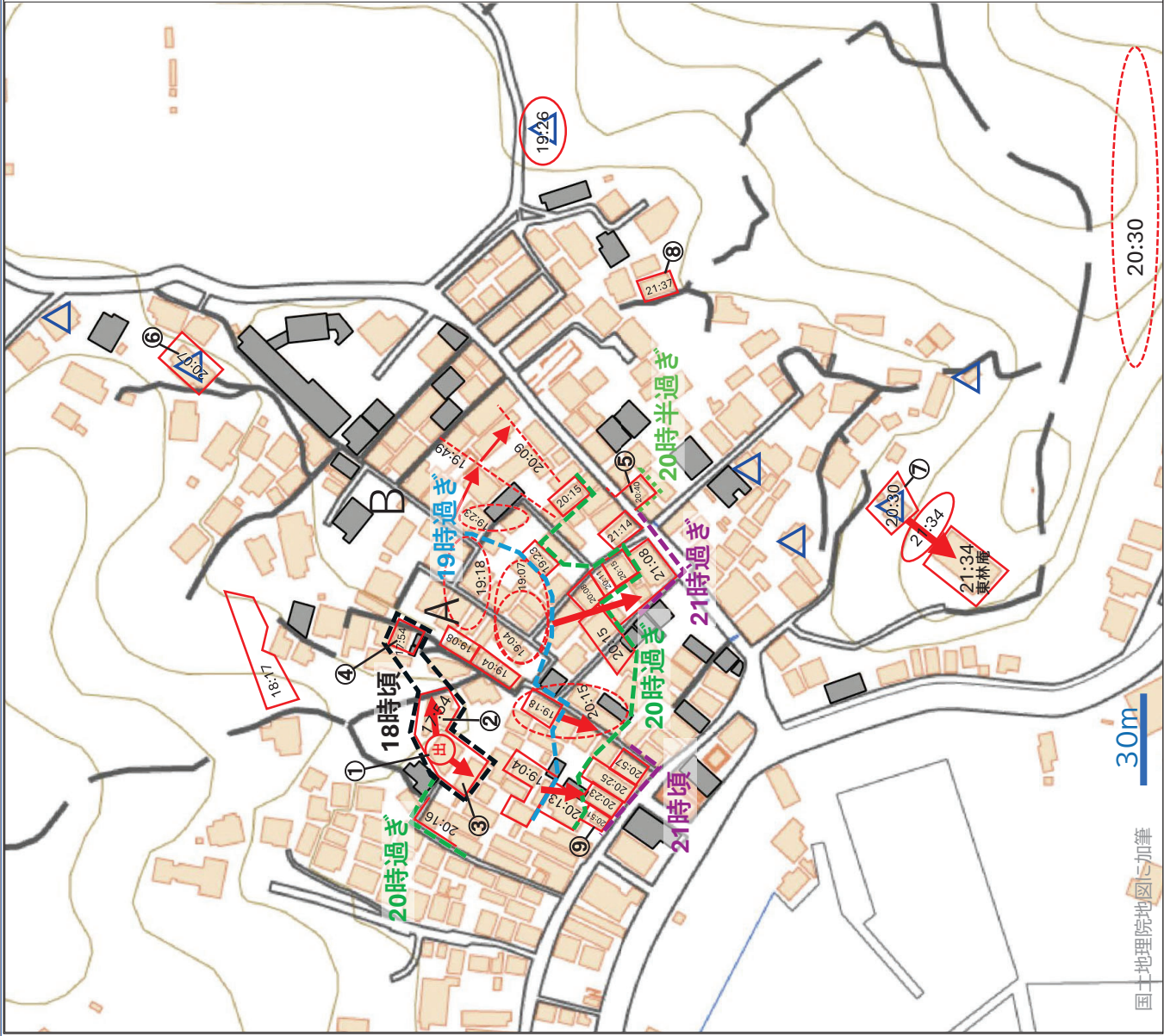
7. 延焼の状況

- 火災時の写真・映像、現地調査の結果、大分市消防局職員からの情報を基に、火災地点を特定し、延焼動態を推定(右図)。
- 飛び火は火元建物から北東～南東の約90度の範囲に分布。
- 火元建物から、風下及び風横方向の延焼速度を求めると、それぞれ34m/h、19m/hとなった※。

※火元から直線的に延焼したと仮定して算出。



焼損範囲内(右地図B地点付近)の防草シートに見られた火の粉により空いたとみられる穴。1㎡あたり75個の5mm以上の穴が観察された。飛び火の危険性が高かったことがわかる。



凡例	
--- 延焼線 (18時頃)	--- 延焼箇所 (明瞭)
--- 延焼線 (19時過ぎ)	--- 延焼箇所 (不明瞭)
--- 延焼線 (20時過ぎ)	※ 延焼箇所内の時刻は燃焼が確認できた時刻であり、出火時刻や飛び火時刻ではない
--- 延焼線 (20時半過ぎ)	○ 出火箇所
--- 延焼線 (21時頃・過ぎ)	△ 飛び火箇所
※ 延焼線に記した時刻：燃焼状況は建物ごとには燃えているというを示す時刻	■ 2025.11.18以前に除去された建物

8. 市街地延焼シミュレーションによる検証

○ 消防研究センターの市街地延焼シミュレーション※を用いる。

○ 入力データ

・国土地理院基盤地図情報の一部修正(建物の除却を反映)。

・風※:北西3m/s / 北西4m/s

・消防活動:延焼阻止線あり / 延焼阻止線なし。

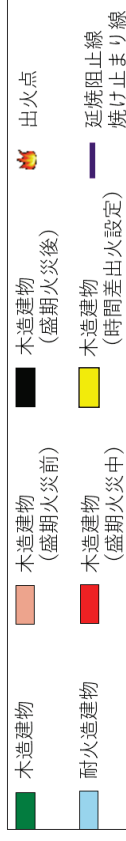
・飛び火は新たな出火点として与える(図の黄色建物)。

○ 結果

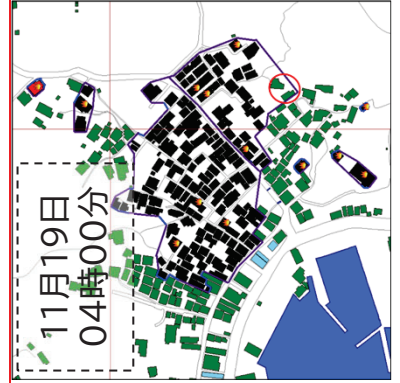
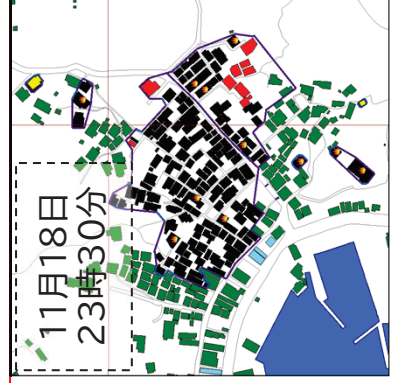
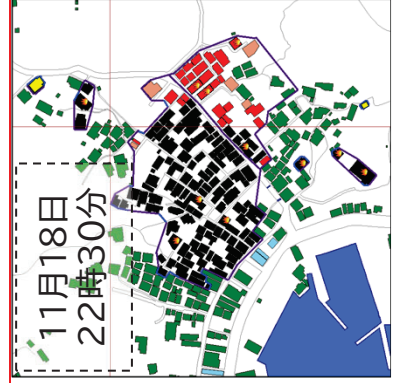
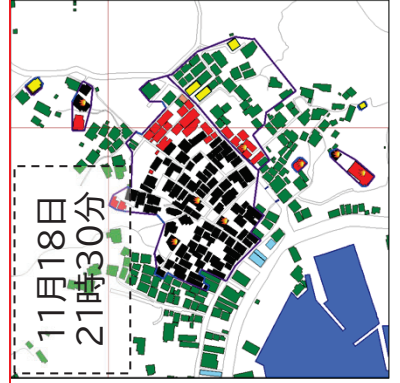
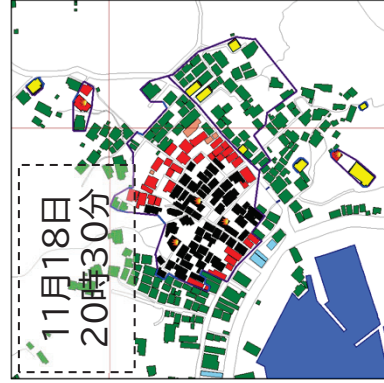
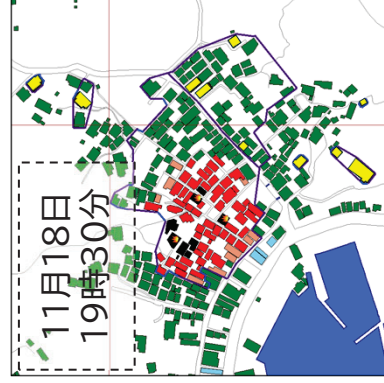
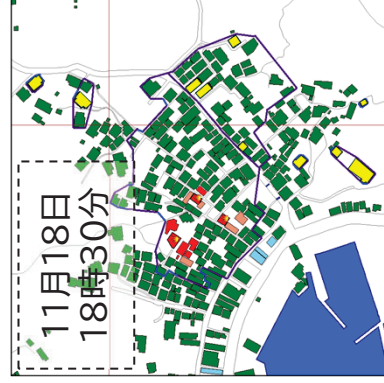
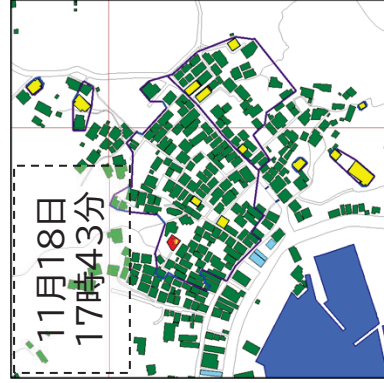
・放任火災だった場合、焼損棟数が約77%、焼損面積で約69%増える(消防活動の効果として、焼損棟数で約43%、焼損建築面積で約41%を減じたといえる)。

※標高差・放水による延焼の遅延は考慮しない。
 ※※実際には出火日は強風注意報が発表されており、また、風向風速は時間的に変化するが、シミュレーションの都合上、風が一定に吹くという条件で計算。

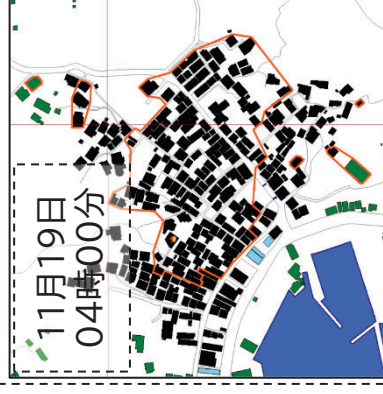
凡例



北西の風3mでの計算結果(消防活動を考慮)



消防活動を考慮しない
場合の結果



消防活動を考慮しない場合、より広範囲に延焼し、焼損棟数で約77%、焼損建築面積で約69%増える。

9. まとめ

- 暖房器具、たばこ、電気機器、屋内配線及び放火について検討した結果、全体的に焼損が激しく加減を特定できず、物証が認められないため、本火災の出火原因は不明とする。
- 本火災及び被災地域は右表のような特徴を有し、延焼が拡大し、かつ、消防活動が困難であったことが被害要因とみられる。
 - 次のような場所で焼け止まりが確認された。
 - ・ 消火活動によるもの
 - ・ 建物の防火性能 + 消火活動によるもの
 - ・ 建物の防火性能 + 除却空地 + 消火活動によるもの
 - ・ 空地の多い場所
- 建物の除却は現実的な延焼火災リスク低減方法の一つとして評価され得るものと考えられる。
- 火災の初期に発見ができなかったことは、隣家が空き家だったことの影響も考えられる。
- 延焼動態を復元した市街地延焼シミュレーションの結果、消防活動により、焼損棟数で43%、焼損建築面積で41%を減じたと評価された。
- 防火意識の高さ、自治会及び消防団等の避難支援により、迅速な避難がなされた。
- 本火災では、水道の配水池の水位は安定的に推移し自然水利(海水)も活用できた。本造密集集落の火災には膨大な量の消火用水が必要であり、放水のための水利を確保できたことは重要。

表 延焼を拡大した要因・消防活動を困難にした要因

地理的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 半島先端の狭窄部に位置しており陸上からのアクセスルートが限られた ○ 消防車が入れない道(坂、階段、カーブ、狭あい)が多く存在し、ホース延長が長くなった ○ 古い建物が多く、密集している場所もあり、延焼の速い場所があった ○ 狭あいな道に建物が密に並んでいたため、周囲の見通しが悪く、延焼や飛び火に対する警戒が困難であった ○ 火災予防上管理が不十分な空き家が散見され、延焼や飛び火による火災の発生に影響を与えた可能性がある
集落の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降水が少なく※、湿度は乾燥注意報発令基準に近く、強風注意報が出ている中で発生した ※前30日間合計降水量は平年比37% ○ 火元建物が隣接する2件は空き家であり、第一通報は約100m東の住民からであった ○ 火元建物住民からの通報はなく、第一通報時に既に火元建物から外部に延焼していた ○ 火元建物は坂と階段の多い細い路地の奥にあったため、消防車が直近に部署できなかった ○ 火災初期にホースラインを越える形で南東側へ飛び火が発生し、延焼のおそれのある領域が初期に大きく広がった ○ 風速や風向が変化したため、延焼や飛び火の方向・範囲が変化した
火災・気象の特徴	

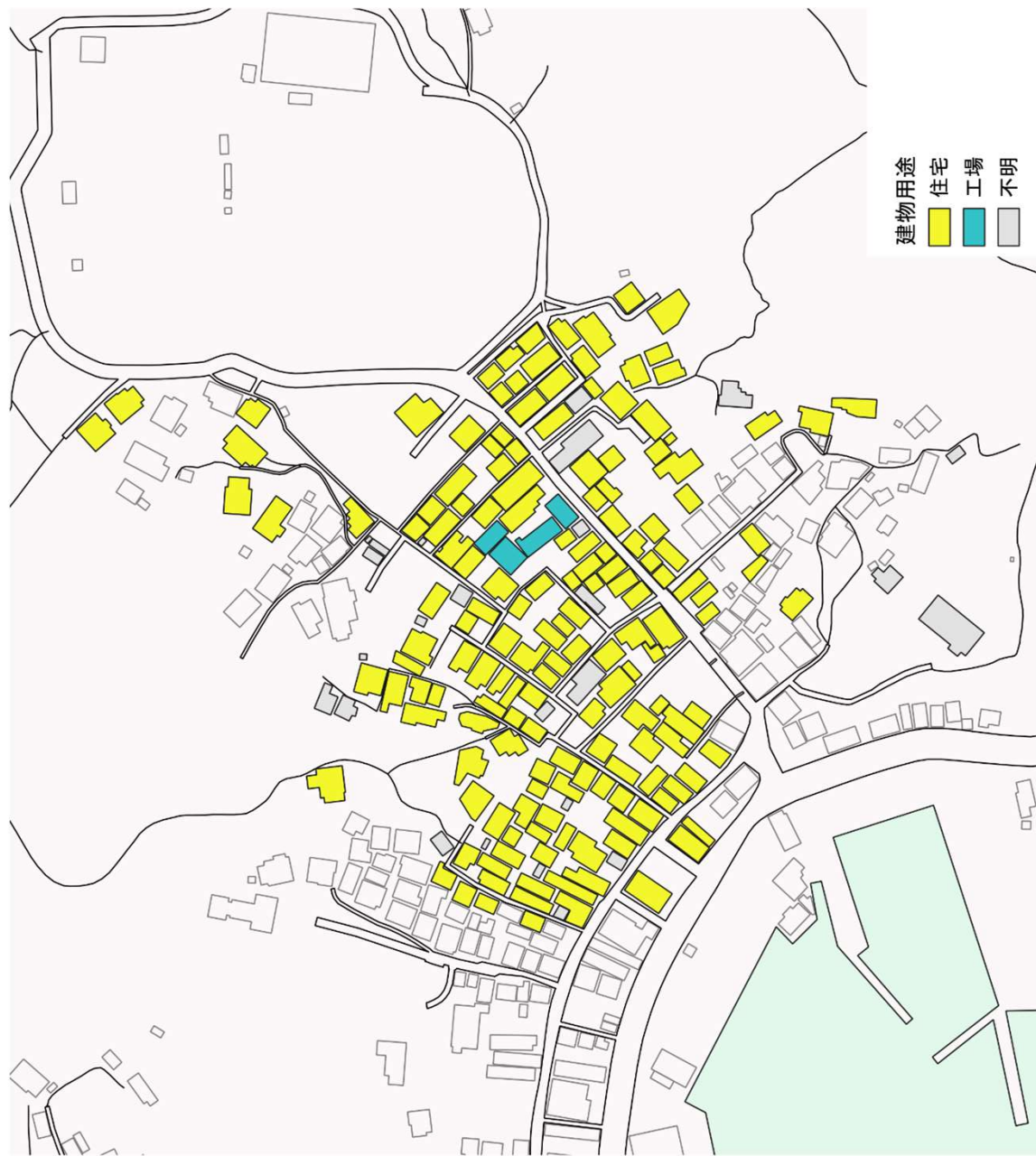
大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

被災現地の建築物の概況

国土交通省

焼損した建築物の用途

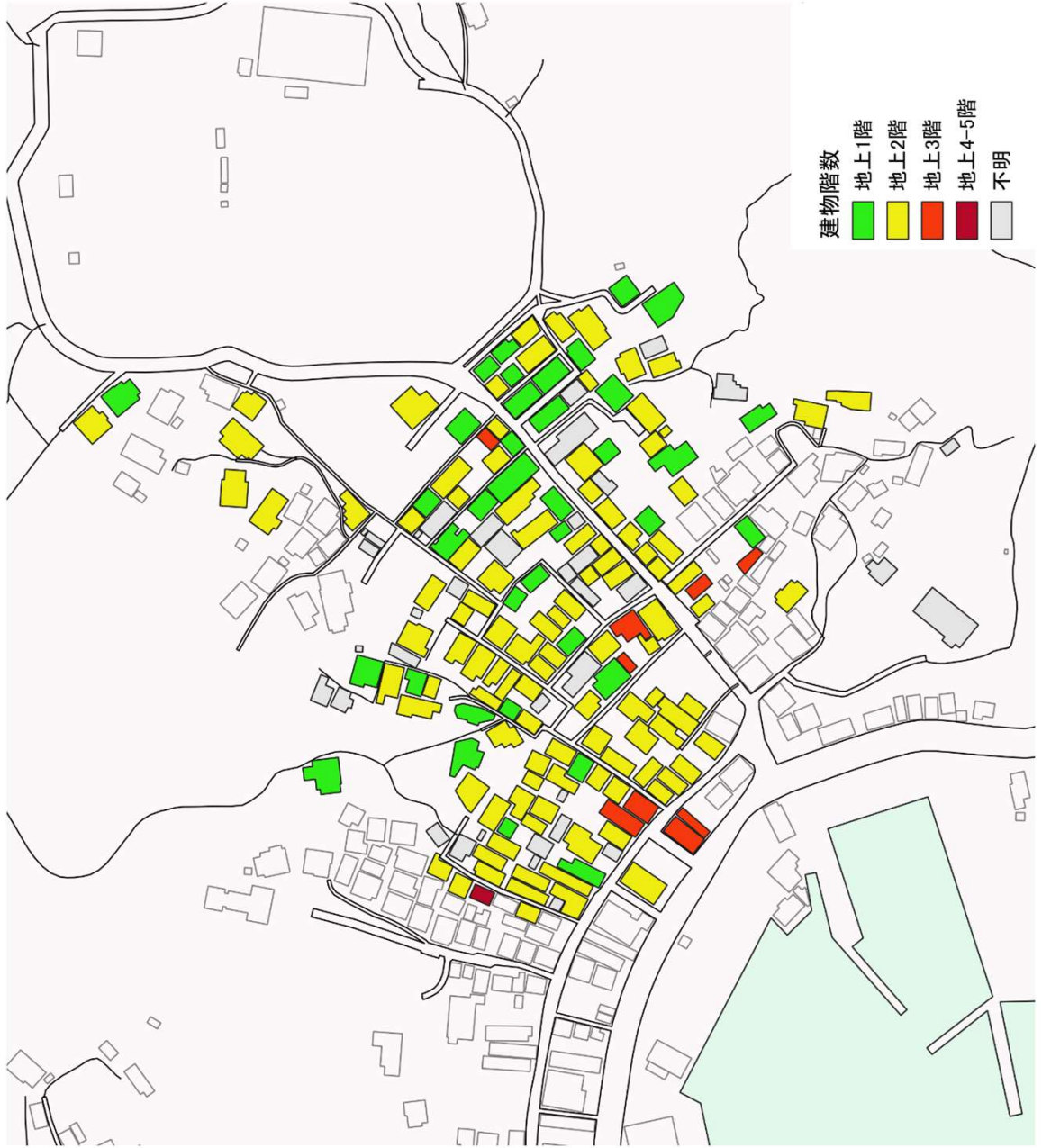
○ 大半が住宅用途である。



- 建築物の形状データ
国土地理院基盤地図情報を元に作成(一部、除却済み建築物を削除)
- 焼損した建築物
大分市消防局情報(3月4日現在)
- 建築物の用途
大分市都市計画基礎調査(R4.4.1時点)

建物用途	棟数
住宅	167
工場	4
不明	25
総計	196

○ 大半が2階建て以下の建物である。

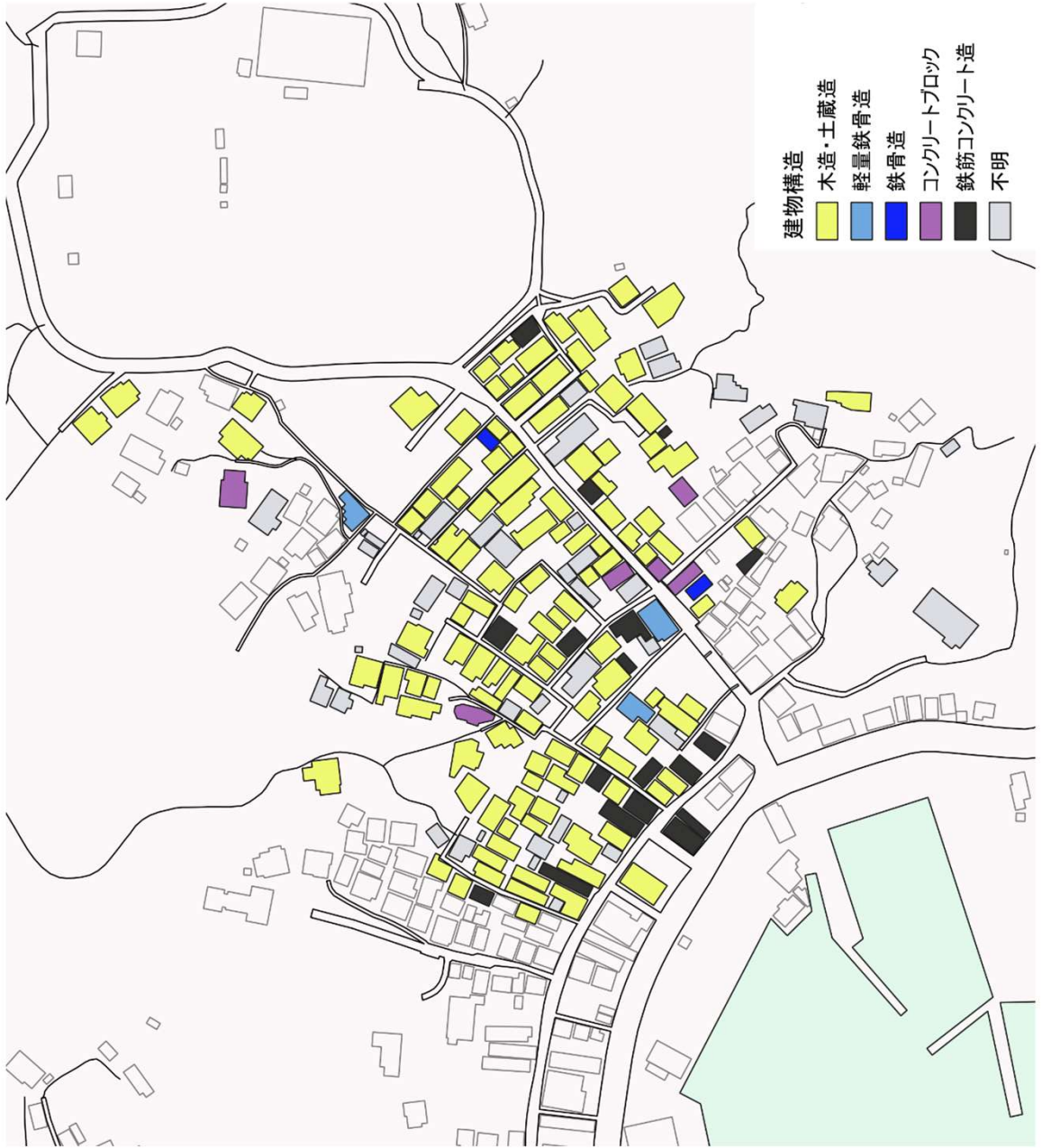


- 建築物の形状データ
国土地理院基盤地図情報を元に作成
(一部、除却済み建築物を削除)
- 焼損した建築物
大分市消防局情報(3月4日現在)
- 建築物の階数
大分市都市計画基礎調査(R4.4.1時点)

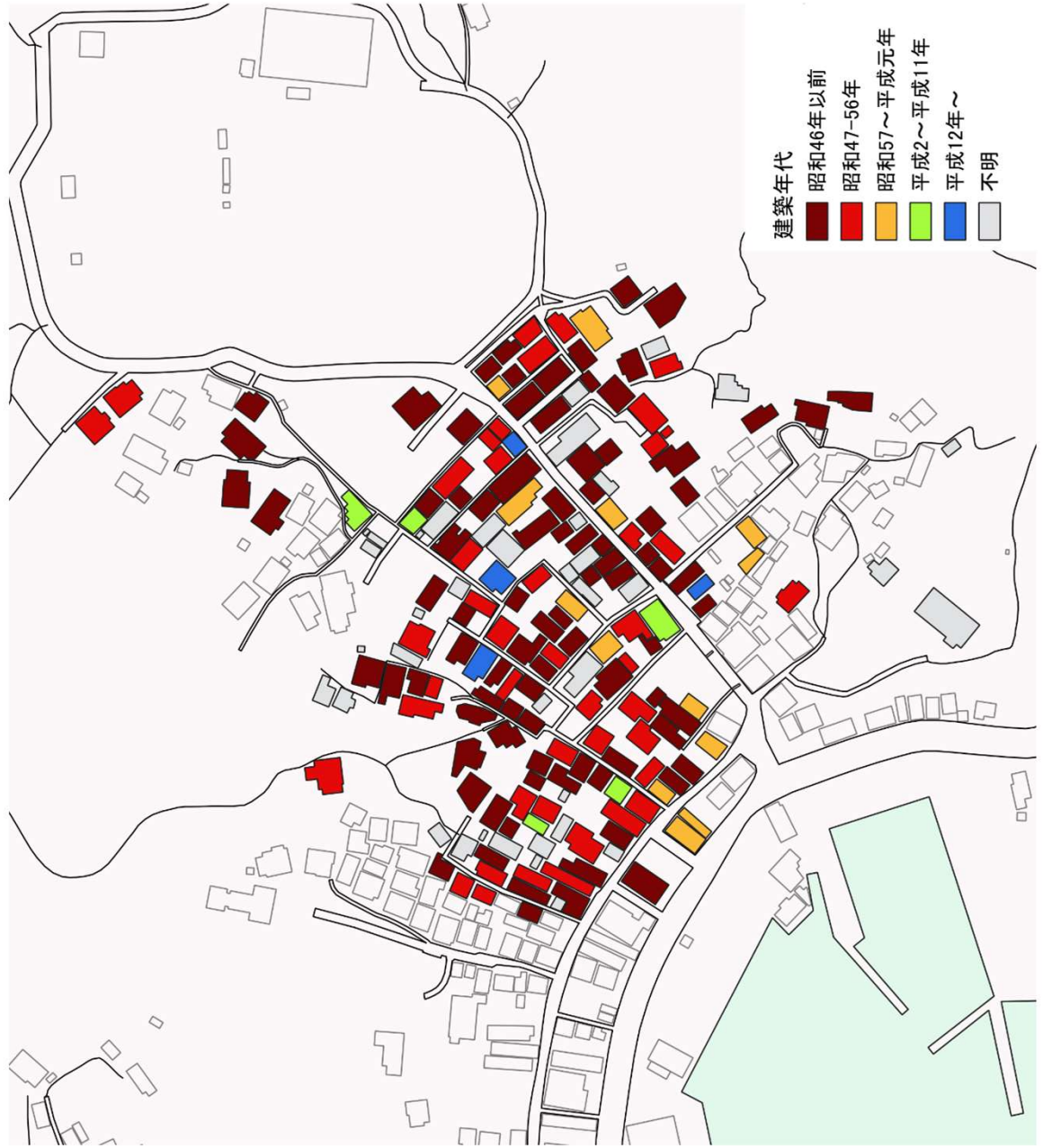
建物階数	棟数
地上1階	41
地上2階	108
地上3階	9
地上4-5階	1
不明	37
総計	196

焼損した建築物の構造

○ 大半が木造・土蔵造である。



○ 大半が昭和56年以前の旧耐震建築物であり、築年数が浅い建築物は少ない。



- 建築物の形状データ
国土地理院基盤地図情報を元に作成
(一部、除却済み建築物を削除)
- 焼損した建築物
大分市消防局情報(3月4日現在)
- 建築物の建築時期
大分市都市計画基礎調査(R4.4.1時点)

建築年代	棟数
昭和46年以前	92
昭和47-56年	44
昭和57~平成元年	13
平成2~平成11年	5
平成12年~	4
不明	38
総計	196

被災地域の道路幅員

○ 幅員4m未満の道路が多い。



「令和7年11月18日に発生した大分市
大規模火災に係る消防庁長官の火災
原因調査報告書」より引用

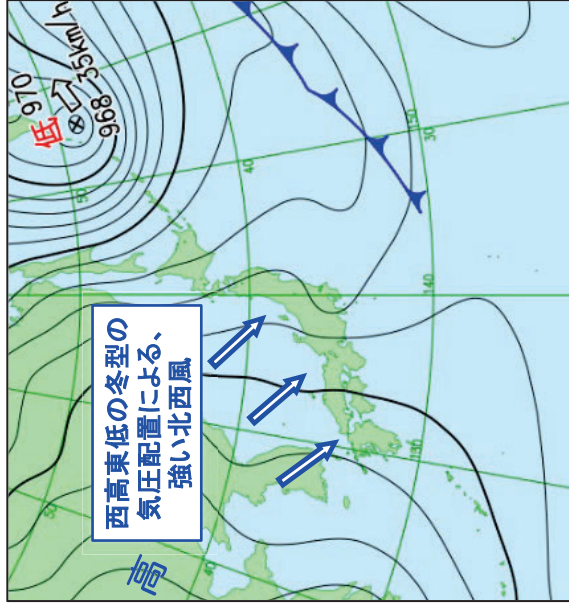
大分市における火災発生時の気象概況

気象庁

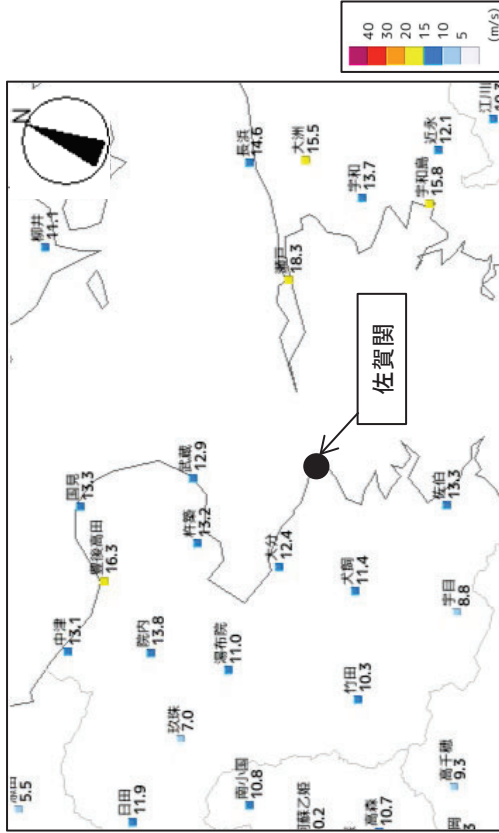
大分市における火災発生時の気象概況について

- 大分市では、11月18日（火）までの過去30日間にまとまった雨がなく、佐賀関（さかのせき）アメダスでの30日間合計降水量の観測は38.5mm（平年比37%）と平年に比べて少なかった。
- 火災があった18日は冬の気圧配置となり、海上を中心に強い北西の風が吹いていた。
- このようになか、大分地方気象台は大分市に対し、17日（月）朝から19日（水）明け方にかけて強風注意報を、19日昼前から乾燥注意報を発表した。

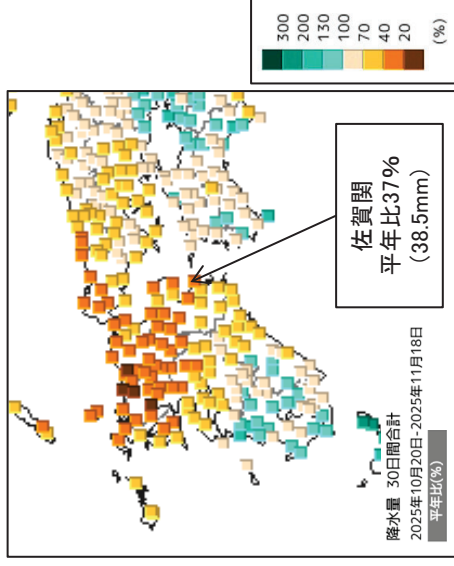
● 実況天気図（11月18日18時）



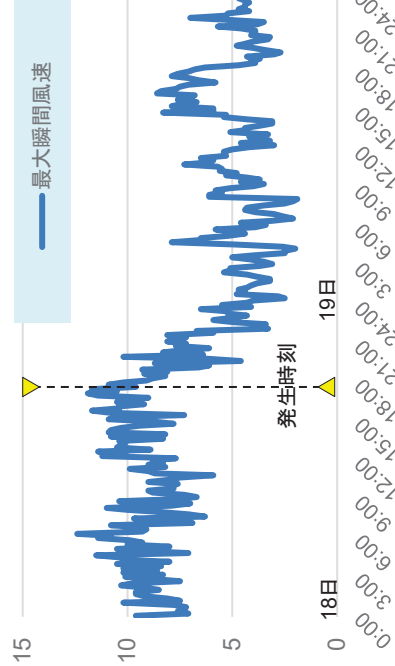
● 11月18日の日最大瞬間風速(m/s)



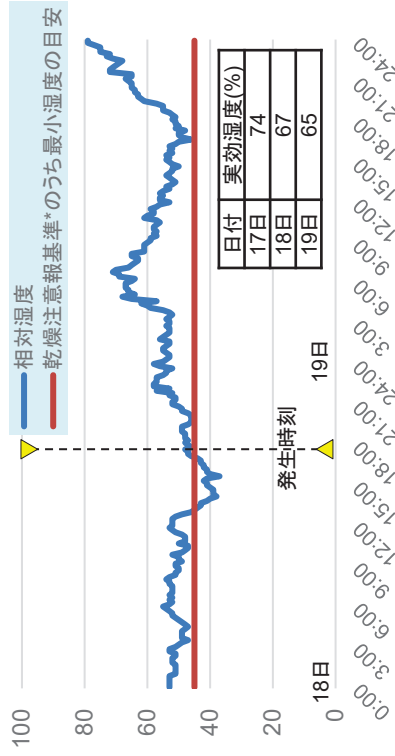
● 11月18日までの30日間合計降水量の平年比(%)



● 大分市大分の最大瞬間風速【m/s】(18日～19日)



● 大分市大分の相対湿度【%】(18日～19日)



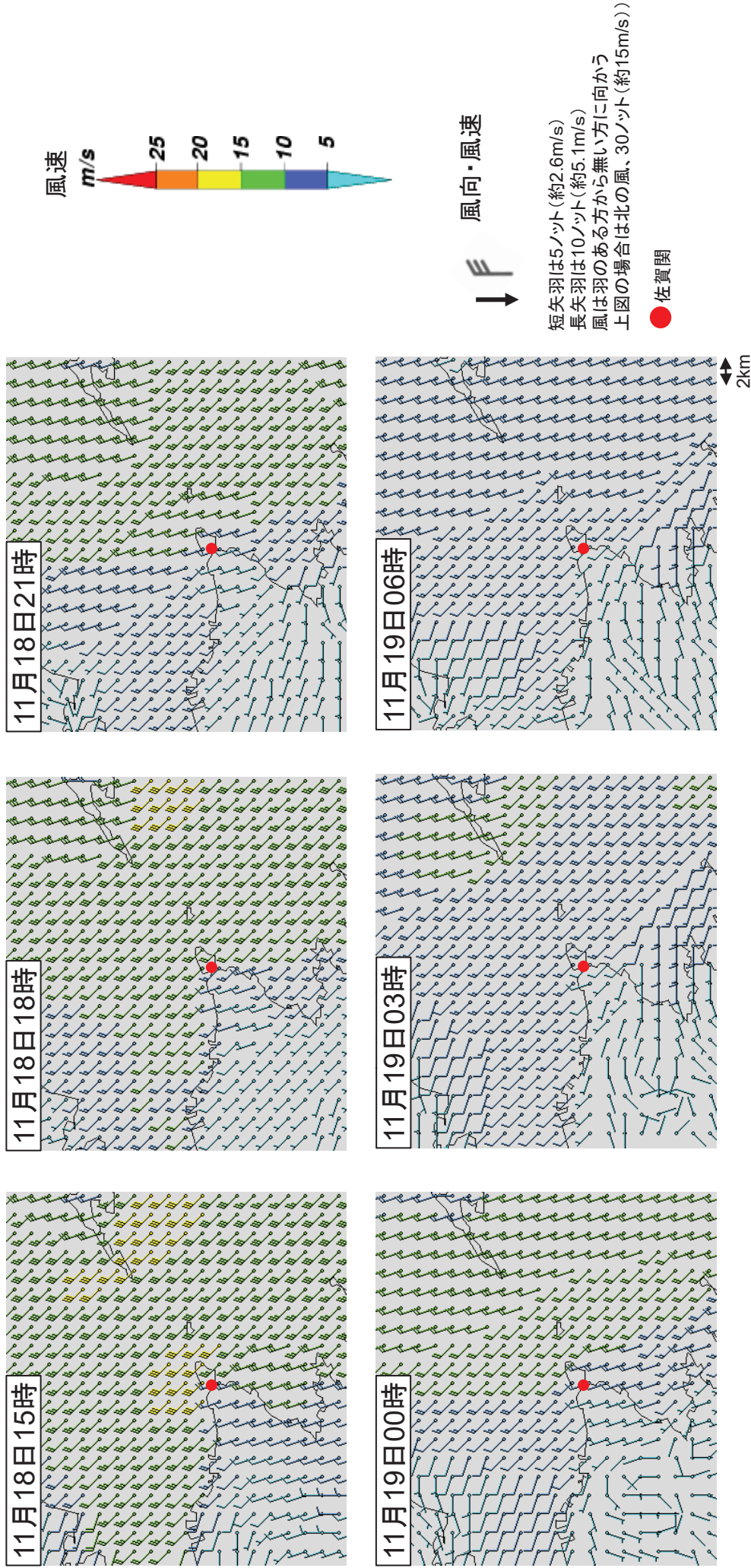
● 強風注意報、乾燥注意報の発表状況
(11月17日～11月24日)

発表時刻	強風注意報	乾燥注意報
2025/11/17 07:33	↕	
2025/11/19 04:29	↕	
2025/11/19 09:13		↕
2025/11/24 16:19		↕

*乾燥注意報基準＝最小湿度45%で、実効湿度(※)65% (※注)実効湿度：木材の乾燥の程度を表す指数で、数日前からの相対湿度を考慮に入れて計算。

11月18日15時～19日6時の大分市佐賀関付近の風の解析

スーパーコンピュータによって解析された風の分布（観測された値ではありません。）



【利用上の注意事項】

このデータは風の空間分布や時間変化を大まかに把握するためのものです。地形の影響による局所的な風の強弱は平滑化されるため、特定の地点における風向・風速値は表現できていません。

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

大分市大規模火災における消防活動等の概要

総務省消防庁

佐賀関地区の特徴と消防活動への影響

※大分市消防局への調査結果をもとに作成

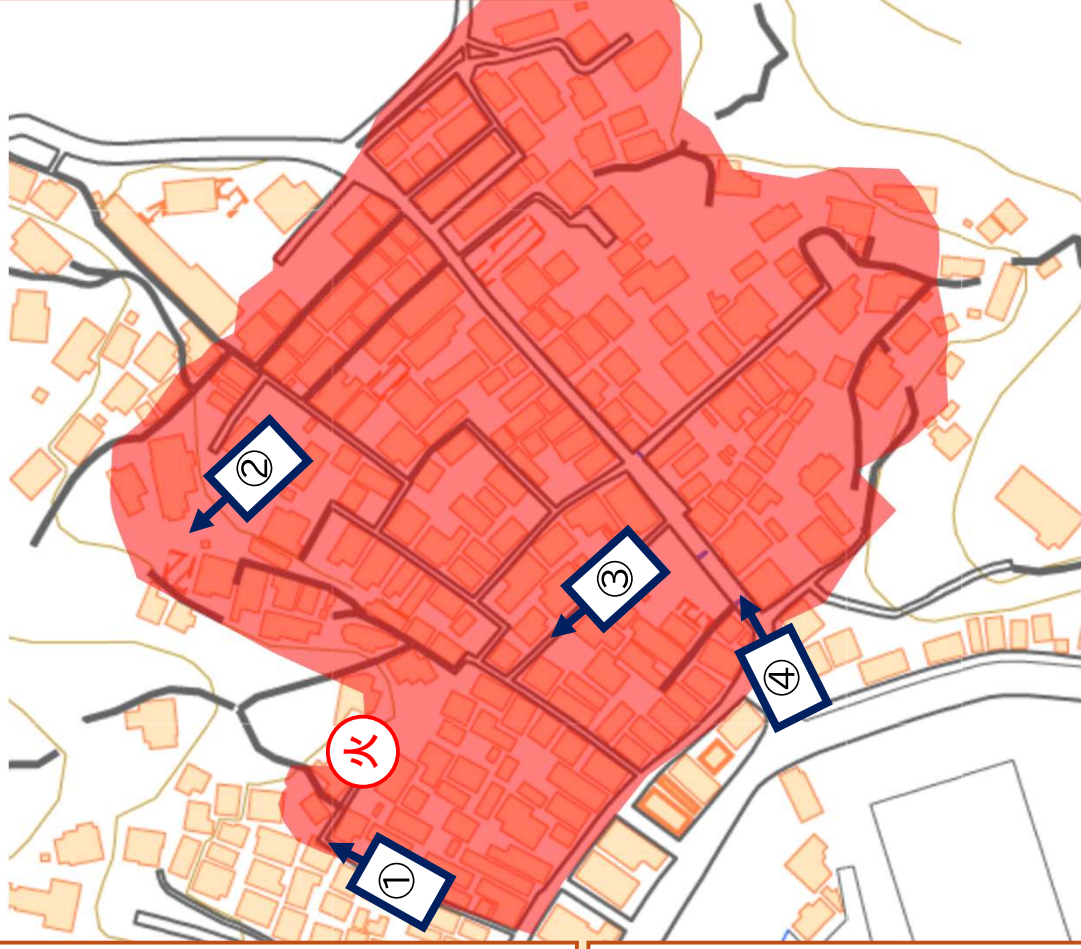
佐賀関地区は、**木造住宅が密集**し、ホースカーも通れない**狭隘路が多数**あるほか、年間を通じて**強風が多い**などの延焼危険要因があることから、大分市消防局は**延焼警戒区域に指定**している。これらの地域特性は、今回の大分市大規模火災における消防活動に、次のような影響を及ぼした。



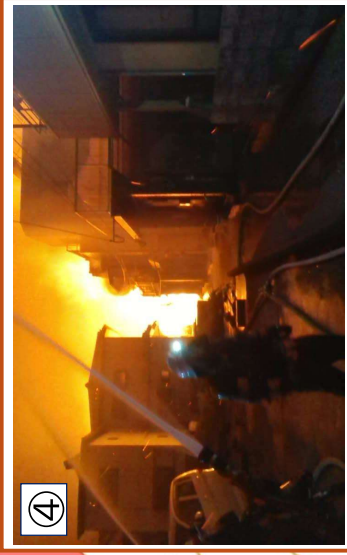
住家が傾斜地に建ち並び、**至る所に階段や坂**があったことから、ホース延長や資器材搬送など、**活動上の負担**が大きかった。



延焼拡大に伴い、転戦を含む**多くの筒先配備が必要**となったことから、**有効水圧を確保**し活動にあたった。

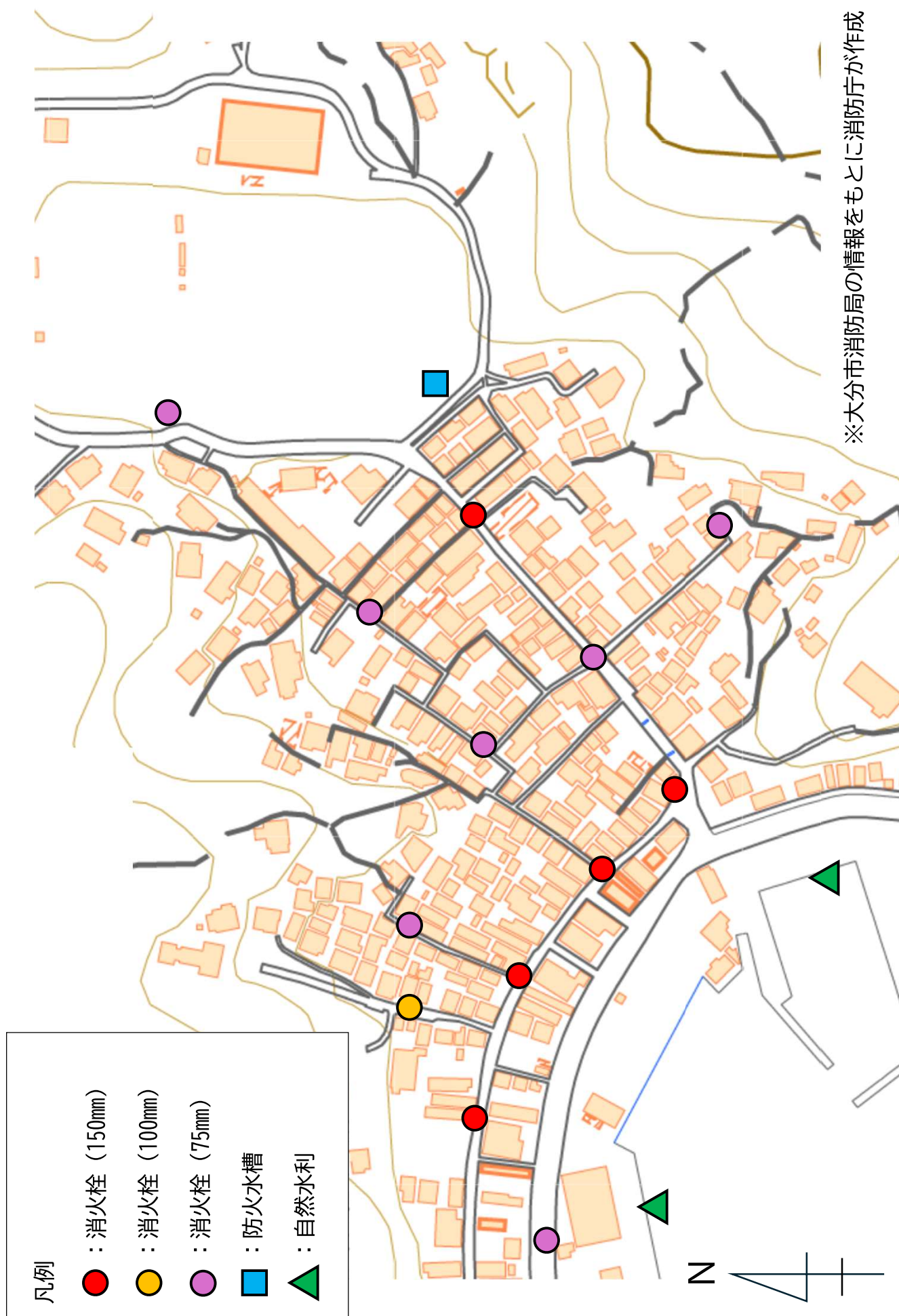


住家に囲まれ、**周囲の状況把握が困難**な箇所が多く、**急激な延焼で退路を断たれる危険性**がある中、留意して活動に従事した。



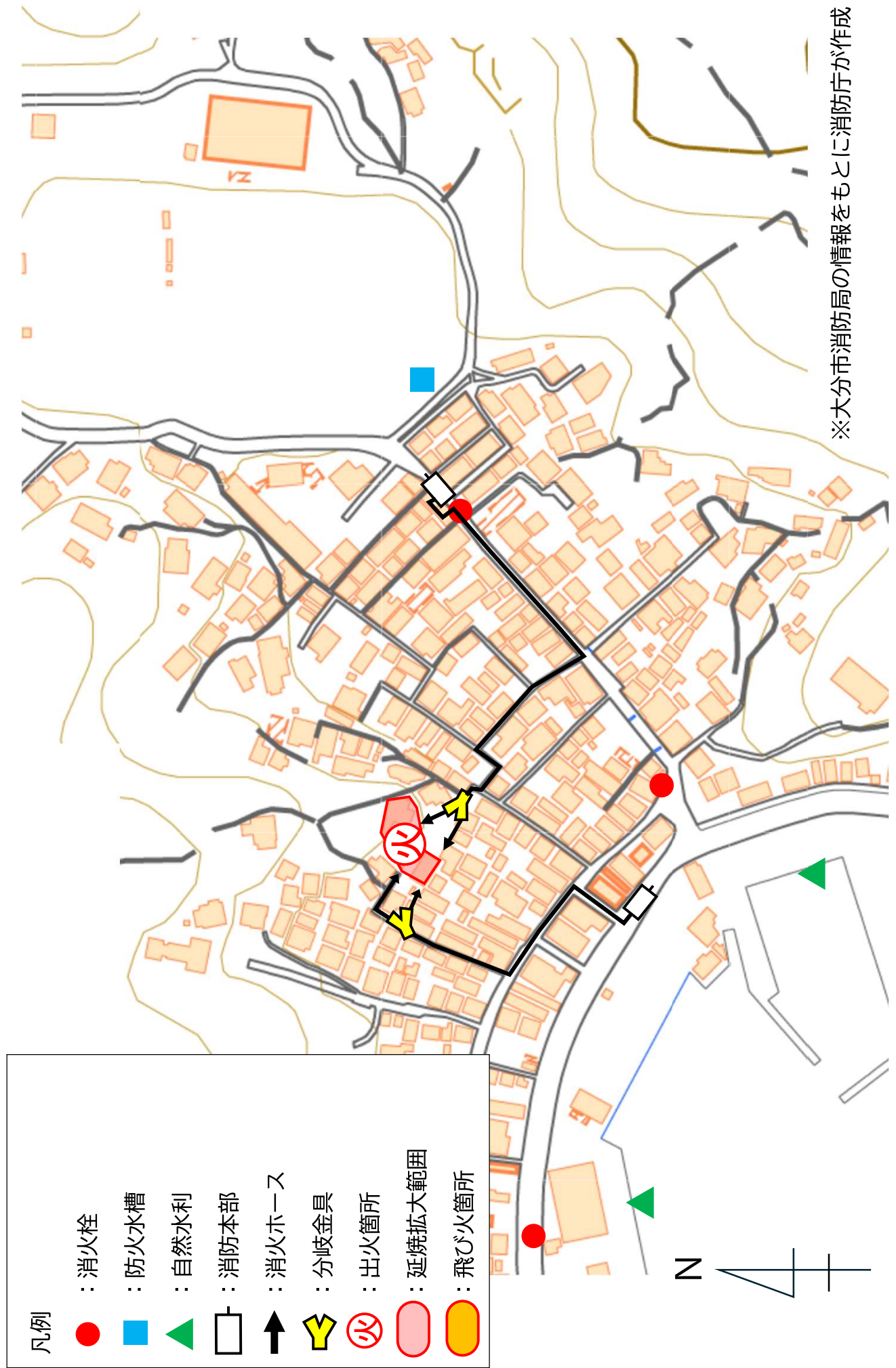
延焼阻止線を設定したことで、延焼を免れた住家がある一方、**飛び火により、阻止線を越えて延焼する住家**があった。

大分市佐賀関地区の水利状況等（管径あり）

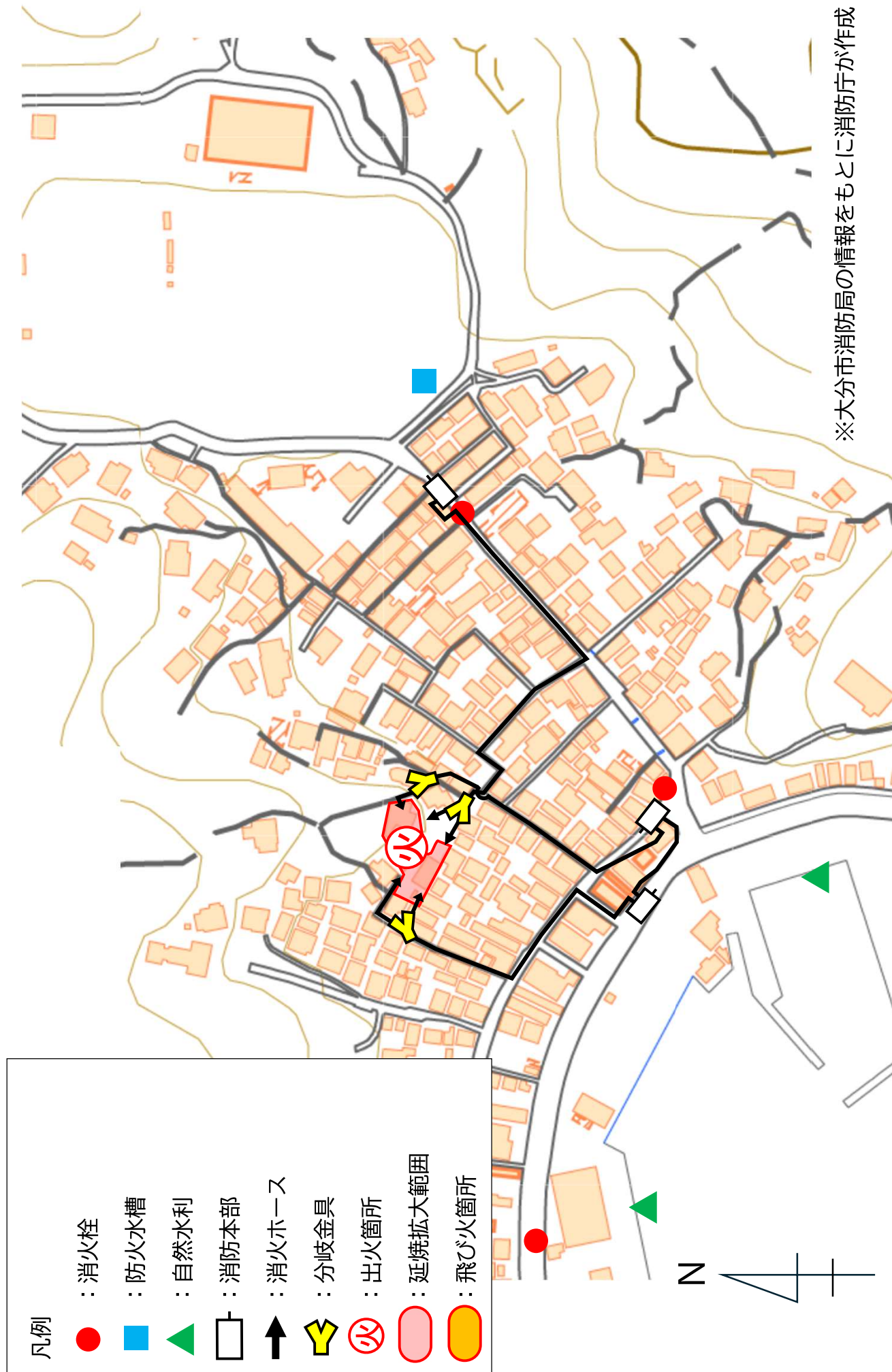


※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 NO. 1 11月18日 17時55分頃の活動図

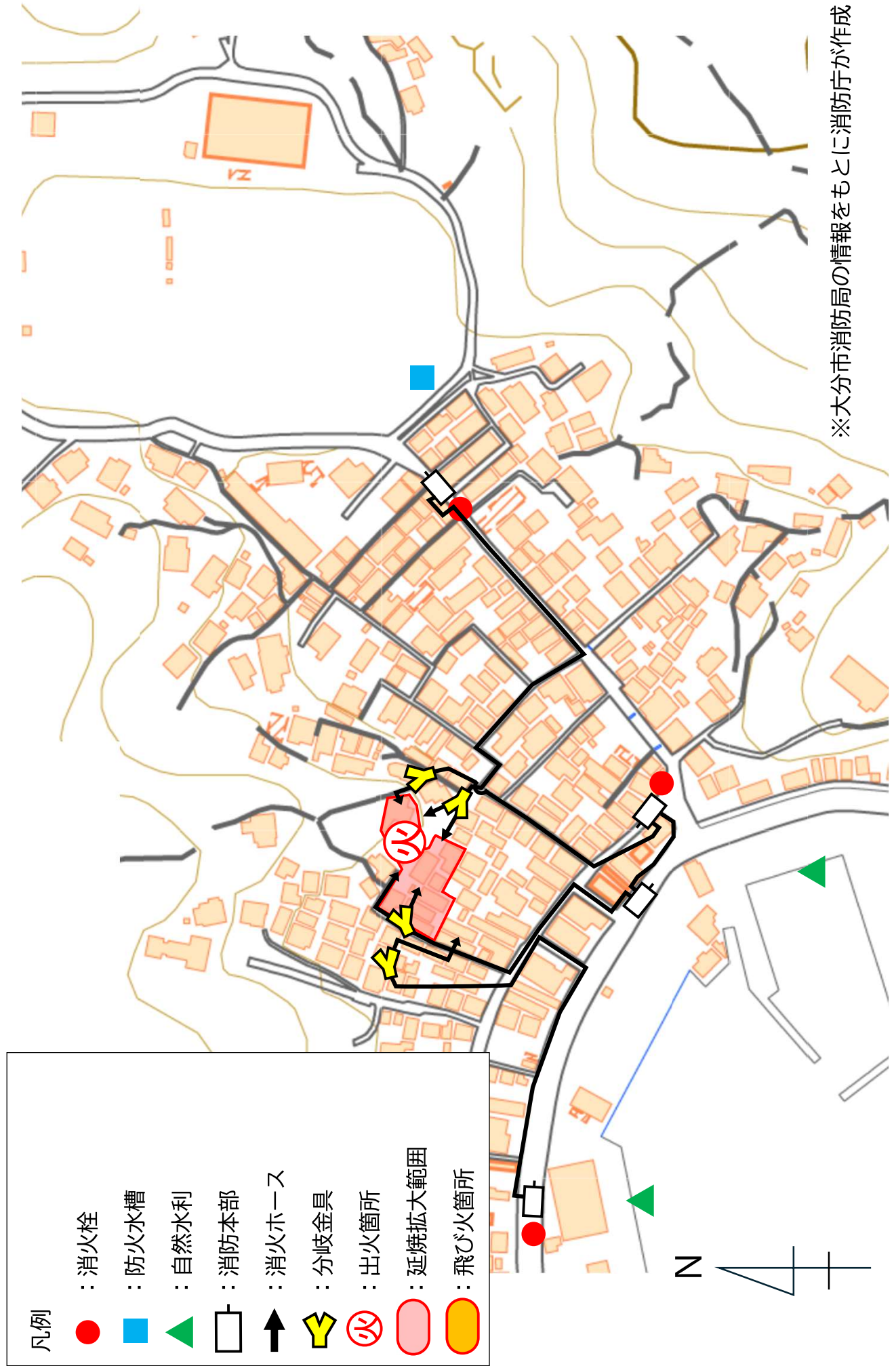


消防本部 No. 2 11月18日 18時05分頃の活動図



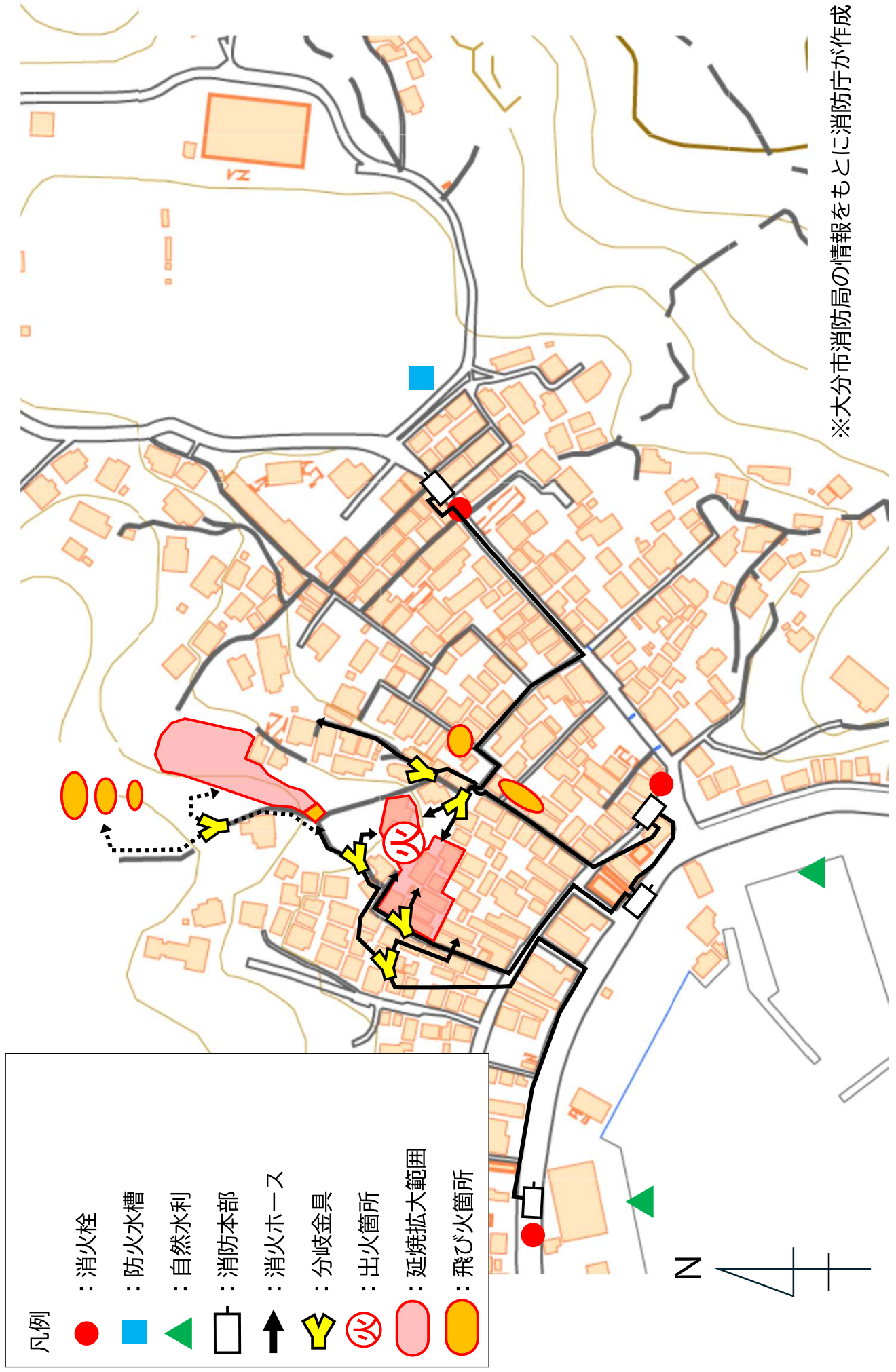
※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 No. 3 11月18日 18時10分頃の活動図



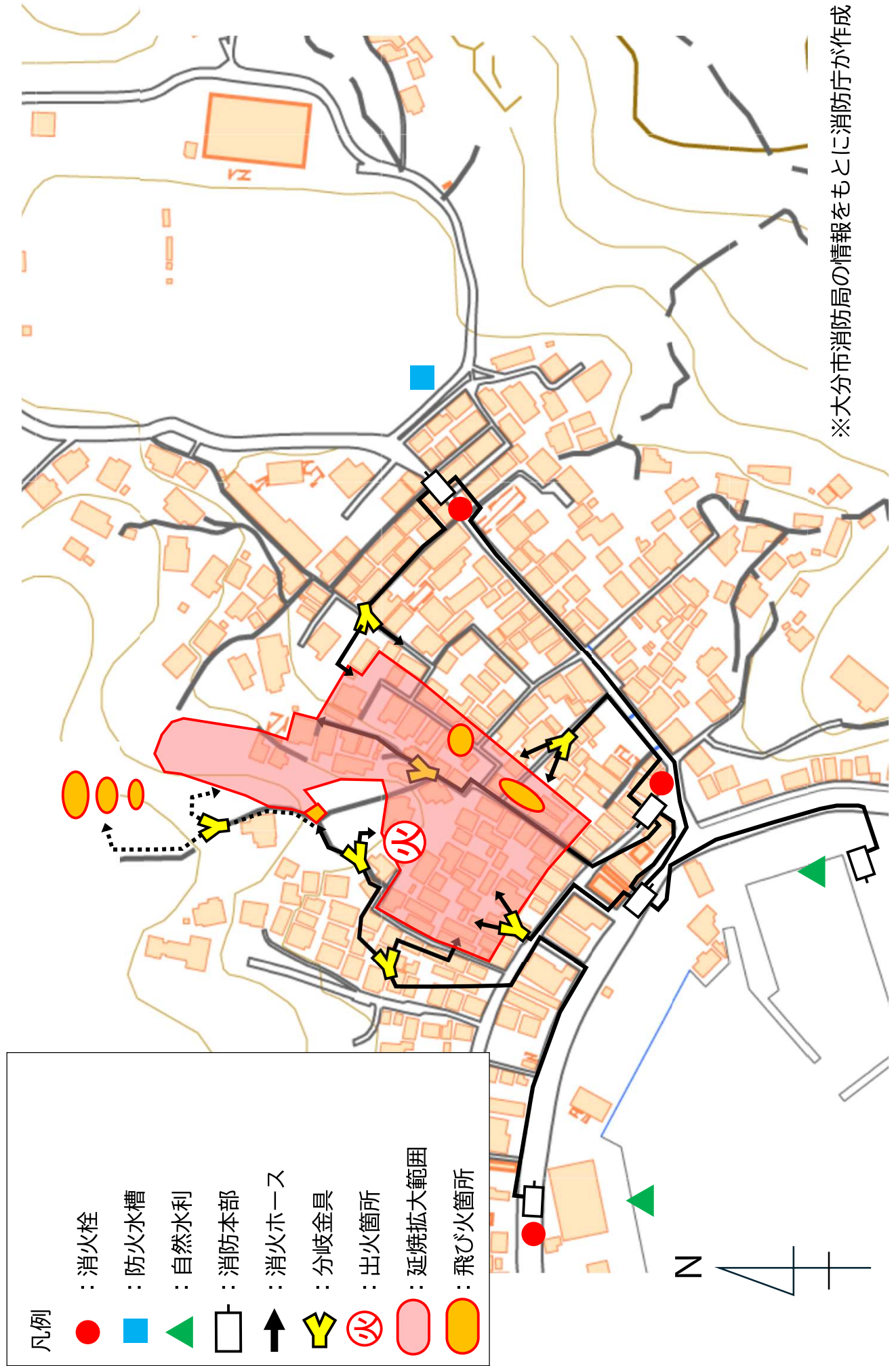
※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 No. 4 11月18日 18時15分頃の活動図



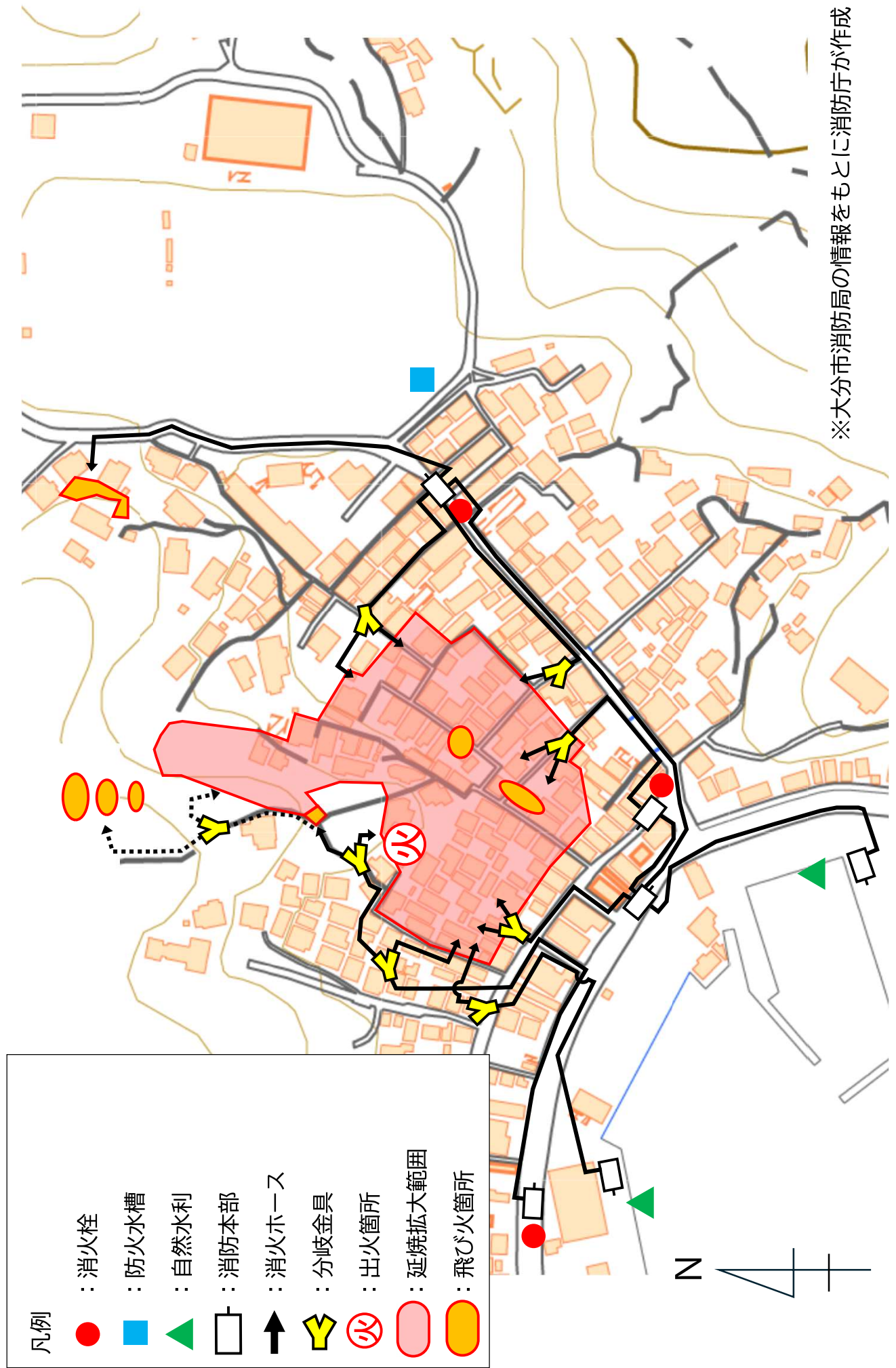
※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 No. 5 11月18日 18時50分頃の活動図



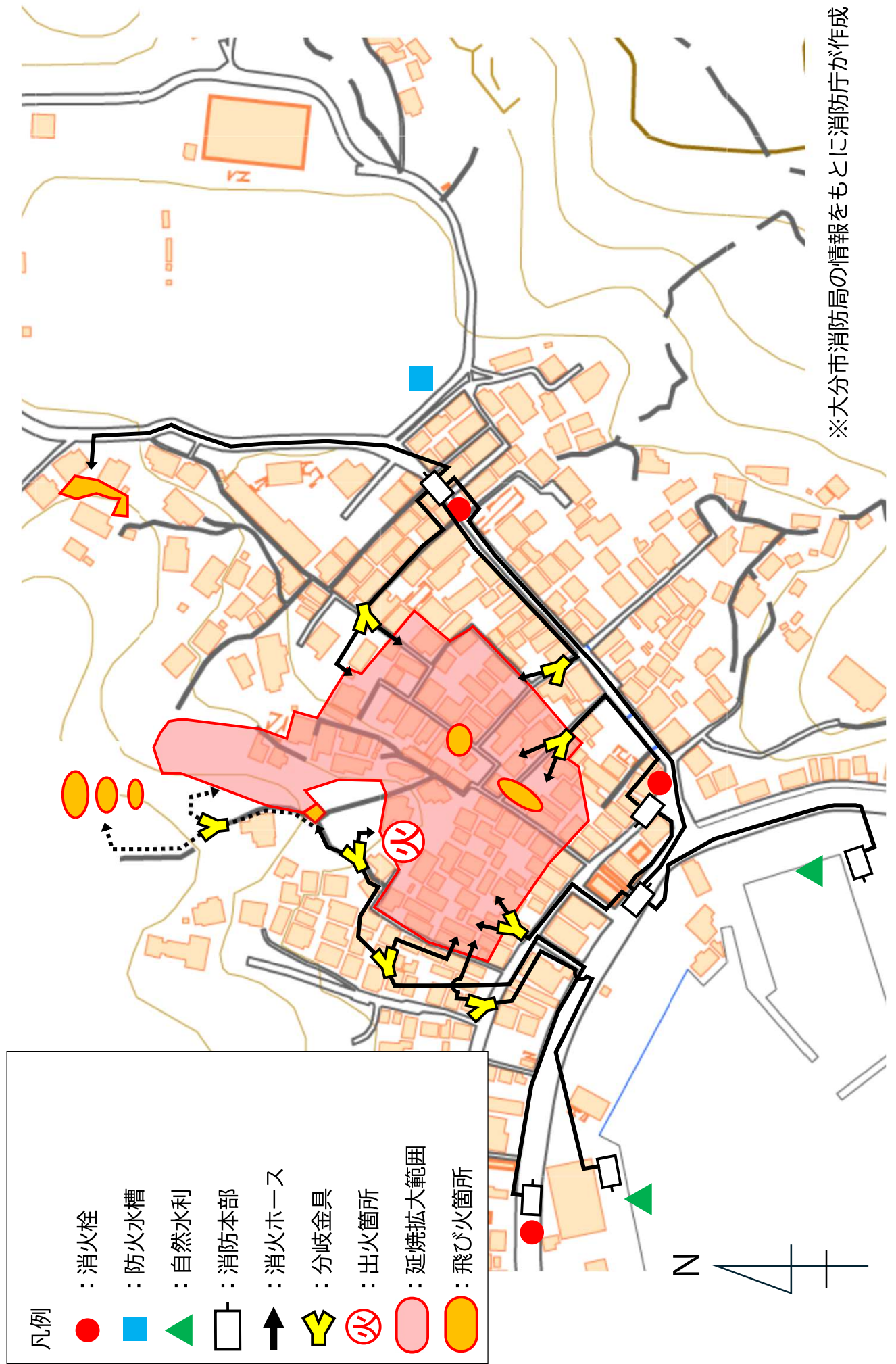
※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 No. 6 11月18日 19時35分頃の活動図



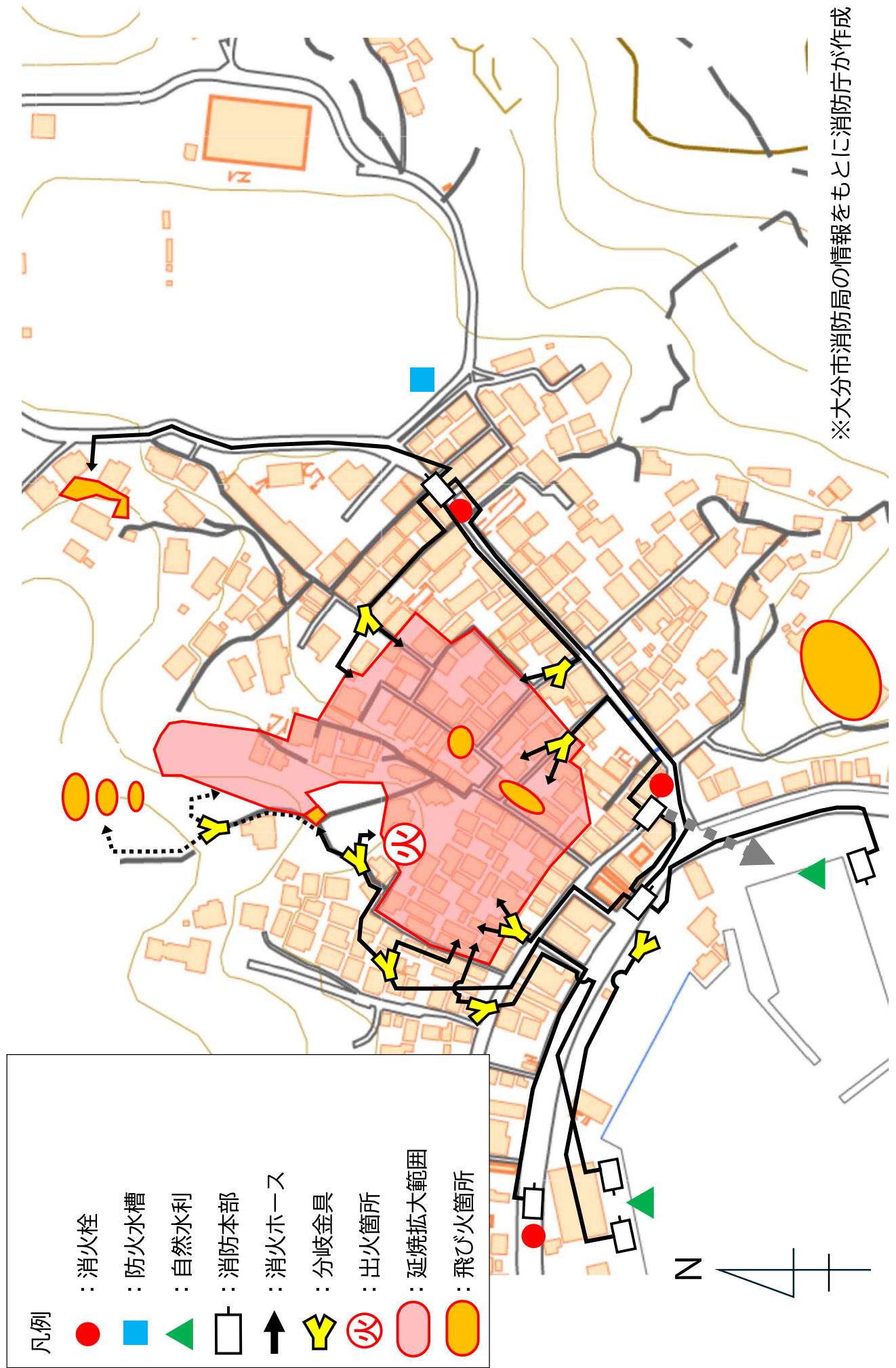
※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 No. 7 11月18日 20時15分頃の活動図



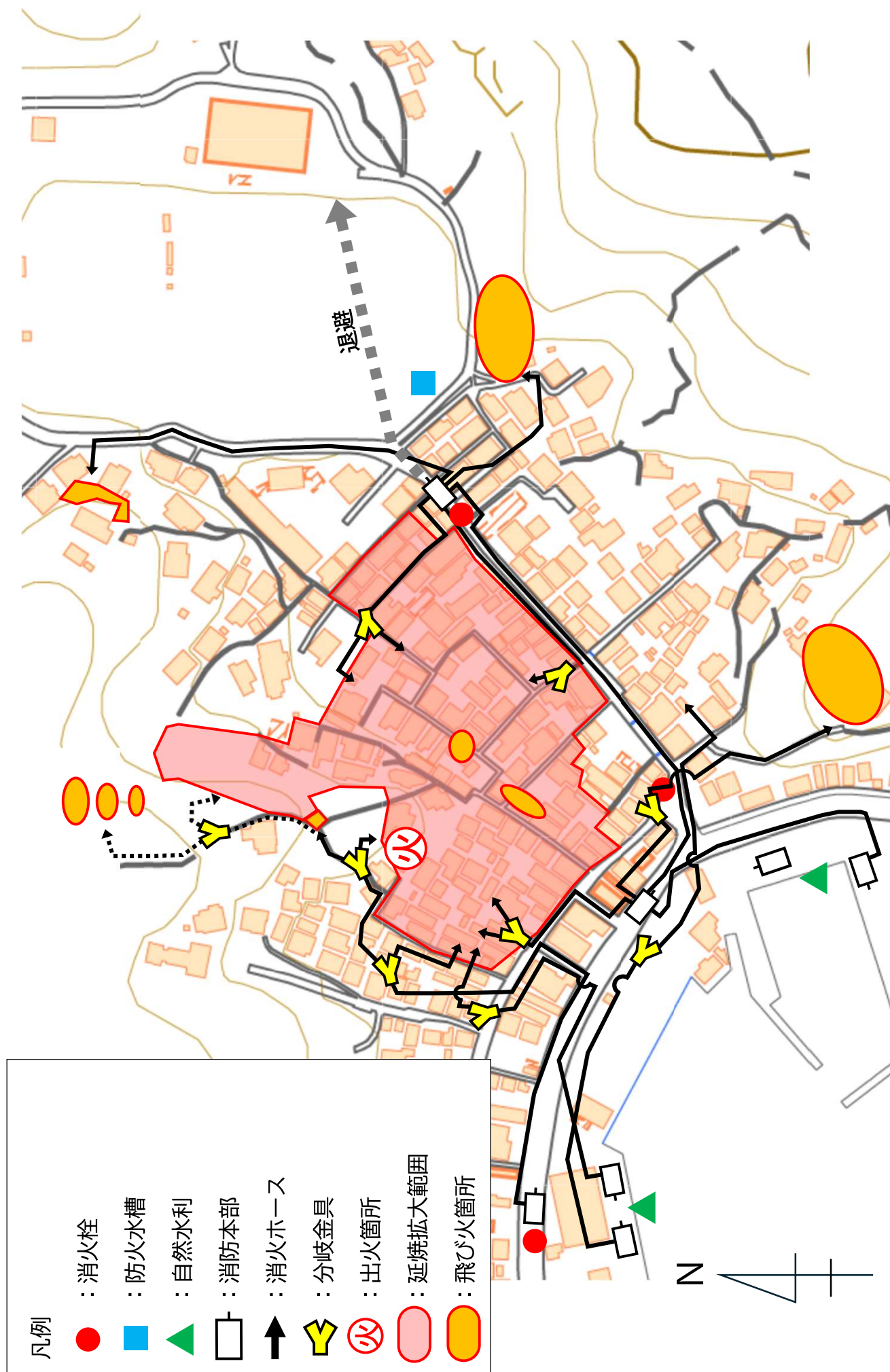
※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 No. 8 11月18日 21時00分頃の活動図

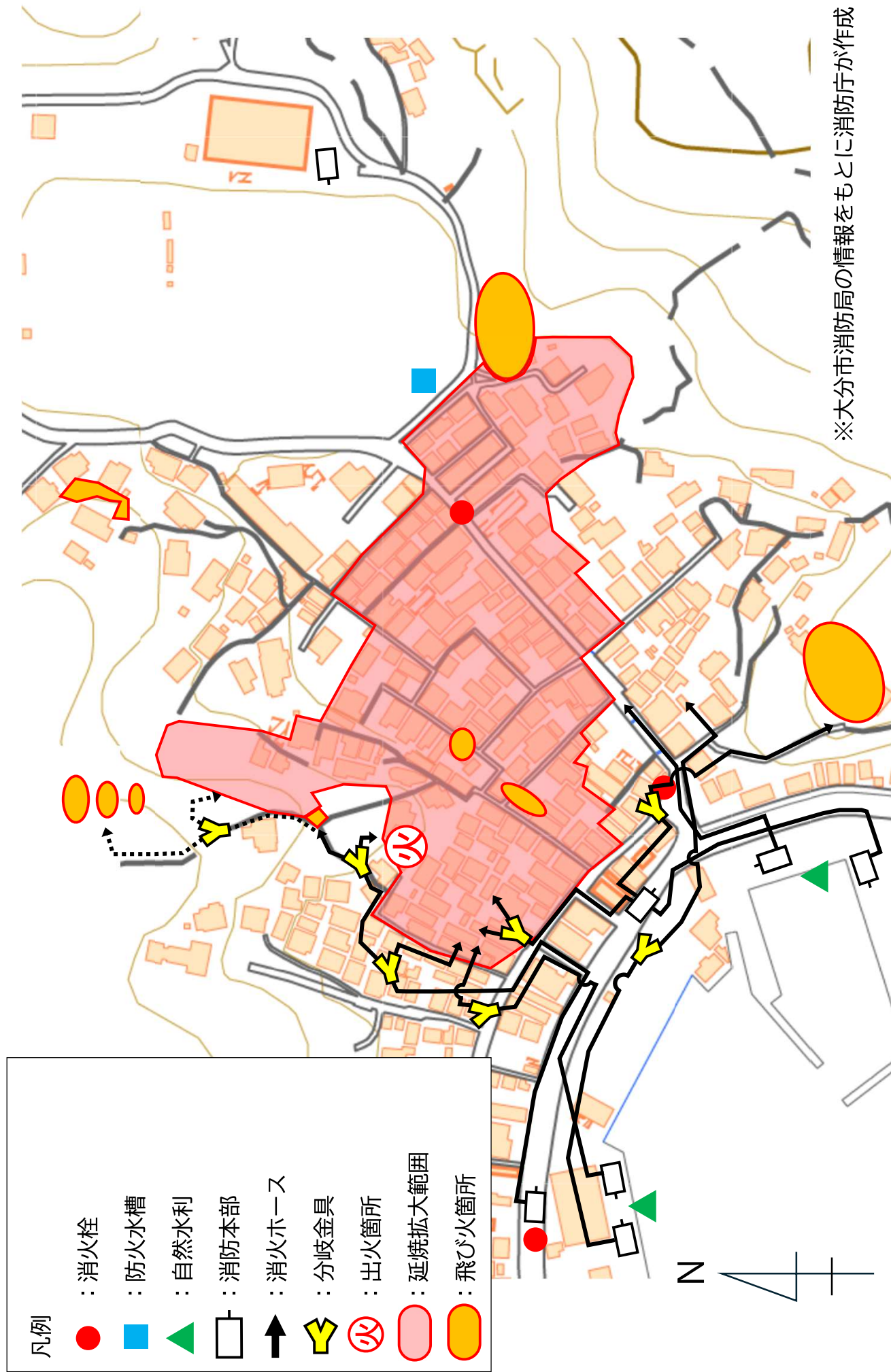


※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 No. 9 11月18日 21時30分頃の活動図

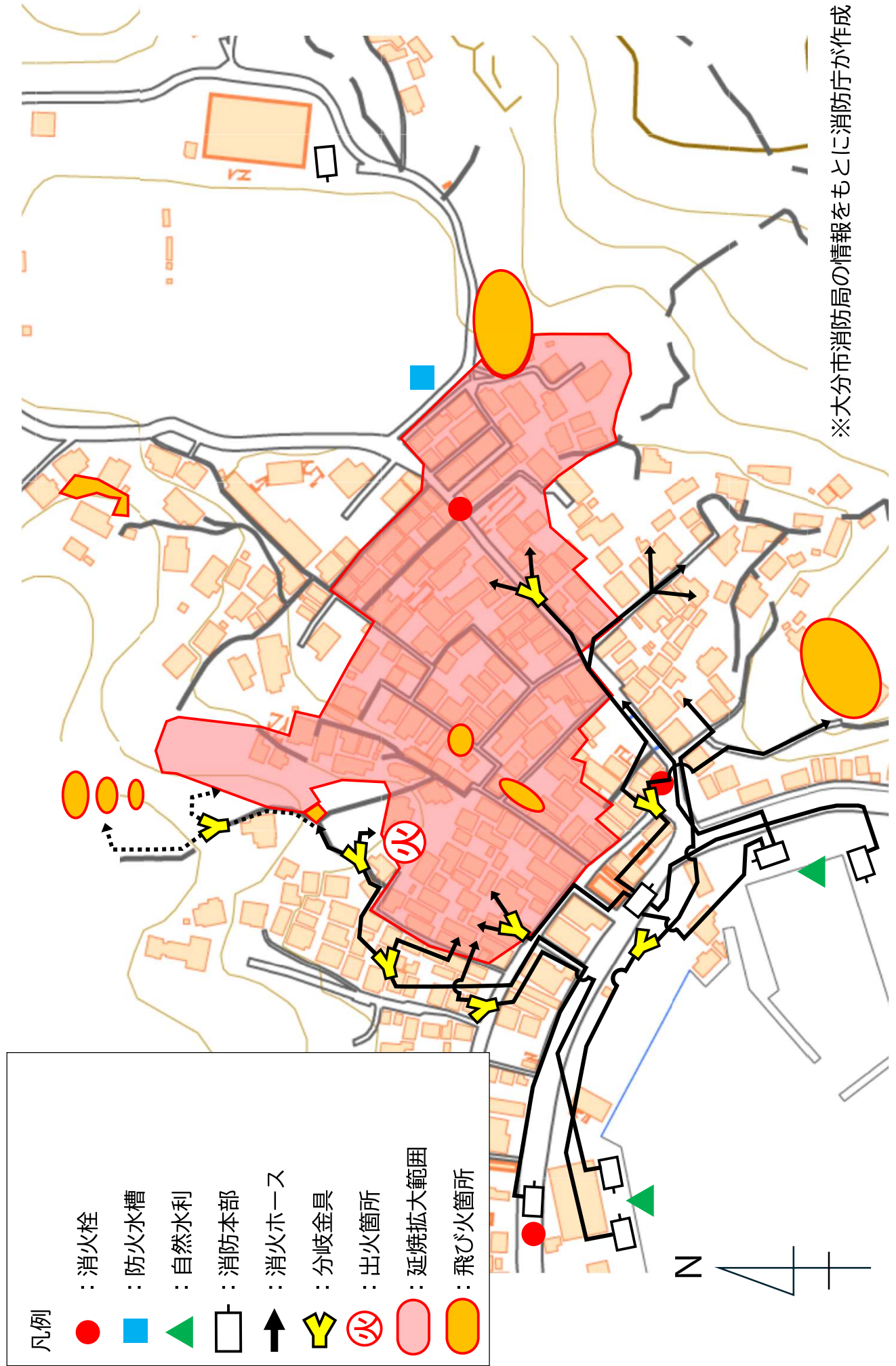


消防本部 No.10 11月18日 22時00分頃の活動図



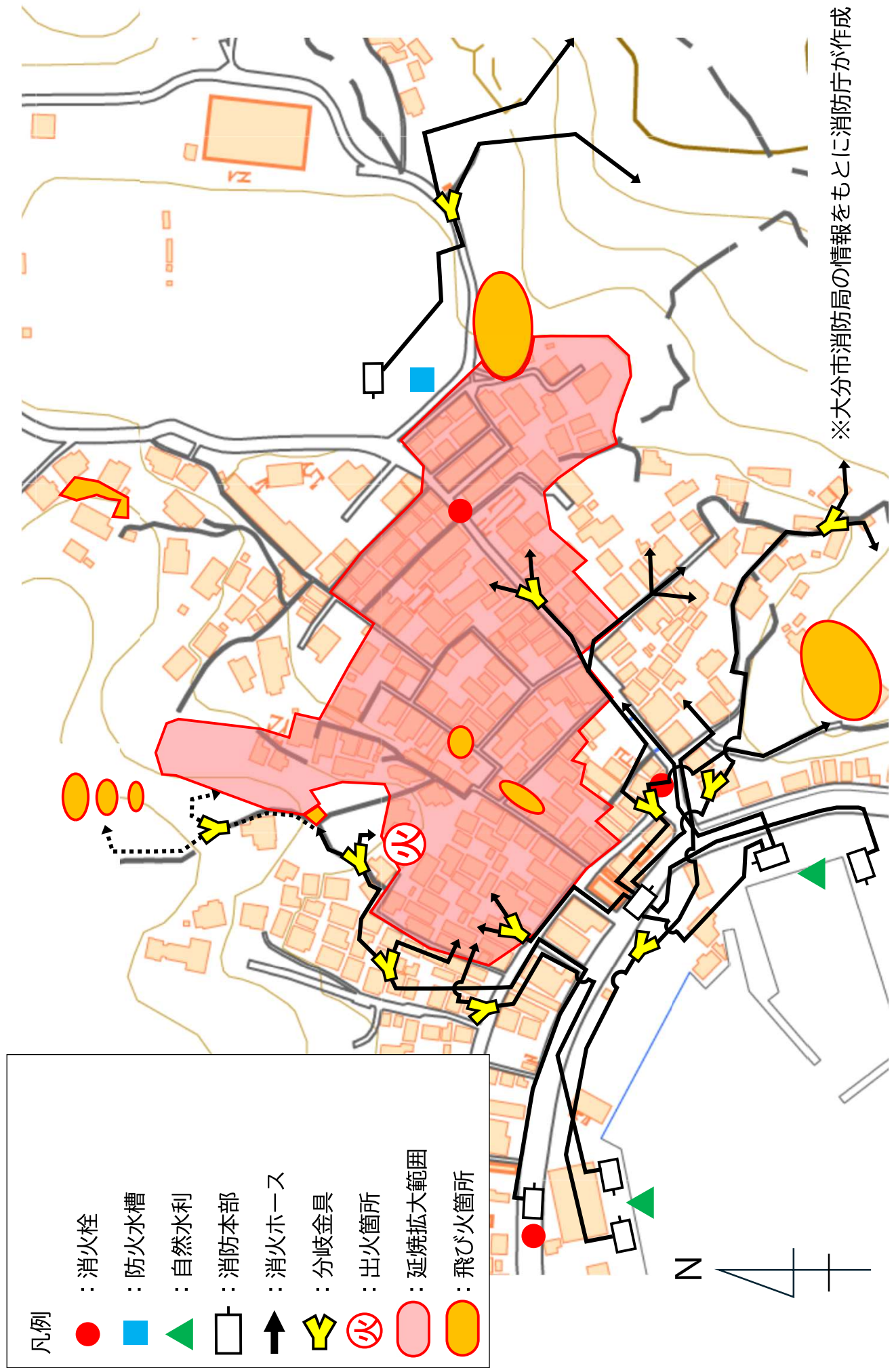
※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

消防本部 No.11 11月18日 22時30分頃の活動図

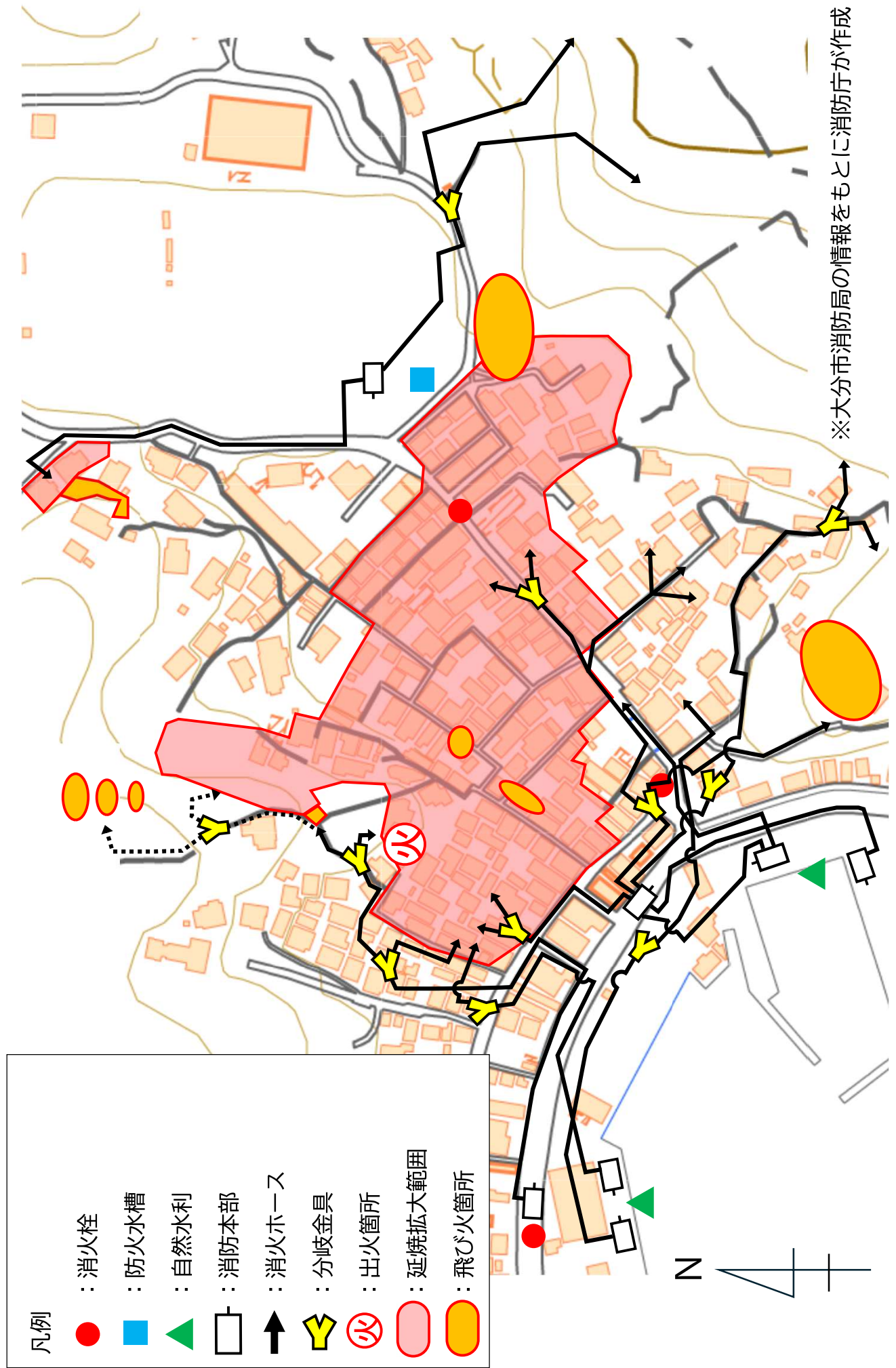


※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

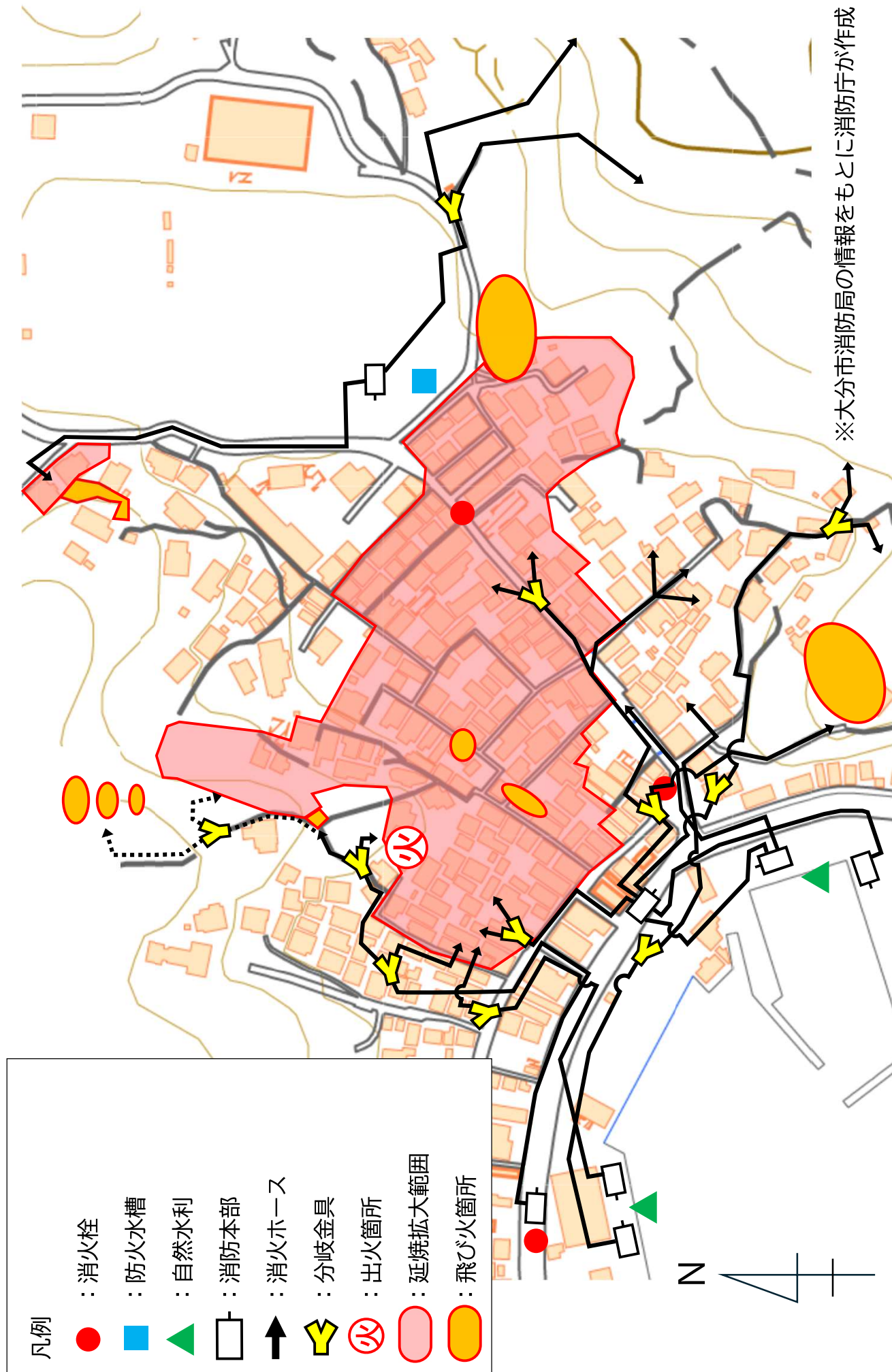
消防本部 No.12 11月19日 0時～3時頃の活動図



消防本部 No.13 11月19日 4時～6時頃の活動図



消防本部 No.14 11月19日 11月19日 昼頃までの活動



大分市消防団の活動の概要

※大分市消防団への調査結果をもとに作成

大分市消防団は、地域住民の生命・財産を守るため、**避難の呼びかけや避難誘導、活動、残火処理、警戒活動**などに従事した。
 【活動期間:11月18日～11月24日、活動人数:延べ601人】
 特に**初動においては、地元消防本部の指示により、消防団は避難の呼びかけや誘導誘導の対応に注力した。**

大分市消防団の活動

11月18日

18時20分～ 避難の呼びかけや避難誘導

18時40分～ 一部分団は地元消防本部と連携し、市街地の消火活動

22時00分～ 一部分団は地元消防本部と連携し、山林地域の消火活動

11月19日以降

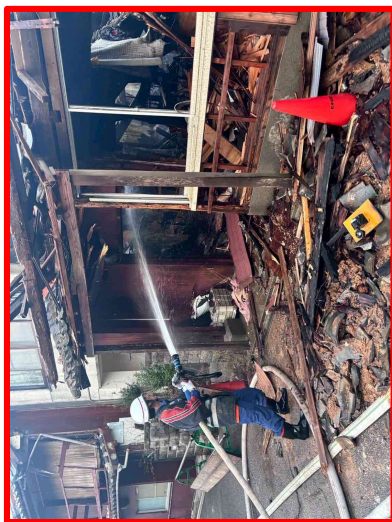
消防本部と連携し、市街地や山林の消火活動・残火処理



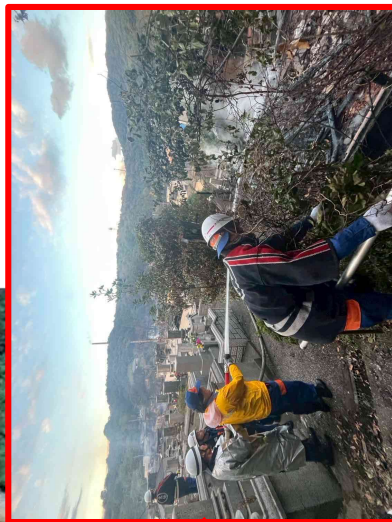
残火処理の様子(11月19日)



遠距離送水のための
ホースライン確保の様子(11月19日)



消火活動の様子(11月19日)



山林エリアの消火活動の様子
(11月19日)

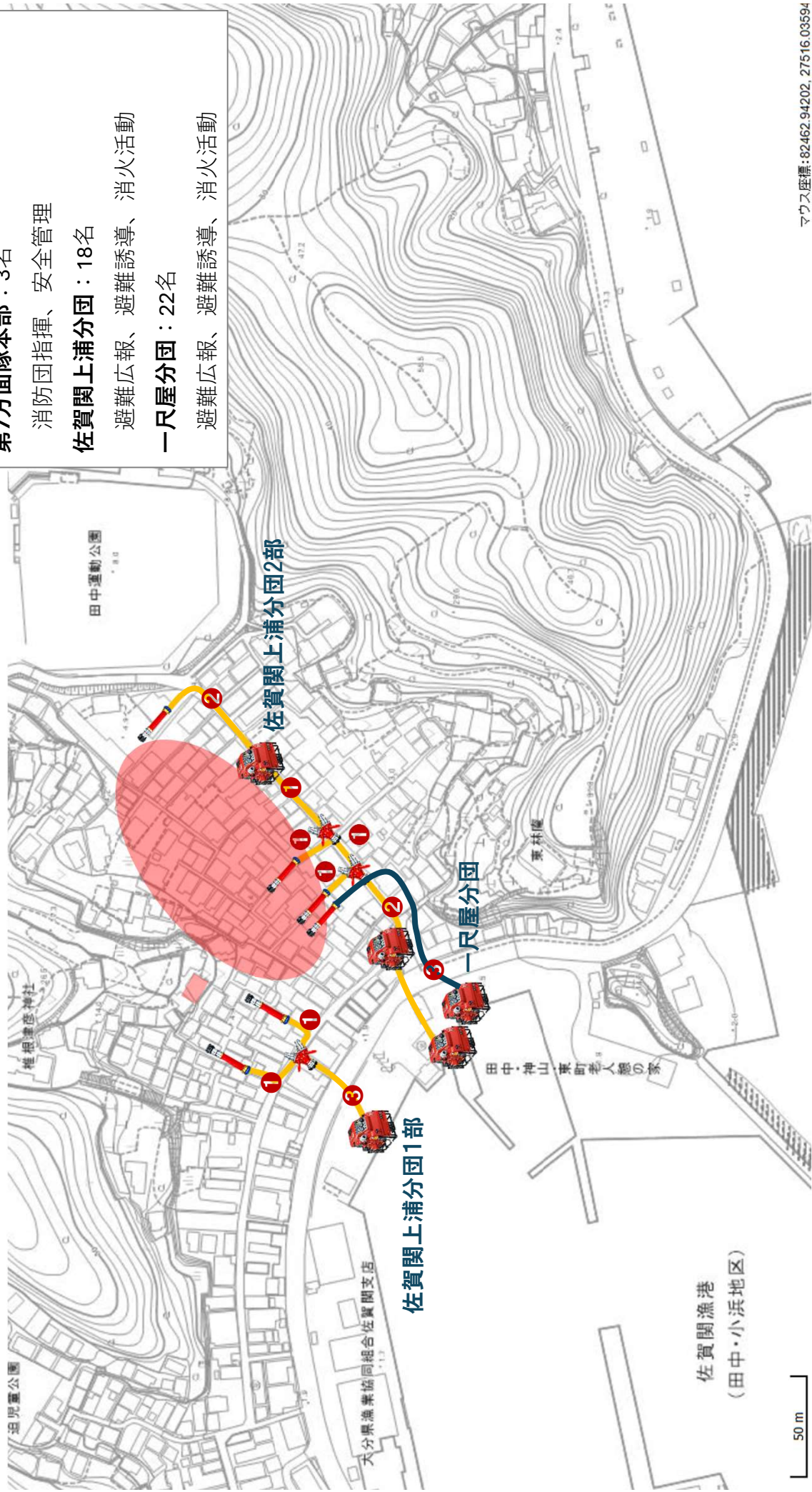
自然水利(海水)も活用(11月18日)

出典: Google Map

第7方面隊本部：3名
消防団指揮、安全管理
佐賀関上浦分団：18名
避難広報、避難誘導、消火活動



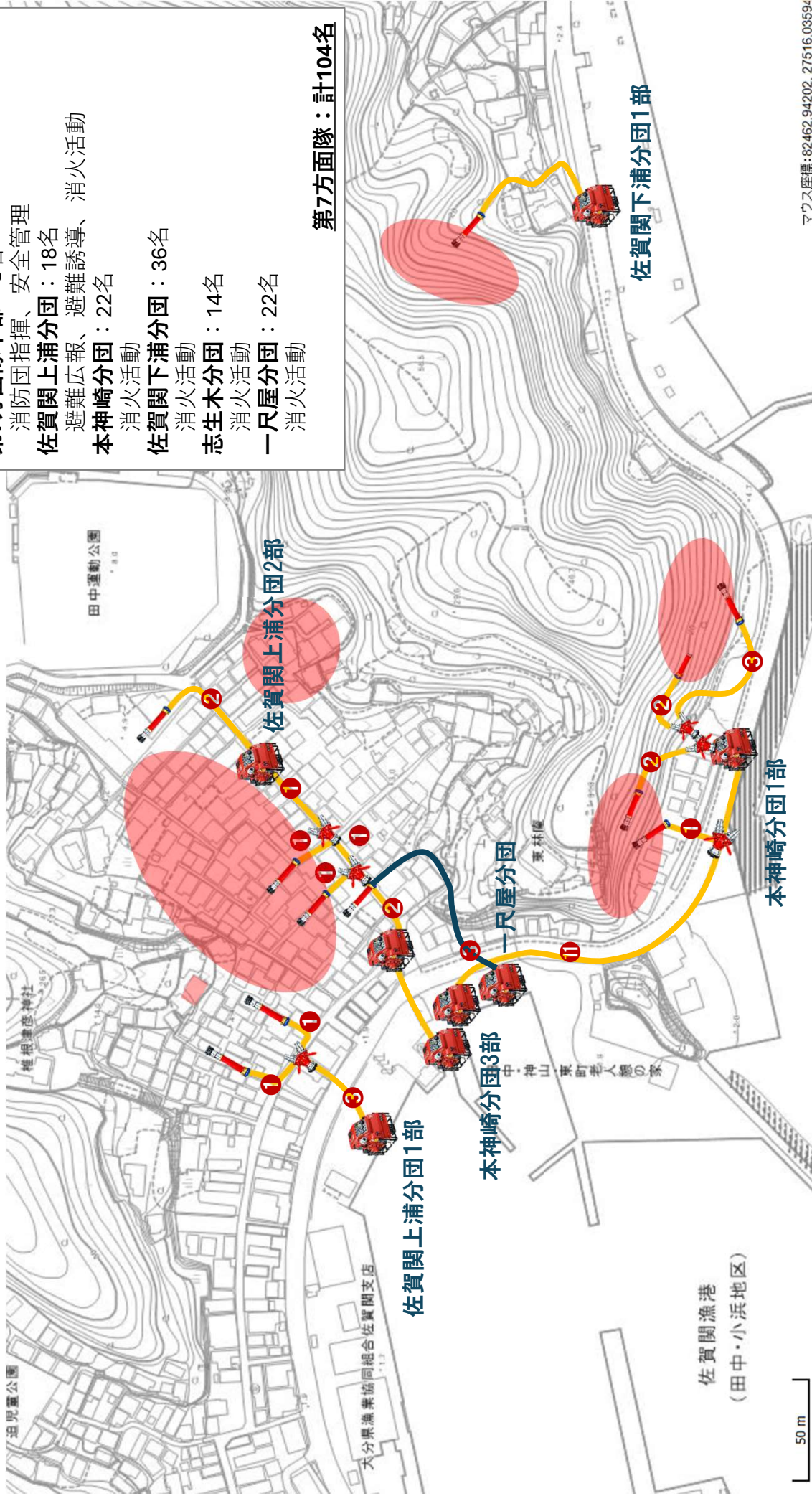
第7方面隊本部：3名
消防団指揮、安全管理
佐賀関上浦分団：18名
避難広報、避難誘導、消火活動
一尺屋分団：22名
避難広報、避難誘導、消火活動



※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

第7方面隊本部：3名
 消防団指揮、安全管理
 佐賀関上浦分団：18名
 避難広報、避難誘導、消火活動
 本神崎分団：22名
 消火活動
 佐賀関下浦分団：36名
 消火活動
 志生木分団：14名
 消火活動
 一尺屋分団：22名
 消火活動

第7方面隊：計104名

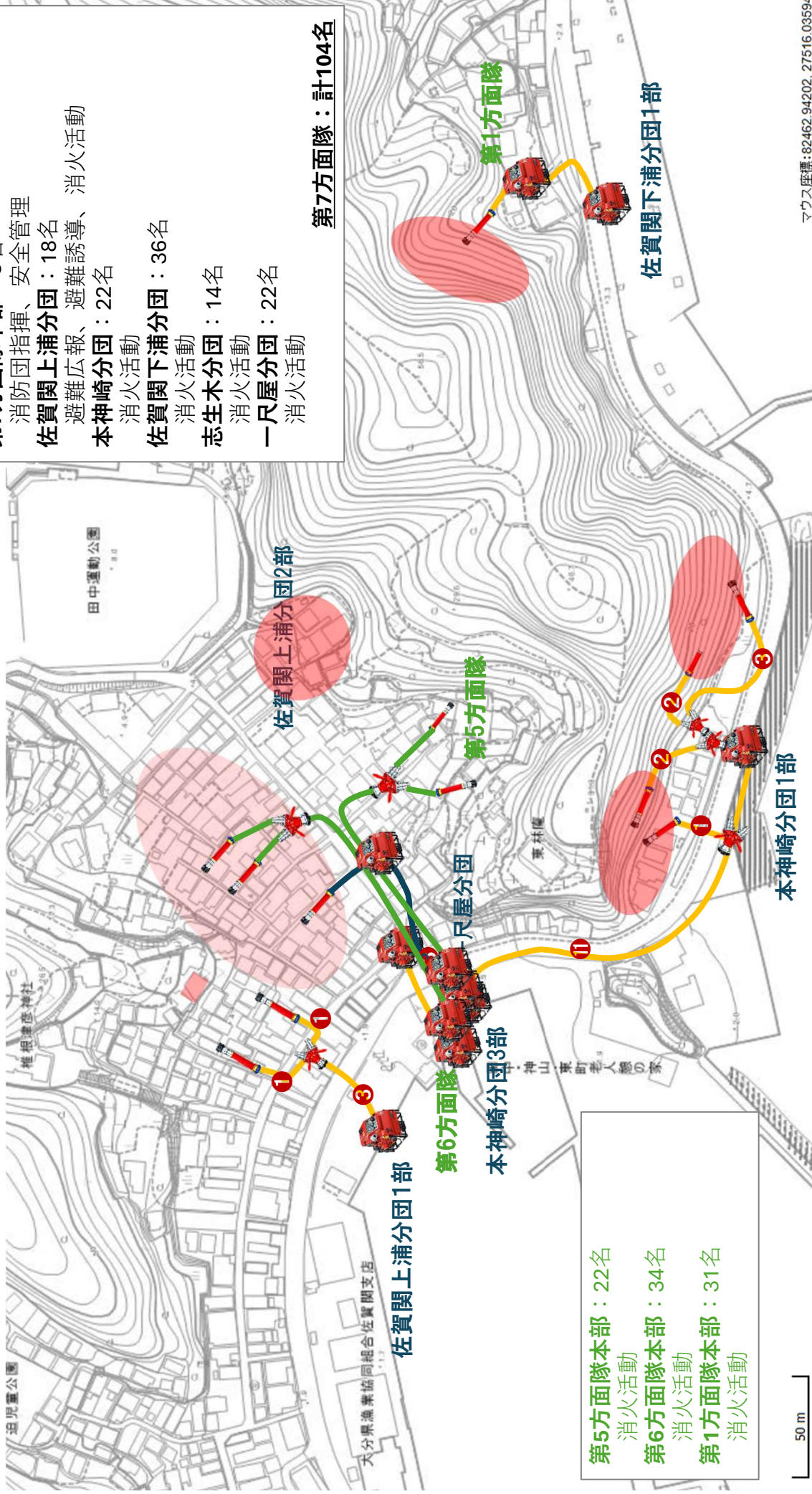


マウス座標:82462.94202, 27516.03594

※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

第7方面隊本部：3名
 消防団指揮、安全管理
佐賀関上浦分団：18名
 避難広報、避難誘導、消火活動
本神崎分団：22名
 消火活動
佐賀関下浦分団：36名
 消火活動
志生木分団：14名
 消火活動
一尺屋分団：22名
 消火活動

第7方面隊：計104名



第5方面隊本部：22名
 消火活動
第6方面隊本部：34名
 消火活動
第1方面隊本部：31名
 消火活動

マウス座標:82462.94202, 27516.03594

※大分市消防局の情報をもとに消防庁が作成

大分県防災航空隊等の活動の概要

※大分県防災航空隊への調査結果をもとに作成

- 11月19日 ・ 6時52分に大分県防災へりにより大分市内の情報収集及び林野への消火活動を開始
 - ・ 相互応援協定により熊本県防災へり、災害派遣要請により自衛隊へりが活動開始
- 20日 熊本県防災へりに代わり福岡市消防へりが活動開始
- 消防防災へりは、最大2機体制で自衛隊とは時間帯を分け、林野への消火活動を実施。また、大分市内の情報収集（熱源調査）及び蔦島への人員輸送を実施

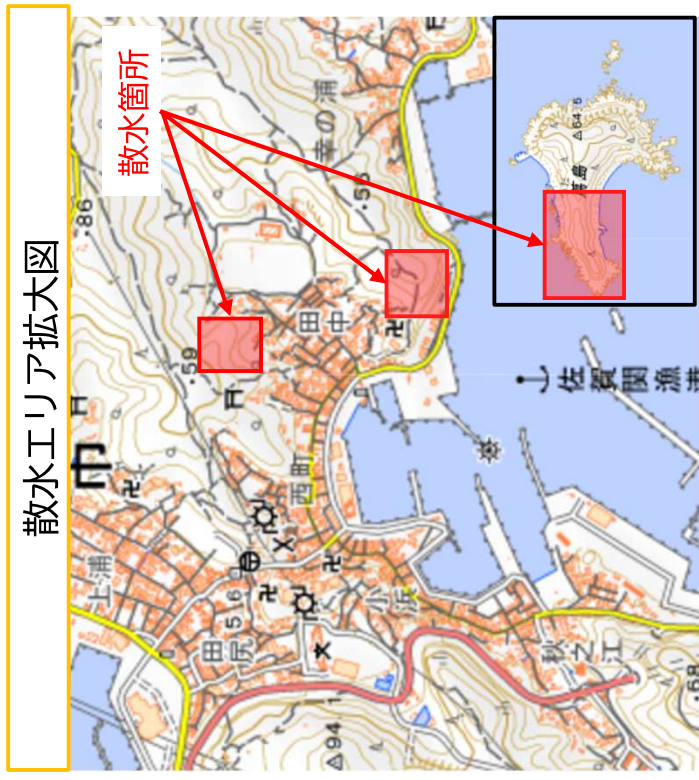
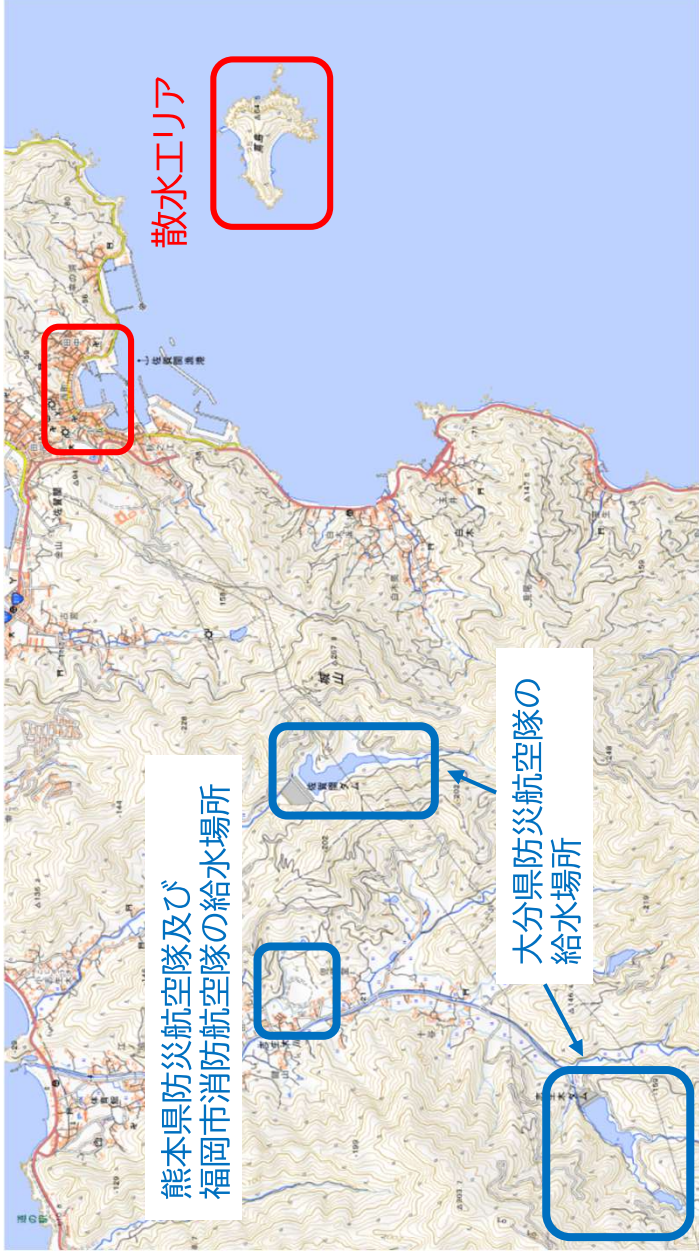
各航空隊の散水量

航空隊	回数(回)	散水量(t)
大分県防災航空隊	146	48.8
熊本県防災航空隊	22	7.45
福岡市消防航空隊	4	1.2

<参考>

自衛隊へりの散水量 UH-1 15回 7.5t
 CH-47 98回 490t

※大分県庁からの報告に基づく数値



消防活動を想定した地域特性の把握

○出火建物までは、**高低差のある狭隘路**が続き、**ホース延長や資器材搬送**等を行う上での**負担が大きかった**。
 ○さらに、街区が複雑で迷路のようになっており、放水したい建物等への接近が困難な状況もあったことから、火災発生時ににおける**実際の消防活動を想定し、事前の実地踏査等により地域特性を把握**しておくことの重要性が認識された。

継続的な有効水圧の確保

○活動初期は、速やかに延焼建物へ放水するため、タンク水や消火栓を活用した消火活動を実施したが、延焼が激しく、**大量放水が必要**となったため、**海からの水利確保や筒先統制**により、**有効水圧の確保**を図った。
 ○大量放水の継続を可能とする**自然水利の活用計画**や、消火栓が接続する水道管の口径を勘案した**放水可能口数の事前指定**など、継続的な有効水圧の確保に向けた取組の重要性が認識された。

効果的な延焼阻止線の設定

○延焼阻止線の設定により延焼を防いだ住家がある一方、飛び火等により阻止線を越えて延焼が拡大した住家があった。
 ○**延焼阻止線の長さに応じた消防力の算定**や、飛び火等を勘案した**二重の延焼阻止線の設定**など、効果的な延焼阻止線を設定することの重要性が認識された。

応援要請による消防力の確保

○現場指揮者は、**消防力の不足を判断**し、順次、部隊の増強と指揮体制の変更を行った。
 ○これまで、火災による県内応援を要請した事例はなかったが、第3出場体制(消防本部内最大)まで増強しても対応できないと判断したため、県内応援を要請して対応にあたり、**応援要請による消防力の確保**の重要性が認識された。

安全管理体制の徹底

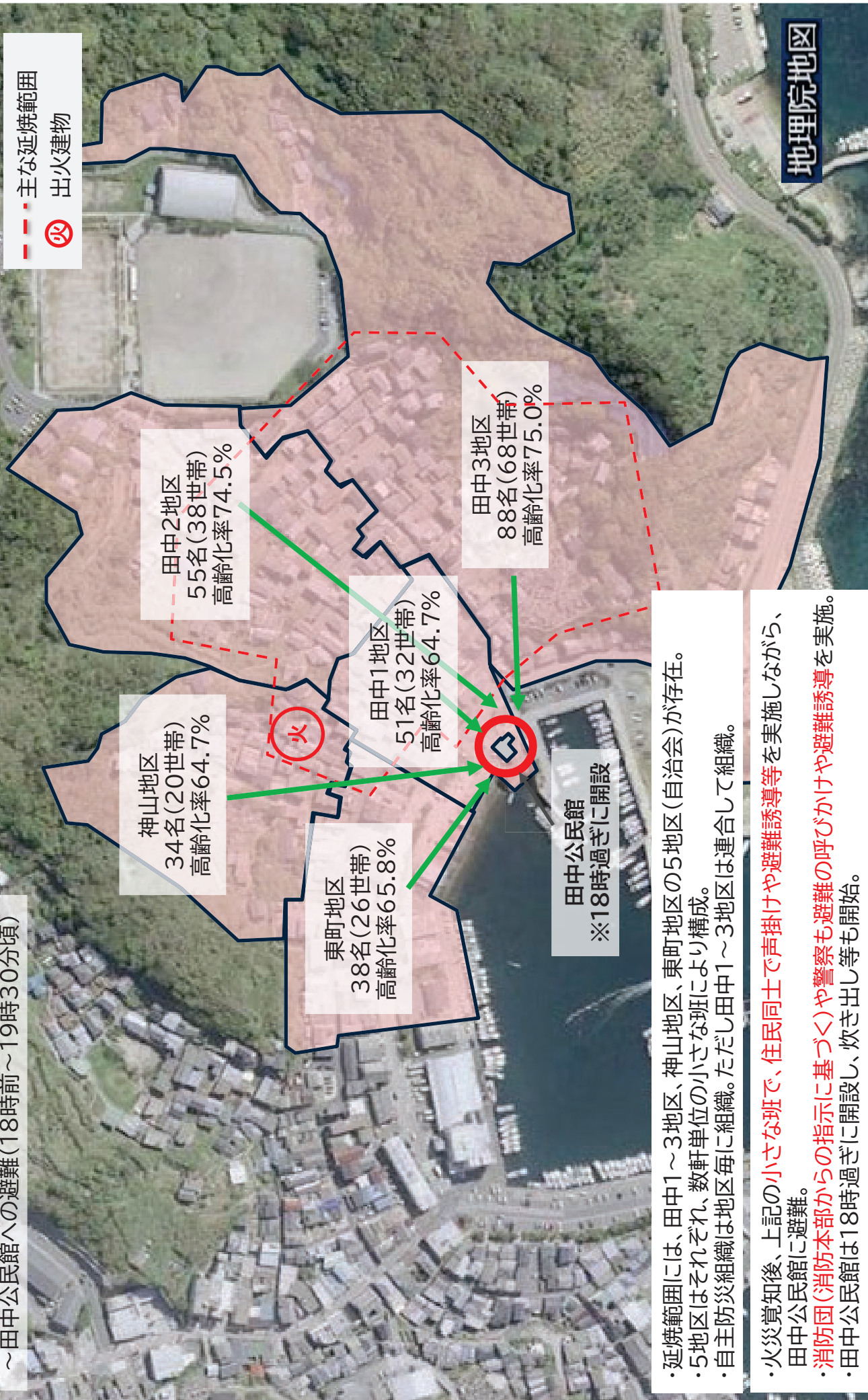
○街区内では周囲の状況把握が困難な中、急激な延焼拡大で**活動隊員が火に囲まれる危険性**があったことから、無線等による**情報共有**や、**退路の事前確保**など、安全管理に留意して消火活動に従事した。
 ○活動上の危険が存在する現場において、安全を確保した消火活動を実施するため、**地域特性を踏まえた安全管理上の留意事項**について、徹底しておくことの重要性が認識された。

大分市大規模火災における住民の避難行動

総務省消防庁

①大分市の大規模火災における住民避難に関連する動き(地図)

～田中公民館への避難(18時前～19時30分頃)



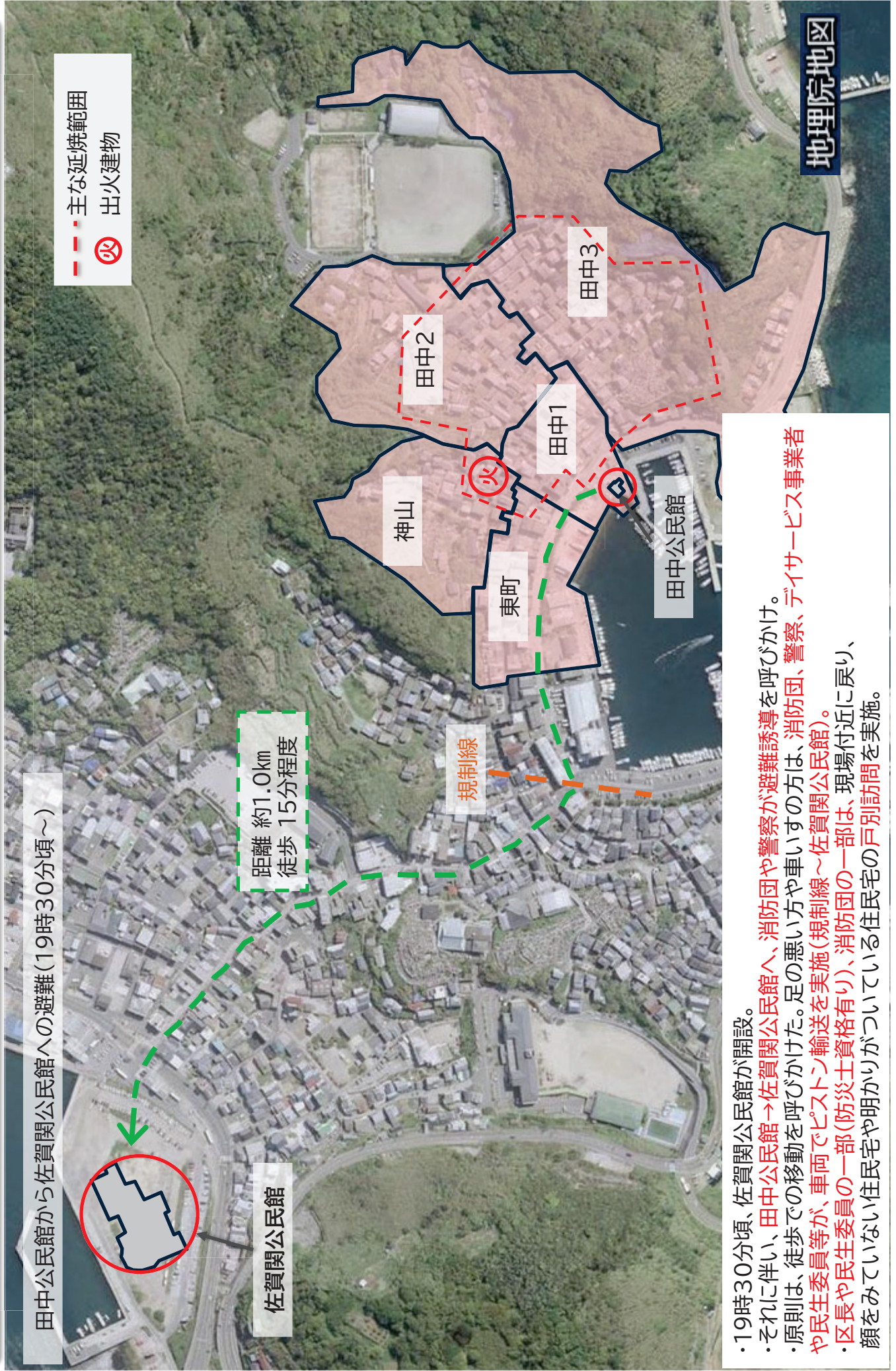
- ・延焼範囲には、田中1～3地区、神山地区、東町地区の5地区(自治会)が存在。
- ・5地区はそれぞれ、数軒単位の小さな班により構成。
- ・自主防災組織は地区毎に組織。ただし田中1～3地区は連合して組織。

・火災覚知後、上記の小さな班で、住民同士で声掛けや避難誘導等を実施しながら、田中公民館に避難。

・消防団(消防本部からの指示に基づく)や警察も避難の呼びかけや避難誘導を実施。

・田中公民館は18時過ぎに開設し、炊き出し等も開始。

①大分市の大規模火災における住民避難に関連する動き(地図)



- ・19時30分頃、佐賀関公民館が開設。
- ・それに伴い、田中公民館→佐賀関公民館へ、消防団や警察が避難誘導を呼びかけ。
- ・原則は、徒歩での移動を呼びかけた。足の悪い方や車いすの方は、消防団、警察、デイサービス事業者や民生委員等が、車両でピストン輸送を実施(規制線～佐賀関公民館)。
- ・区長や民生委員の一部(防災士資格有り)、消防団の一部は、現場付近に戻り、顔を見ていない住民宅や明かりがついている住民宅の戸別訪問を実施。

②大分市の大規模火災における住民避難に関する動き(時系列)

時刻 ※1	田中第1区～第3区、神山地区、東町地区 (区長、民生委員、防災士、一般住民等)	【避難所関係】	【避難・避難誘導】	【戸別訪問・安否確認】	消防本部・消防団・警察
17:43					火災覚知
17:50頃			火災覚知(各区长等)		
18:00頃	・田中公民館を避難所として開設 (田中第3区长)		・各区にて、数軒単位の班内の 住民間で声掛け ・田中公民館への避難誘導		・消防団(消防本部から の指示に基づく)や警察 が田中公民館への避難 誘導を実施
18:30頃	・田中公民館で吹き出し等を実施				
19:00頃	・佐賀関公民館の開設を電話依頼 (田中第3区长)				
19:30頃	・佐賀関公民館を避難所として 開設		・田中公民館→佐賀関公民館 への移動及び避難誘導	・区長の一部が、安否確認 の電話連絡を実施	
20:00頃			・デイサービス事業者「大翔会」 が、佐賀関公民館まで車いす の方等をピストン輸送		・消防団や警察による誘導 により佐賀関公民館へ移動
20:30頃				・区長/民生委員/防災士等 が、各区の現場にもどり、 戸別訪問を実施	・消防団や警察が一部、 戸別訪問を実施
21:00頃					
21:30頃					
22:00頃					
24:00頃	・田中公民館を閉鎖				※2

※1:住民への聞き取り等による情報を含むため、おおよその時刻であることに留意

※2:終了時刻は必ずしも定かではない

③実際の住民の避難行動等の状況

【ア：住民の避難行動の概要】

- 火災発覚後、18:00頃には区長には区長により田中公民館を避難所として開設。各地区において、数軒単位の小さな班をはじめとした住民間の声掛けが主体的に実施され、田中公民館への避難誘導等も行われた。並行して消防団や警察等による避難の呼びかけや避難誘導も実施。
- 19:30頃に佐賀関公民館を避難所として開設。田中公民館から佐賀関公民館へ、消防団や警察による誘導により移動。
- 19:30～20:00頃から、区長の一部が安否確認の電話連絡等を実施。
- 20:00～20:30頃から、区長・民生委員(防災士資格有り)・消防団等による戸別訪問を実施。

【イ：住民の避難所等への避難の状況】

- 20:30前後で、100名程度が佐賀関公民館に避難。
- 22:00時点で、146名(99世帯)が佐賀関公民館に避難。
- 佐賀関公民館の最大避難者数は180名(121世帯)。
※田中1～3区、神山地区、東町地区の住民数合計は266人。なお、避難者数には近辺の他の地区の住民も含む。
※田中公民館から遠方の親戚宅等へ車で避難した住民も一定数いた。

【ウ：住民の避難手段】

- 自宅→田中公民館への避難の移動手段は、徒歩によるものがほとんどと考えられる(聞き取りによる)。
- 田中公民館→佐賀関公民館への移動は、「基本は徒歩」と呼びかけられた。
- ただ、車いすの方や足の悪い方は、佐賀関公民館への移動の際に、**デイスリーブ事業者「(社福)大翔会」の車両や民生委員等の自家用車、消防団車両、警察車両が活用された。**

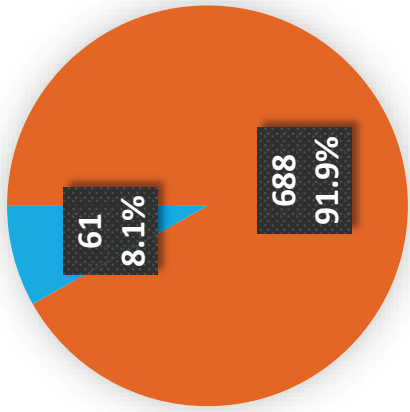
大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

管理が不十分な家屋に関する取組事例の調査結果

総務省消防庁

火災予防条例における空家に関する規定の有無等について

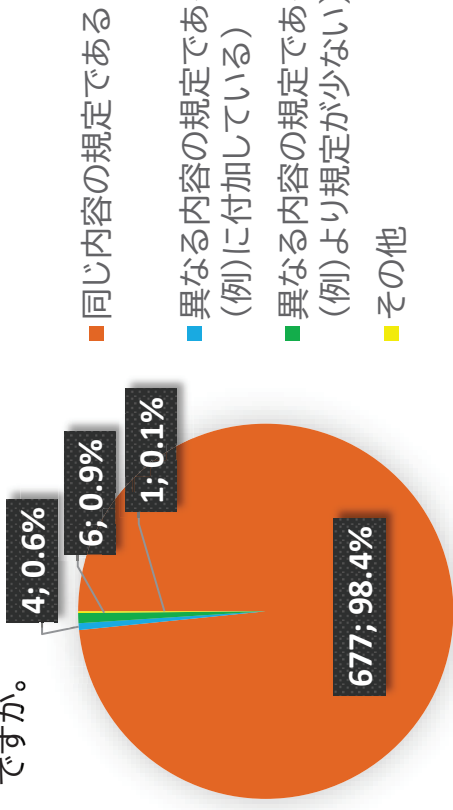
1. あなたの消防本部が管轄する地域では、火災予防条例(例)第24条(空地及び空家の管理)に相当する規定が、火災予防条例で定められていますか。



- 定められている
- 定められていない

※数値は、市町村数ではなく、消防本部等の数である

2. 前の質問で「1.定められている」と回答した消防本部に質問します。その条例の内容は、火災予防条例(例)第24条と同じ内容の規定ですか。



- 同じ内容の規定である
- 異なる内容の規定である(条例(例)に付加している)
- 異なる内容の規定である(条例(例)より規定が少ない)
- その他

<参考>

【火災予防条例(例) 昭和36年11月22日自消甲予発第73号消防庁長官】

(空地及び空家の管理)

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上 必要な措置を講じなければならない。

[解説] 本条は、空地及び空家からの出火防止を目的とするもの。第2項の規定は、放火、火遊び等による火災の防止を主眼。

ポイント

- 火災予防条例(例)第24条(空地及び空家の管理)に相当する規定は、約92%の消防本部等で定められている。また、当該規定の内容は、火災予防条例(例)と同じ場合が約98%である。
- 条例(例)に付加して定めている内容としては、空家の届出等である。

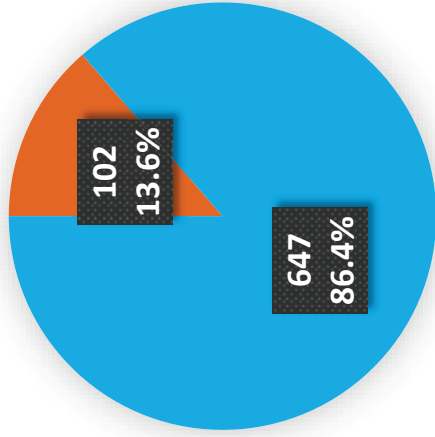
3. 前の質問で「2. 異なる内容の規定である(条例(例)に付加している)」と回答した消防本部は、その内容を以下に記載してください。

<回答内容の抜粋>

- (空家の)「所有者又は管理者は、空家である旨の届出を消防署長にするよう努めなければならない」旨を付加
- 火災予防条例(例)第24第2項を下記のように変更・付加
第2項 空家の所有者又は管理者は、消防長に届け出るとともに火災予防上次に定めるところにより当該空家の管理をしなければならない。
(1)各出入口及び開口部は、完全に閉鎖し施錠すること。
(2)燃料容器は撤去すること。
(3)家屋内外に火災予防上危険な物品及び可燃物を放置しないこと。
- 空地に(農地、山林に接する土地を含む。)を付加

管理が不十分な家屋への指導状況と関係機関との共有について①

4. あなたの消防本部では、空家などの管理が不十分な家屋の関係者に対して、消防法又は火災予防条例の規定に関連する行政指導や行政処分(命令など)を行ったことはありますか。



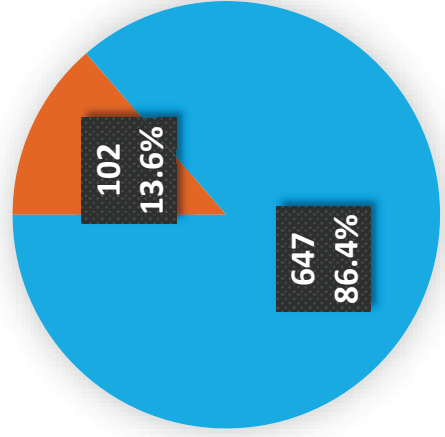
■ ある
■ ない

5. 前の質問で「1.ある」と回答した消防本部は、行った行政指導や行政処分の内容を以下に記載してください。

<回答内容の抜粋>

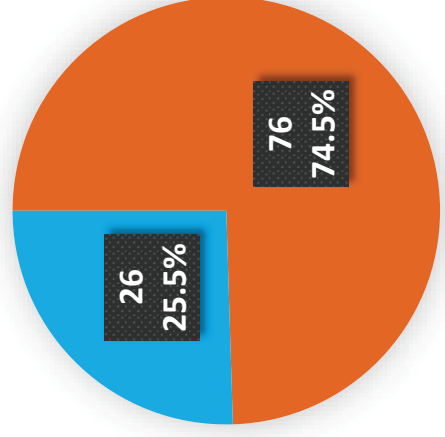
- 役場を通じて、所有者に管理の徹底を指導した。
- 敷地内に放置された可燃物の撤去等の敷地内管理の指導
- 火災予防条例に基づき、空家の侵入防止措置、空家及び敷地の燃焼のおそれのある物件除去等の行政指導を実施
- 空き地において草木が生い茂っており、火災発生及び火災時に隣接建物への延焼危険が高いことから、所有者に対し、除去するよう指導を実施した。
- 空家周囲の可燃物等の整理について行政指導を行った。
- 管理が不十分な空家について、火災予防上の観点から、所有者等に対し、空家への侵入防止のための開口部の施錠や目張り等を行うよう、電話等により行政指導を実施している。

6. あなたの消防本部では、空家などの管理が不十分な家屋を把握する取組(台帳管理など)を行っていますか。



■ 行っている
■ 行っていない

7. 前の質問で「1.行っている」と回答した消防本部に質問します。消防本部が把握した情報について、関係機関と共有する仕組みはありますか。



■ ある
■ ない

管理が不十分な家屋への指導状況と関係機関との共有について②

8. 前の質問で「1.ある」と回答した消防本部に質問します。情報を共有している関係機関を以下から選択してください(複数回答可)。

回答項目	件数
都市計画・建築部局	63
環境部局	36
保健部局	16
道路部局	16
総務部局	6
財政・税務部局	5
防災部局	5
市民部局	3
区役所	3

9. 2つ前の質問で「1.ある」と回答した消防本部に質問します。関係機関と共有した情報は、どのような対策に役立っていますか。

<回答内容の抜粋>

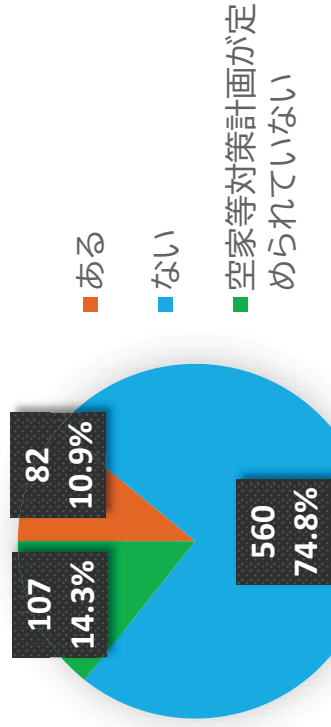
- 当消防本部では、把握した空家等の情報について「情報シート」と呼ばれる連絡用シートに、消防が確認した内容を記載して関係機関へ報告している。関係機関へ提供した情報は、市の空家等対策計画上、関係機関が現地調査を実施し、市の判定基準に基づき特定空家や管理不全空家の該当の有無を判定するほか、空家の状態や所有者の対応状況を踏まえ、空家等対策特措法に基づく助言、指導または勧告などにより所有者に対し必要の措置を求めると、空家の適正管理の促進等に活用されていることになっている。
- 適切な管理が行われていない空家等については防災、衛生、景観等の地域住民の環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、特にこれらの空家等の中には災害時(台風・火災等)周囲に危害を及ぼすおそれのあることから万が一の事態に備えて、事前に情報共有しておくことで災害時の円滑な活動に役立てております。

ポイント

- 管理が不十分な家屋の関係者に対して、消防法又は火災予防条例の規定に関連する行政指導等を行ったことがある消防本部等は、749団体のうち、102団体(約14%)である。
- 行政指導等を行ったことがある消防本部等については、主に可燃物の除去や侵入防止措置に係る指導を行っている。
- 管理が不十分な家屋を把握する取組(台帳管理など)を行っている消防本部等は、749団体のうち、102団体(約14%)であるが、そのうち76団体(約75%・全消防本部等の約10%)は、把握した情報を関係機関と共有している。
- 空家の情報を共有している場合、複数の関係部局と共有されていることが多く、特に都市計画・建築部局と共有しているケースが多い(約83%)。また、環境部局は約47%の消防本部で情報共有されているほか、保健部局、道路部局、総務部局、財政・税務部局と共有している消防本部等もある。
- 共有された情報については自治体内で共有され、それぞれの担当部局における対応に活用されている。

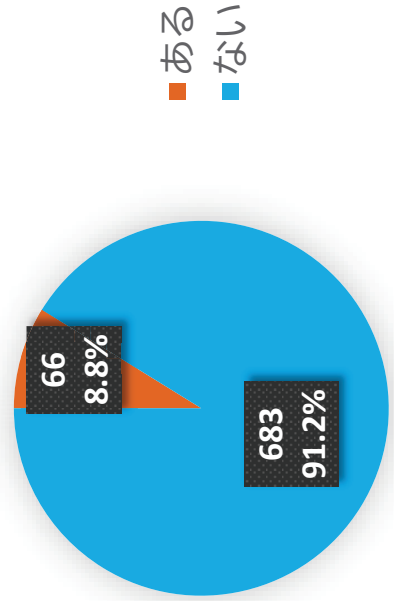
空家対策担当部局と消防本部の連携等について①

10. あなたの消防本部が管轄する地域の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家等対策特措法」という。)第7条に規定するものをいう。)等には、同法第13条に規定する「管理不全空家等」又は同法第22条に規定する「特定空家等」に該当するか判断する基準として、火災予防上の観点から設定された基準(例:物品が散乱・放置され火災の危険性があるなど)はありますか。



※数値は、市町村数ではなく、消防本部等の数である

12. これまで、消防本部が把握した「管理不全空家等」又は「特定空家等」について、空家等対策特措法の担当部局に情報提供したことはありますか。



11. 前の質問で「1.ある」と回答した消防本部に質問します。その内容を以下に記載してください。

<回答内容の抜粋>

- 評価基準に「枯れ草等火災や放火のおそれのある状態である。」の記載がある。
- ごみや物品が大量に散乱することによる火災発生の危険性、無施設による不審者の侵入と放火による防火面の危険性、灯油ガソリン等の燃焼危険性のある物品の放置等
- 不特定の者が侵入すること等により火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
- 灯油・ガソリン等の燃焼危険性のある物品が放置されている状態にある。

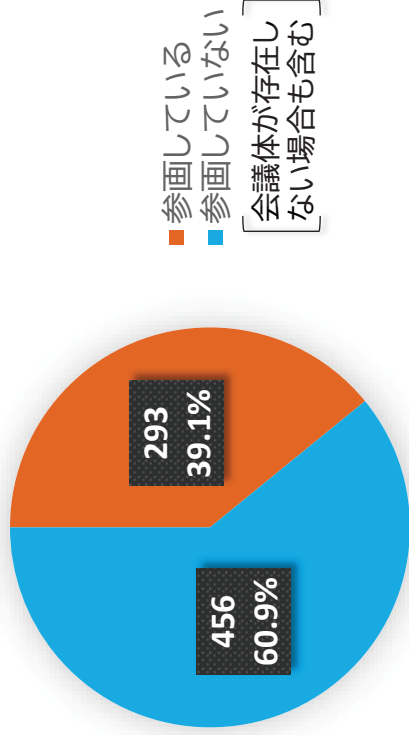
13. 前の質問で「1.ある」と回答した消防本部に質問します。関係機関へ提供した情報は、どのような対策に役立てられていますか。

<回答内容の抜粋>

- 空家対策を主管とする関係部局と行政情報を共有し、当市の空家対策計画の一助としている。
- 空家等がもたらす問題や政策課題の情報共有及び横断的な取り組みによる解消。
- 空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家の跡地活用
- 関係部局へ情報提供することにより、関係部局が横断的に連携・協力し、保安、衛生やゴミなどそれぞれの専門性の高い指導を行うことができている。
- 複数部署から文書や連絡をするよりも一括した指導とすることで、指導を受ける側の負担も軽減できる。

空家対策担当部局と消防本部の連携等について②

14. あなたの消防本部は、空家対策特措法第8条に規定する協議会など、空家対策等について関係機関が協議する協議体に参画していますか。



15. 前の質問で「1.参画している」と回答した消防本部に質問します。その協議体の名称を以下に記載してください。なお、複数の市町村の協議体に参画している場合は、すべての協議体の名称を記載してください。

<回答内容の抜粋>

- ▶ ●●市空家等対策協議会
- ▶ ●●市特定空家等対策庁内検討委員会
- ▶ ●●市空家等対策関係課長会議
- ▶ ●●市空家対策推進プロジェクトチーム
- ▶ ●●市住宅政策基本計画策定協議会
- ▶ ●●市管理不全空家等及び特定空家等協議会
- ▶ 空家対策防府モデル事業選定委員会
- ▶ 空家等に関する関係課協議会 空家情報データベース化に関する関係者協議会

ポイント

- 「管理不全空家等」又は「特定空家等」に該当するか判断する基準に、火災予防上の要素が含まれていると回答した消防本部等は、749団体のうち、82団体(約11%)である。
- 火災予防上の観点から設定された基準があると回答した消防本部等については、①危険物や可燃物の放置など延焼拡大に関する観点、②施設管理など放火のおそれの観点から基準を設定している。
- 「管理不全空家等」又は「特定空家等」について、担当部局に情報提供したことがある消防本部等は、749団体のうち、66団体(約9%)である。
- 情報提供したことがある場合においては、その情報が自治体内で共有され、それぞれの担当部局における対応に活用されている。
- 空家対策等について関係機関が協議する協議体に参画している消防本部等は、749団体のうち、293団体(約39%)である。なお、空家等対策特措法上の協議会は任意となっている場合も一定数あると考えられる。

管理が不十分な家屋に関する取組事例の調査結果について（ヒアリング①）

札幌市消防局

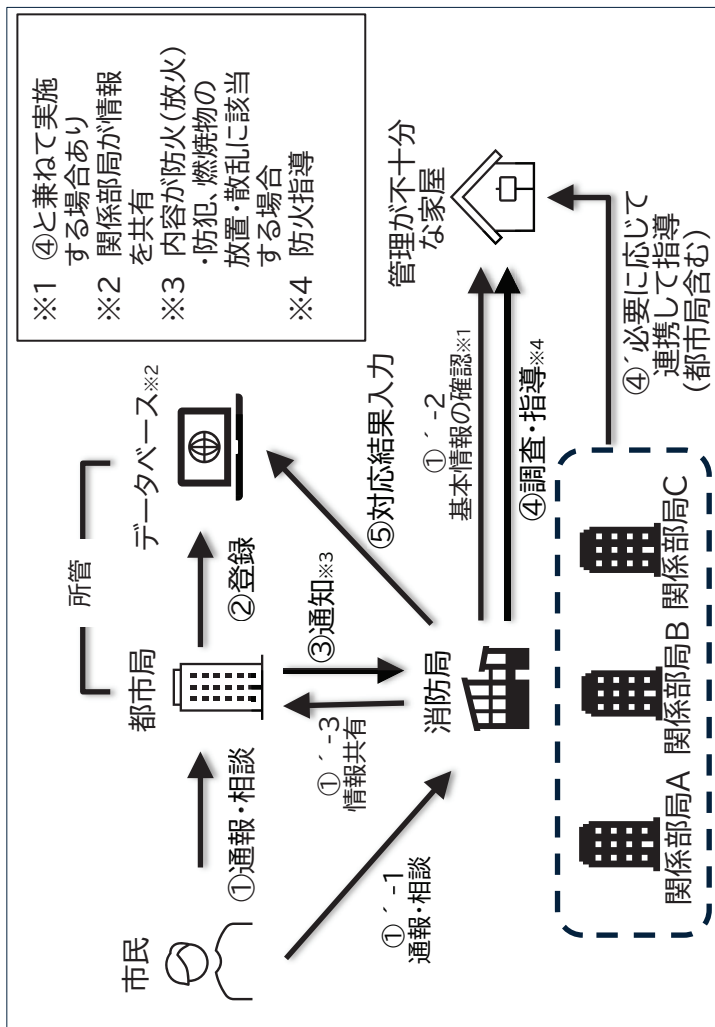
- 空家等対策特措法の制定を契機に、建築部局(都市局)が主となり全部局横断的な空家対策に取り組んでいる。
- 空家等対策計画(法第7条)に火災予防の観点から「特定空家等」と判断する基準を設けている。(左下の表のとおり)
- 消防機関が火災予防の観点から「特定空家等」に該当するか調査するとともに、所有者等に対する助言、指導を行っている。
- 各関係機関が入手した空家に関する情報については、「札幌市空家等対応データベース」にて関係機関が共有している。
- 状況に応じて、関係機関が連携して建物所有者等への指導を行っている。

＜札幌市特定空家等認定基準＞

項目	認定の視点
1-1 倒壊・建築部材等の飛散等	建築物総体として、保安上の危険性が認められる状態(判定表により判定)
1-2 衛生設備の破損等	配管設備の破損等や吹付け石綿等の飛散により、付近住民や通行者に衛生上の被害が及ぶ危険性がある状態
1-3 堀・擁壁等及び立木の腐朽・破損等	堀・擁壁等及び立木に明らかな腐朽・破損等が生じており、当該空家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態
1-4 防火(放火)・防犯	玄関等の無施設又は貫通穴が存在するなど、外部から不特定の者が容易に侵入できる状態
2-1 ごみの散乱・不法投棄等	ごみや物品等が大量に散乱又は堆積しており、悪臭などの発生により周辺の生活環境が著しく損なわれている状態
2-2 燃焼物の放置・散乱(火災発生危険性)	周囲の燃焼の危険性のある物件が散乱・放置されているなど、火災発生の危険性がある状態
2-3 雑草・立木等の繁茂	雑草・立木等の繁茂により、生活衛生上の問題が生じており、清潔が保たれていない状態
2-4 衛生動物の発生	ハチ類の営巣、ドクガ等の衛生動物の大量発生等により、敷地外に悪影響を及ぼしている状態
2-5 落雪	落雪により、当該空家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態(ただし、道路上への影響があるものについては、2-6による。)
2-6 道路通行・走行の支障	空家等から発生する事象(ごみや物品等の散乱・堆積、雑草・立木等の繁茂、落雪等)により、道路の通行や走行を妨げている状態又はその危険性がある状態

連携部局	都市計画・建築部局、消防部局、環境部局、保健部局、道路部局 総務部局
------	---------------------------------------

＜札幌市空家等対応マニュアルに基づく消防局の対応イメージ＞



管理が不十分な家屋に関する取組事例の調査結果について（ヒアリング②）

東京消防庁

- ▶ 管内一部の自治体では、空家の防災上の課題に対する連携体制の強化を目的として、空家等対策計画に消防を含む関係機関との連携について明文化しており、空家対策審議会・審査会等に消防職員が委員選定(委嘱)されている。消防の専門的知見を提供することにより、主に防災・防火上の危険評価への関与が可能となっている。
- ▶ 消防の内部規程(※)で、「防火上危険な空き家」の所有者等に対して指導する火災予防上必要な措置について定めている。
- ▶ 状況に応じて、空家の所有者等に対し、関係機関が連携して指導が行われることがある。

【関係機関との連携事例(H27)】

倒壊危険のある建物について、警察から連絡があり覚知した空家に対し、関係機関と連携・情報共有を行いながら、消防は火災予防条例に基づく指導を段階的に実施。所有者は指導を受け、空き家の応急措置(施錠、電気・ガス遮断等)を実施し、数か月後、最終的に更地となった。

連携部局(一例) 都市計画・建築部局、環境部局、地域安全関係部局

※ 東京消防庁防災安全に関する規程（空家関連抜粋）

- ◎ 東京消防庁防災安全に関する規程
第10条 部長及び署長は、都民に対して放火火災の予防対策について指導し、放火されない環境づくりを推進するものとする。
 - 2 部長及び署長は、放火(疑いを含む。以下同じ。)火災の発生状況を踏まえ、必要に応じて対策を講ずるものとする。
 - 3 署長は、防火上危険な空き家の実態把握に努め、空き家の所有者等に対して火災予防上必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 署長は、放火火災(部長が定めるものに限る。)発生後の対策について、部長及び本部長に報告するものとする。
- ◎ 東京消防庁防災安全に関する規程事務処理要綱
第7 放火火災予防対策の推進（第10条関係）
 - 1 (略)
 - 2 防火上危険な空き家の所有者等に対して指導する火災予防上必要な措置は、次のとおりとする。
 - (1) 人が容易に入りにくいように施錠すること。
 - (2) 放置された可燃物を除去すること。
 - (3) ガス及び電気を確実に遮断すること。
 - (4) その他必要な事項

管理が不十分な家屋に関する取組事例の調査結果について（ヒアリング③）

尼崎市消防局

- 市空家対策担当がクラウド上に空家データベースシステムを構築しており、消防局にもアカウントが付与されている。このシステムは、位置図、不良度、特定空家等及び管理不全空家等への指定状況並びに措置の状況等が閲覧でき、また、消防が実施する調査状況等（右図参照）を入力する項目が設けられている。
- 消防が実施する調査は、空家データベース上の不良度を参考に、消防局作成の予防業務計画に基づき、空家の実態把握及び防火指導を目的として調査を実施している。
- 空家データベースシステム上の消防の調査状況を更新することにより、火災危険が高いと思われる空家や、空家であったものが空地となっているものなどの情報を共有している。
- 消防局が実施する調査において周辺の生活環境への悪影響を把握した場合には、消防局から市空家対策担当へその旨を報告することにより、市空家対策担当において特定空家等又は管理不全空家等に指定することもある。
- 消防局が行う空家等の調査は、あくまで火災予防の取組の1つとして行うものであり、空家等実態調査を行うものではないが、市空家対策担当が行う調査対象と物件が同じであるため、「解体済み」や「使用実態あり」といった、空家ではなくなった事実を共有することで、市空家対策担当が行う次の空家等実態調査の効率的な実施に寄与している。
- 尼崎市空家空地等対策審議会に消防局が参画している。

連携部局

都市整備局 住宅部 空家対策担当、消防局、各地域課

＜クラウド上の画面＞

空家情報
(消防の調査項目)

予防課

署 (予防課) 東消防署

消防調査用住所 兵庫県尼崎市

調査員氏名 (予防課)

調査年月日 (予防課) 2024-11-13

調査対象 (予防課)

1.あり

所有者 (予防課) 2.不明

門扉の状況 (予防課)

2.不可能または危険性なし

敷地内の可燃物等 (予防課)

2.なし

煙草の吸殻や火遊びの形跡 (敷地内) (予防課) 2.なし

その他 (敷地内の状況) (予防課)

建物出入口の状況 (予防課) 窓 (予防課)

2.不可能 2.閉鎖、施設

侵入者の痕跡 (予防課) 煙草の吸殻や火遊びの形跡 (建物内) (予防課)

2.なし 2.なし

その他 (建物内の状況) (予防課)

改善指導 (予防課) 改善指導の状況 (未実施の場合) (予防課)

3.不要

改善指導の方法 (予防課) 火災以外の危険 (予防課)

通信欄 (予防課)

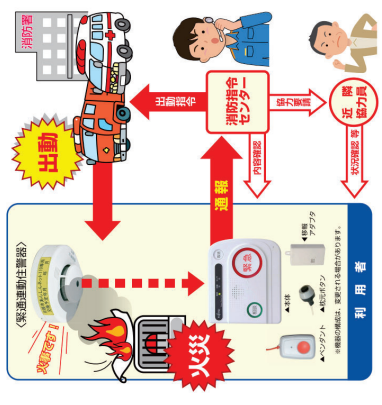
空家の位置図

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

連動型住警器及び自動火災通報システムの 設置推進に係る取組事例の調査結果

総務省消防庁

消防機関に直接通報する警報器



出典 住宅火災の早期認知方策の在り方に関する検討部会報告書 (R4.9)

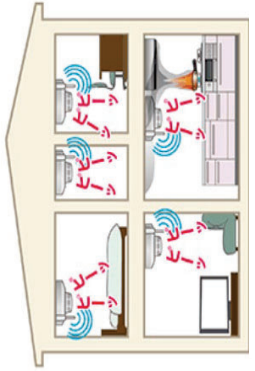
- 警報器が火災を感知すると、緊急通報システムが自動指令センターへ自動で通報する装置。
- 居住者が不在時でも火災を感知し早期に通報ができる。また、火災に気づいても通報が難しい場合でも早期に通報ができる。

※ホームセキュリティや高齢者等見守りシステムなどを活用し、消防機関へ通報する方法もある。

世帯間で連動する住警器

- 火災を感知すると、隣の住宅等にも警報を発するもの。
- 中継器の使用により2棟以上の建物の警報器を連動させる。

(住宅内連動)



出典 住宅火災の早期認知方策の在り方に関する検討部会資料 (R3.9)

(世帯間連動)



出典 能美防災ウェブサイト

屋外警報器

- 連動型住警器が火災時に発する無線信号を受信し、屋外で火災警報を発する装置。
- 既設のインターホンと住警器、移報アダプタを接続し、火災時に屋外へ警報を発することにより、近隣住民や通行人に火災を知らせることが期待できる。



出典 住宅火災の早期認知方策の在り方に関する検討部会資料 (R3.9)

IoT通知機能付加型住警器

- 連動型住警器の信号を受信し、あらかじめ登録しておいたスマートフォン等に通知。
- 居住者の不在時でも火災を感知できるほか、火災が発生した場合に遠方の家族や近隣住民等に通知することにより、第三者からの火災通報が期待できる。



出典 住宅火災の早期認知方策の在り方に関する検討部会資料 (R3.9)



〈参考〉連動型住警器等の特徴等

住警器の種類	特徴	留意点	価格イメージ
消防機関に直接通報する警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者の不在時や火災に気づいても通報が困難な場合等も早期に消防へ自動通報できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理中の煙や蒸気による誤通報が発生する可能性がある。 ・火災通報装置に連動させる場合は固定電話回線が前提の場合もある。（消防本部によってはIP回線に対応できる。） ・消防本部における受信システムの整備が必要。（システム整備の内容は119番通報を使用するか等方式により異なる） 	感知器1つ 約15,000円 移報装置 約30,000円 火災通報装置 約200,000円 消防本部における受信システムの整備 年間約2,000万円
屋外警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・通行人など周囲の人に対し、広く火災を知らせることができる。 ・無線式であれば、配線工事が不要で安価であり、比較的簡易に設置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に人がいない場合には、覚知できない可能性がある。 ・無線式では、屋外に設置する警報器に防水性の製品が現在いないため、別途準備する必要がある。 ・販売されている製品の種類が少なく、金額、性能などの選択肢が少ない。 ・無線式は住宅の構造によっては通信できない場合がある。 ・自動通報ではない。 	無線式（感知器2個 屋外警報器のセット） 約37,400円
世帯間連動型住警器	<ul style="list-style-type: none"> ・出火建物において不在等により火災に気づかなくとも、隣家の居住者等が火災を覚知できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣家の住民の心理的ハードルが高い。 ・相互に良好な関係がないと設置できない。 ・不具合や誤報の場合、隣家に負担がかかる。 ・連動する住戸のいずれも住民が不在の場合、火災を覚知できない。 ・住宅の構造や住宅間の距離によっては電波が届かず設置できない。 ・自動通報でない。 	感知器1つ 5,000円～15,000円 中継器（設置する場合） 20,000円～40,000円
IoT通知機能付加型住警器	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等のスマートフォンに通知されるため、居住者の不在時でも、火災を覚知できる。 ・電池切れや故障も通知されるため、維持管理しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット環境が必要。 ・通知に気が付かなければ通報されない。 ・通信障害時はスマートフォンへの通知ができない。 ・自動通報でない。 	感知器1つ 約10,000円 移報装置 約35,000円

連動型住警器及び自動火災通報システムの設置促進に係る取組事例の調査結果について（アンケートまとめ）

9 消防本部から回答あり

消防本部	取組内容
江別市消防本部	市庁部局が助成事業として「緊急通報サービス」のサービス提供事業者と連携した取組を行っている。
仙南地域広域行政事務組合消防本部	防火講話時の屋外警報器付き住警器の紹介や、チラシ等の配布を行っている。
糸魚川市消防本部	県補助金及び市予算を使い、75歳以上高齢者世帯へ連動型住警器を建物内外へ設置している。
東京消防庁	高齢者や障害者を対象に、住警器と連動して直接消防へ通報する住宅火災直接通報と、住警器と連動して専用通報機からの信号を受信した代理通報事業者が119番通報する住宅火災代理通報を運用している。（→詳細はP.21）
川崎市消防局	ホームページで連動型住警器等を紹介し、各イベントにおいてデモ機の展示やチラシの配布を行っている
小松市消防本部	65歳以上、障害者、未就学児がいる世帯を対象に連動型住警器の設置補助を実施。また、75歳以上の単身世帯のうち、要支援者名簿に掲載されている者には、住警器と屋外警報器のセットを貸与する事業を行っている。（→詳細はP.22）
豊岡市消防本部	65歳以上若しくは身体障害者で、市の福祉部局へ申し込みがあった者全員を対象に、消防本部の119番システムと連動した住警器、ボタン付きペンダントを配布している。（→詳細はP.23）
岡山市消防局	住宅、店舗が密集している商店街で、住民主導で連動型住警器と屋外警報器を設置したいと相談があり、設置に係る相談や設置計画の作成を消防で行った。（→詳細はP.23）
北九州市消防局	市内の木造市場17箇所を対象に、通信費以外を全額公費にて、住警器と消防機関へ通報する火災通報装置（消防用設備等）、移報装置のセットを希望者店舗に設置している。（→詳細はP.24）

⇒ 今回の回答結果から、密集住宅市街地における火災の早期覚知の方策について、上記のような取組を推進している地域がある一方で、現状において幅広い展開には至っていないのではないかと考えられるところ。

東京消防庁

住宅火災直接通報制度

概要

○高齢者や障害者が居住する住宅で火災が発生した場合に、住宅用火災警報器が火災を感じ、専用通報機を通じて自動的に東京消防庁へ通報されるもの。

実績

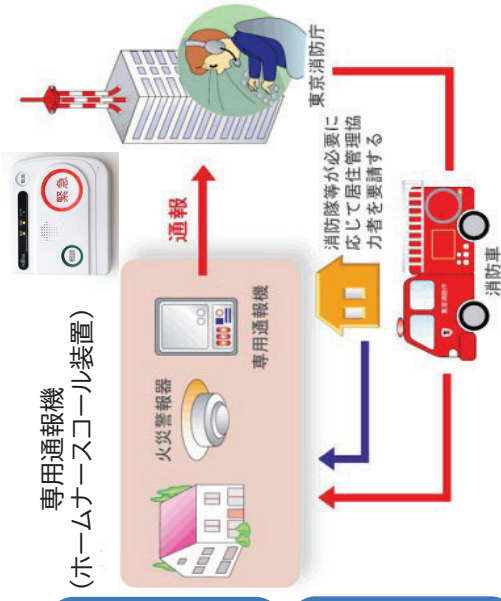
○東京消防庁管内で88世帯が登録（令和7年）。
 ・令和7年：計1件（非火災1件）
 ・令和6年：計4件（火災2件、非火災2件）
 ・令和5年：計9件（非火災9件）

対象者

○おおむね65歳以上の一人暮らし又はお年寄り同士の世帯で、身体機能の低下や居住環境から、防火的配慮が必要な者
 ○18歳以上の身体障害や知的障害のある者のうち、障害の程度が重く緊急時の対応が困難な者

その他

○本事業は東京都福祉局、東京消防庁、市区町村が運営
 ○住警器や専用通報機は、市区町村が申請者に給付や貸与を行い、利用者負担は市区町村により異なる。



住宅火災代理通報制度

概要

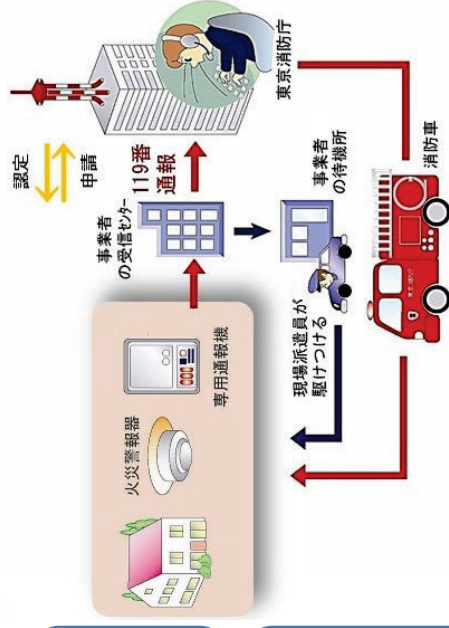
○住宅用火災警報器等からの火災信号を、代理通報事業者が受信し、119番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるもの。

東京消防庁認定通報事業者制度

○現場派遣員、信号受信体制、機器の維持管理などについて、一定の基準を満たした代理通報事業者を東京消防庁が認定。ホームページ等で公開している。

対象者

○代理通報事業者（警備会社など）と契約した者



実績

○令和7年：計229件中（火災24件、非火災205件）
 ○例年、200件前後の通報があり、その1割が火災となっている。

小松市消防本部

世帯間連動型住警器の補助事業

概要

- 65歳以上、障害者、未就学児のいる世帯のうち、申し込みのあった者を対象として、世帯間で連動する住警器の設置費用の一部を消防本部で補助するもの。
- 補助率1/2 上限3,000円
- ※ 利用率の低さなどから、今年度をもって事業廃止

奏功事例

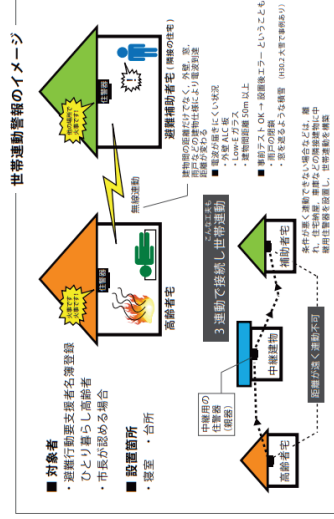
- ガスコンロをつけっぱなしでキッチンを離れた際、世帯間で連動する住警器が反応した。隣家の住民が煙に気づき、火災を未然に防いだものがあった。(H24:1件、H27:1件)

課題

- 無線で接続するため、建物構造によっては無線が接続できなかったり、隣家の心理的負担が大きいななどの問題がある。

実績

- 過去5年で166世帯に補助実績あり



出典 連動型住宅用火災警報器を活用した小規模飲食店等を含む隣接建物間での火災早期覚知の方法に関する検証報告書 (H30.3)

概要

- 75歳以上の要支援者名簿に掲載されている単身者を対象に、住警器と屋外警報器が連動する機器の貸与事業を実施している。利用者負担は2,000円程度でランニングコストなし(電池交換などは消防機関で実施している。)

事業実施にあたり工夫した点

- インターホンに接続し、屋外に警報を発するタイプの警報器は、有線となり、高額となるため、無線式のものを採用している。このタイプの警報器には防水のものがないため、安価なプラスチックのボックスを買い、穴を空けて警報器を包むなど、消防で自作したものを設置している。

課題

- 販売されている種類が少なく、選択肢がない。
- 貸与事業について、感知器2個、屋外警報器のセットで、工事費も併せて現在37,400円で実施している。これに対し、利用者負担は2,000円程度で、負担率が10%未満である。行政負担率が高いため、今後検討の必要がある。

SOSプザーのイメージ



出典 連動型住宅用火災警報器を活用した小規模飲食店等を含む隣接建物間での火災早期覚知の方法に関する検証報告書 (H30.3)

豊岡市消防本部

住警器、ボタン付きペンダントと119番通報の連動

概要

- 65歳以上又は身体障害者で、市の福祉部に申し込みがあったもの全員を対象に、119番システムと連動した住警器とボタン付きペンダントをセットで配布。
- 住警器の鳴動又はペンダントのボタン押下で119番通報される。

実績

- 2015年以降、本システムにより火災を感知して出動した事案は4件。

利用者負担

- 機器自体は貸与
- 工事費用は半額負担

貸与品 下記の3点を貸与します。

緊急通報装置本体	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボタンを押して通報します。本体機器で消防と通話します。 ・ 防災無線と同じくらいの大きさです。
ペンダント	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボタンを押して通報します。通話はできません。 ・ 外では使えません。通報できる範囲は自宅内のみと考えてください。
火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災を感知すると自動で通報します。

出典 豊岡市公式ウェブサイト

岡山市消防局

住民主導で行った商店街への連動型住警器の設置事業

概要

- 住宅、店舗が密集している商店街において、住民主導で連動型住警器を設置したい旨相談があり、消防と市で連携して補助したものの。

消防

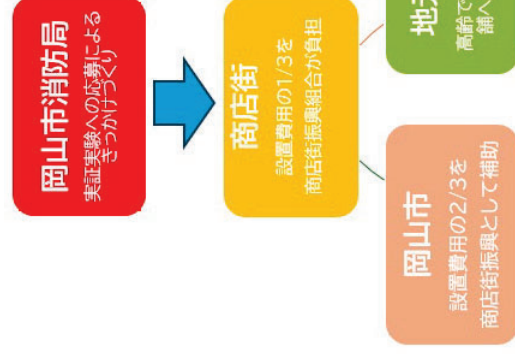
- 設置に係る相談や設置計画の作成を実施。

市

- 設置費用の2/3を岡山市が商店街振興対策として補助。

組合

- 設置費用70万円を商店街振興組合が負担。



北九州市消防局

木造市場を対象とした119番自動通報装置設置事業

概要

- 運動型住警器と移報用のアダプタを用いて消防用設備等である消防機関へ通報する火災通報装置から119番通報を行うシステムを、市内の木造市場を対象に貸与する事業。すべて公費(市費、初期費用1,000万円)で実施。

奏功事例等

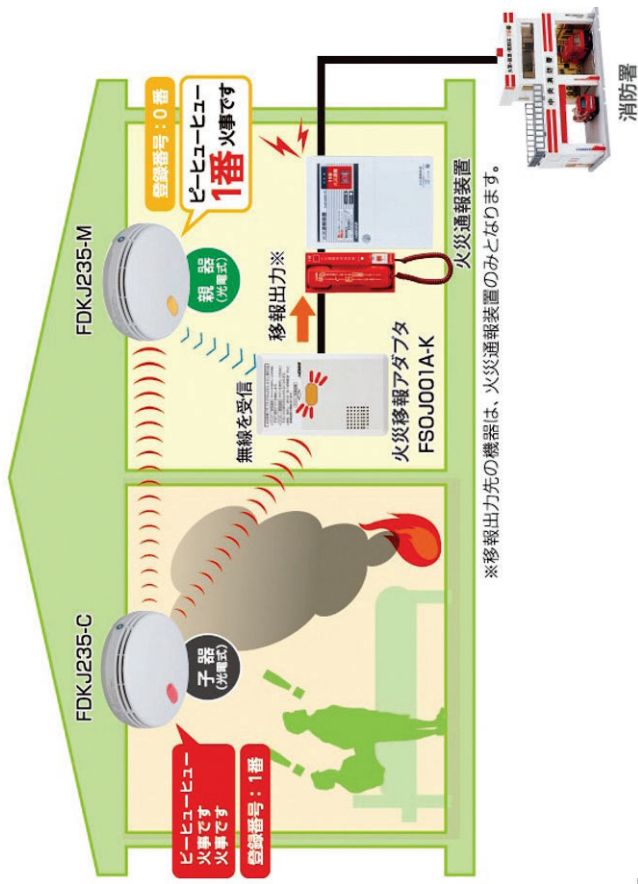
- これまでに鍋の空焚きで住警器が鳴動し、火災を防いだ事例が2件。
- 誤報が年に2～3件ほど。

今後の方向性

- 市場側と覚書を交わして、貸与期間を10年としており、その後は、回収となる形だが、貸与延長を検討している。
- 市としては、市場は公共物であるため、本取組を継続していく予定である。
- 一般住宅に事業を拡大する予定は現時点でなし。

機器費用

- 住警器が1個あたり1.5万～2万、移報用のアダプタが2.5万～3万、消防機関へ通報する火災通報装置については20万円前後。
- 消防用設備等である消防機関へ通報する火災通報装置を使用しているため、既設の指令システムで運用できている。(消防本部側の費用負担はなし)



大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

密集市街地対策に関する支援制度

国土交通省

現状の課題

老朽木造建築物の建て詰まり、倒壊危険性
可燃物の集積、着火の恐れ、避難路を塞ぐ

狭い道路、行き止まり道路が多い
避難が困難、接道不良による建替が困難

改善の基本方針

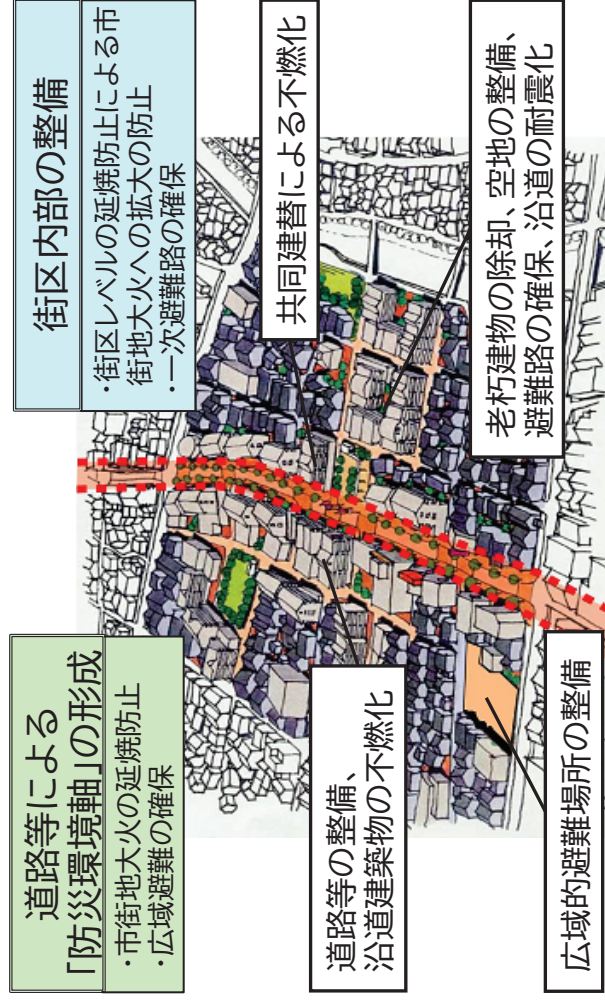
延焼危険性の解消 「延焼の拡大防止」

避難困難性の解消 「避難地・避難路等の確保」

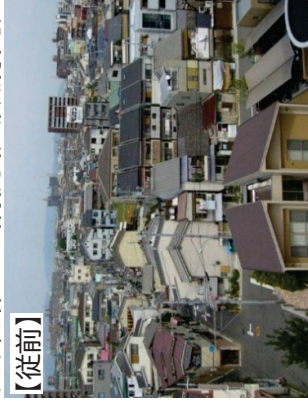
改善の手法

- 各住宅から安全な避難地への避難を確保するための、**道路の整備**及び**沿道建築物の耐震化**
- 延焼拡大を防ぐための、**延焼遮断帯**や公園等のまとまった**空地の整備**、**老朽建築物の除却**
- 共同建替や個々の住宅の建替え等による**建物の不燃化**
- 火災発生防止のための感震ブレーカーの配布、初期消火や円滑避難のための地域住民活動等

《密集市街地の整備イメージ》



避難路の整備例(大阪府門真市門真本町地区)



共同建替えによる不燃化の例(東京都墨田区京島地区)



住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

社会資本整備総合交付金、
防災・安全交付金の基幹事業

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う



ソフト対策
計画策定



「防災環境軸」の形成

調査・計画策定
事業化コーディネート・協議会活動・地域防災力の向上に資するソフト対策支援等
整備計画策定等事業
(交付率：1/2、1/3等)

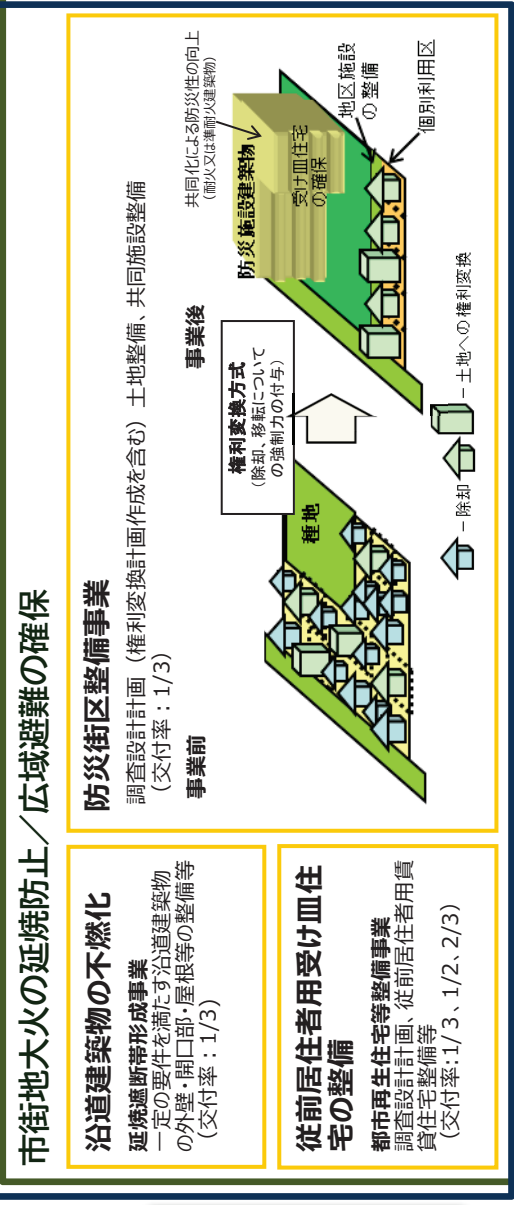
街区レベルの延焼防止／一次避難路の確保

共同・協調化建替
個別建替（防災建替え・認定建替え）
除却等、共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）

耐震改修・防火改修等
改修、建替え、除却（交付率：11.5%等）

老朽建築物、
空き家等の除却
買収費、除却工事費、通損補償等
(交付率：1/2、1/3、2/5)

地区内の公共施設（道
路、公園、広場、コミュニ
ティ施設等）の整備
(交付率：地方公共団体1/2
民間事業者等1/3等)



事業に関連する公共施設（道路・都市公園・河川等）の整備 関連公共施設整備（交付率：通常事業に準ずる）

- 【整備地区の要件】
- 重点整備地区を一つ以上含む地区
 - 整備地区の面積が概ね5ha以上
(重点供給地域は概ね2ha以上)
 - 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区
- 【重点整備地区の要件】
- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上
(重点供給地域は概ね0.5ha以上)
 - 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上
(重点供給地域は25戸以上)
 - 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

地域防災力の向上に資するソフト対策(住宅市街地総合整備事業)

ハード面の取組による危険密集市街地の整備改善の加速を図るとともに、ハード面の取組による最低限の安全性確保にとどまらず、一層の安全性の確保を図るため、地域防災力の向上に資するソフト対策も推進

ソフト対策の区分	ソフト対策の内容	
① 家庭単位で設備等を備える取組	感震ブレイカーの設置促進 住宅用消火器の設置促進 等	
② 地域単位で防災機能の充実を図る取組	消防機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利の整備 ・街角消火器、可搬式ポンプ、防火バケツ等の設置 等
	防災関連施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄倉庫の整備 ・耐震性貯水槽の整備 等
	避難場所等の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・民地を活用した避難経路の確保 ・避難場所、避難路のバリアフリー化 等
③ 地域防災力の実効性を高めるための取組	地域の防災情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ、ハザードマップの作成 ・災害時要援護者の名簿作成 等
	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・消火訓練、避難訓練 等
	防災パトロールの実施	
	防災に関する人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災リーダーの育成 ・シンポジウム、戸別訪問等による防災意識の啓発 等
防災機能の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による避難場所等の維持管理 ・防災備蓄倉庫の防災備品の管理 等 	

都市防災総合推進事業の概要

社会資本整備総合交付金、
防災・安全交付金の基幹事業

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※6
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3 ※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1 / 3 (R10年度まで1/2) ※3
③住民等へのまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3 ※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1 / 3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1 ※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1 ※2
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2 ※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	※1 1 / 2 1 / 3 ※1

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り

- ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
- ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
- ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

地区要件

施行地区

- <事業メニュー① ③～⑤>
- ・災害の危険性が高い区域(洪水/雨水出水/高潮浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域等)を含む市街地
 - ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 (⑤については市街地に限る)
 - ・危険密集市街地を含む市、DID地区

施行地区

- <事業メニュー⑥>
- ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4
 - ・危険密集市街地を含む市、DID地区 等
- <事業メニュー⑦>
- ・危険密集市街地
- <事業メニュー⑧>
- ・激甚災害による被災地 等
 - ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※5

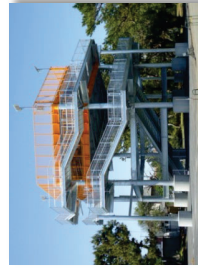
※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限り、国費率1/2

※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記載された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

※6：予算の範囲内での支援



津波避難タワー



避難地 (高台)



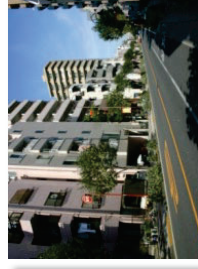
防災備蓄倉庫



避難場所(防災公園)



避難地 (防火防止)



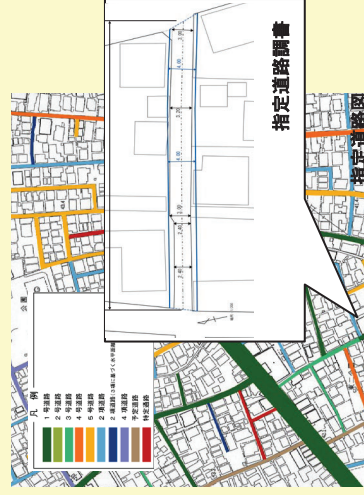
沿道建築物の不燃化

安全な住宅市街地の形成を図るため、地方公共団体が実施する狭あい道路に係る情報整備や、狭あい道路のセットバック、敷地の共同化・一部道路化等による無接道敷地の解消に要する費用に対して支援を行う。

※狭あい道路：主に、幅員が4m未満である狭い私道等

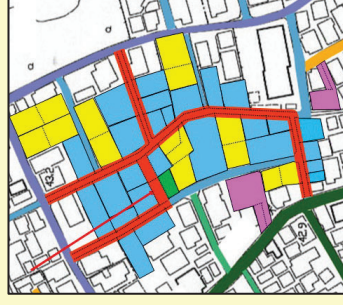
事業の概要

①建替え・セットバックを円滑化するため、地方公共団体が行う狭あい道路の情報整備を支援



②避難路等の安全性を確保する必要性の高い箇所では、狭あい道路のセットバックに要する費用や、敷地の共同化・一部道路化等を併せた無接道敷地の解消に要する費用に対して支援

敷地の共同化等を併せた無接道敷地の解消イメージ



○交付率 地方公共団体が実施する場合：国1／2、地方公共団体1／2
民間事業者等が実施する場合：国1／3、地方公共団体1／3、民間1／3

○期限 ①情報整備について、令和11年3月31日まで
②拡幅整備について、令和11年3月31日まで

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

空き家対策に関する取組

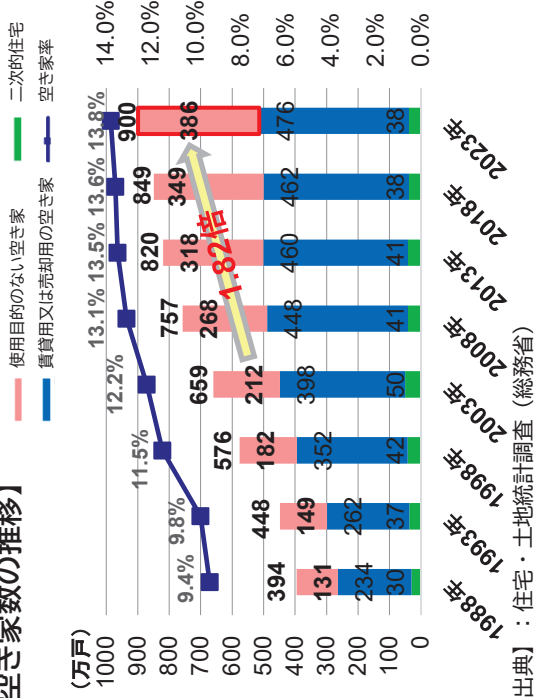
国土交通省

空き家対策(法律・予算・税制)

- 我が国の空き家は、年々増加し続けている。
- 中でも、**使用目的のない空き家**※の増加が顕著で、この20年で約1.8倍に増加。
※ 賃貸・売却用、自己使用(別荘等)でない空き家
- 空き家の**取得経緯**は、**相続**が最も多く、過半を超える(55%)。

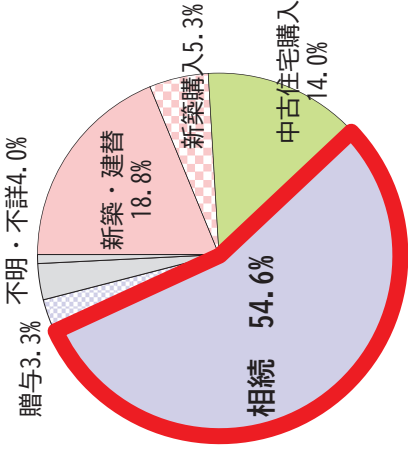


【空き家数の推移】



【出典】：住宅・土地統計調査(総務省)

【空き家の取得経緯】



【出典】：令和元年空き家所有者実態調査(国土交通省)

法律：空き家対策の推進に関する特別措置法

■ 特定空き家等の除却等

- 市区町村は、**特定空き家等**※に対し、**助言・指導・勧告、命令、代執行**(所有者不明時、緊急時の特例的措置あり)が可能
※ 「特定空き家等」：倒壊等著しく保安上危険など、周辺に悪影響を及ぼす空き家等

■ 空き家等の管理の確保

- 国は、空き家の管理の参考となる「**管理指針**」を公表
- 市区町村は、**管理不全空き家等**※に対し、**指針に即して指導・勧告が可能**
※ 「管理不全空き家等」：そのまま放置すれば特定空き家等になるおそれのある空き家等

■ 空き家等の活用拡大

市区町村は、「**空き家等活用促進区域**」を設定可能。区域内では所有者への活用要請のほか、**接道・用途制限の規制合理化が可能**

■ その他の措置

- 上記の勧告を受けた場合、**固定資産税等の住宅用地特例は適用除外**
- 所有者への相談対応等を行うNP0・一般社団法人等を「**空き家等管理活用支援法人**」として**市区町村が指定可能**
- 市区町村は、所有者不明の空き家等について、**裁判所に対して財産管理人の選任等を請求することが可能**

予算：空き家対策総合支援事業【R7予算額：59億円】

■ 市区町村向け(補助率：右図)

- ・ 特定空き家等の除却
- ・ 空き家の公益的な活用(改修)
- ・ 支援法人への委託費支出 他
※一部メニューは社交金の活用も可能

除却	国	市区町村	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村実施：国2/5、市区町村3/5
※代執行等：国1/2、市区町村1/2

■ 民間事業者向け(補助率：定額)

モデル的な創意工夫のある空き家対策の取組への支援

活用	国	市区町村	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村実施：国1/2、市区町村1/2

税制：空き家の発生を抑制するための特例措置

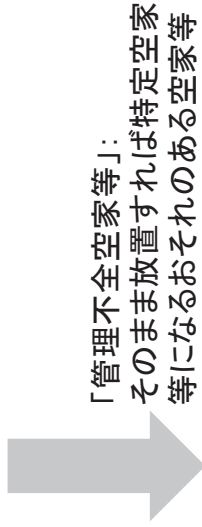
- **住まいを相続した者が早期に住まいや敷地を譲渡した場合に、譲渡所得から3,000万円を控除する特例を措置**

<要件等>

- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された住まい(登記された区分所有建物を除く)
- ・ 相続開始の直前に被相続人が居住(老人ホーム等への入所の場合も可)
- ・ 相続の3年後の日の属する年の12月31日までに譲渡
- ・ 相続した者が3名以上の場合の控除額は2,000万円

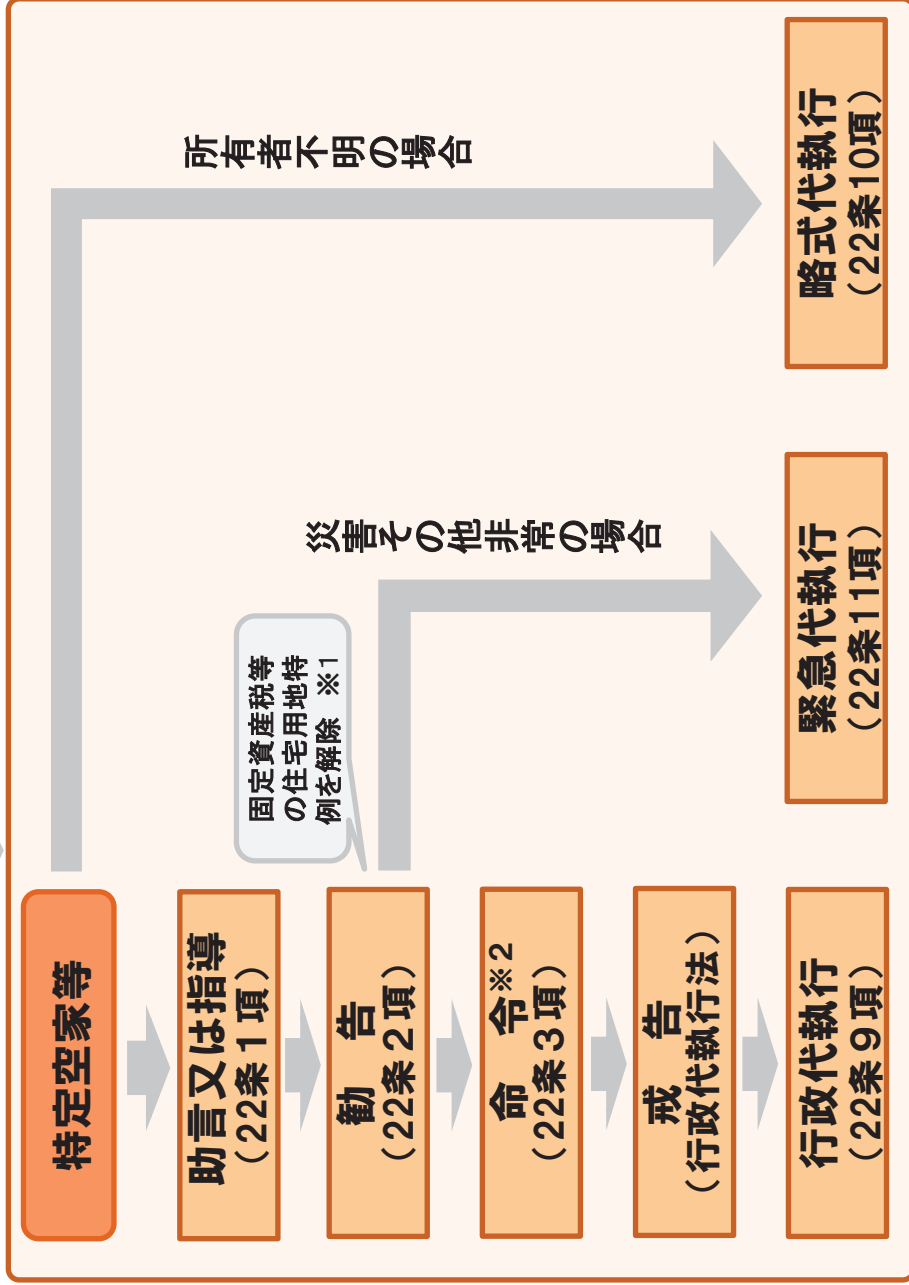
情報の収集

固定資産税情報の内部利用等による所有者等の把握 (10条)



特定空家等への立入調査等 (9条)

「特定空家等」:
倒壊等著しく保安上危険など、
周辺に悪影響を及ぼす空家等



※1 固定資産税の住宅用地特例の概要

小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税 の課税標準	1/6に減額
	1/3に減額

※2 命令に従わない場合は50万円以下の過料

令和8年度当初予算案：59億円、
社会資本整備総合交付金等の内数

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援

(事業期間：令和8年度～令和12年度)

空き家の除却・活用等への支援(市区町村向け)

<補助対象事業>

- ① 空き家の除却
 - 一 特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等
- ② 空き家の活用
 - 一 地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修
- ③ 空き家を除却した後の土地の整備
- ④ 空き家の活用か除却かを判断するためのフェーズリステイタディ
- ⑤ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ⑥ 空き家の所有者の特定

※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)でも支援が可能。

- ⑦ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務
- ⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業
 - 一 行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等
- ⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業

モデル的な取組への支援(NPO・民間事業者等向け)

- ① 調査検討等支援事業(定額) 一 創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援
- ② 改修工事等支援事業(除却：2/5、活用：1/3) 一 創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

<主な補助率>

(空き家の所有者が実施する場合)

国	2/5	地方公共団体	2/5	所有者	1/5
---	-----	--------	-----	-----	-----

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

(空き家の所有者が実施する場合)

国	1/3	地方公共団体	1/3	所有者	1/3
---	-----	--------	-----	-----	-----

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

支援法人
業務

国	1/2	地方公共団体	1/2
---	-----	--------	-----

※1法人あたり、補助期間最大3年
(空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし)

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

防火地域、準防火地域等の制度

国土交通省

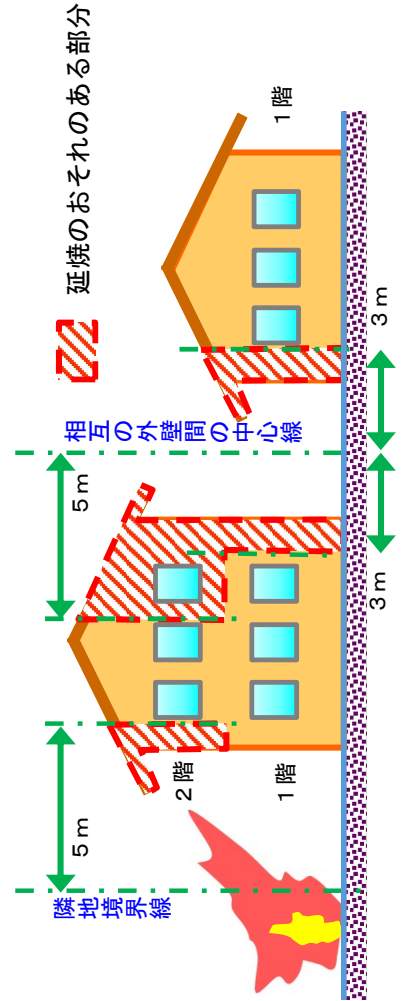
防火地域等における建築物の規制

○ 市街地大火を抑制する観点から、地方公共団体が定める「防火地域」・「準防火地域」・「屋根不燃化区域」においては、延べ面積・階数等に応じた性能を求めている。

□ で囲まれている部分は「延焼のおそれのある部分」のみが規制対象

	防火地域※1		準防火地域※1		屋根不燃化区域※2	
	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下		1,500㎡超
階数	不燃材料等					
階数を問わない	不燃材料等					
主要構造部	4階以上	耐火建築物 + 延焼防止建築物	耐火建築物 + 延焼防止建築物			不燃材料等
	3階建	準耐火建築物 + 準延焼防止建築物	耐火建築物 + 延焼防止建築物 準耐火建築物 + 準延焼防止建築物			
	2階建					
	平屋建	防火構造の建築物※3				
窓	防火設備 (原則20分の遮炎性能)				基準なし	

※1: 都市計画法第15条に基づき市町村が都市計画に定める地域
 ※2: 建築基準法第22条に基づき特定行政庁が指定する区域
 ※3: 木造建築物の場合は、外壁・軒裏を防火構造とし、かつ、外壁開口部に片面防火設備を設けた建築物とする。それ以外の場合は、外壁開口部に片面防火設備を設けた建築物とする。



■ 全国の指定状況 (令和6年都市計画現況調査より)

防火地域	約32,000ha
準防火地域	約332,000ha

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

火災防ぎょ計画の策定状況等に関する調査結果

総務省消防庁

火災防ぎょ計画の策定状況等に関する調査（概要）

火災防ぎょ計画について

- 火災防ぎょ計画とは、消防本部が効率的に消防活動を行うため、地域特性を勘案した活動の重点や消防水利の確保等について、事前に定めておく計画のこと。
- 消防庁では、平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災を受け、全国の消防本部に対し、大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定及び当該地域の火災防ぎょ計画の策定を依頼。
- 消防本部は、消防活動の困難性や延焼危険度等を踏まえ、管内における延焼危険地域の有無を確認し、必要と認める地域を**延焼危険地域として指定**するとともに、**当該地域に対する火災防ぎょ計画を策定**。

火災防ぎょ計画の策定状況等に関する調査について

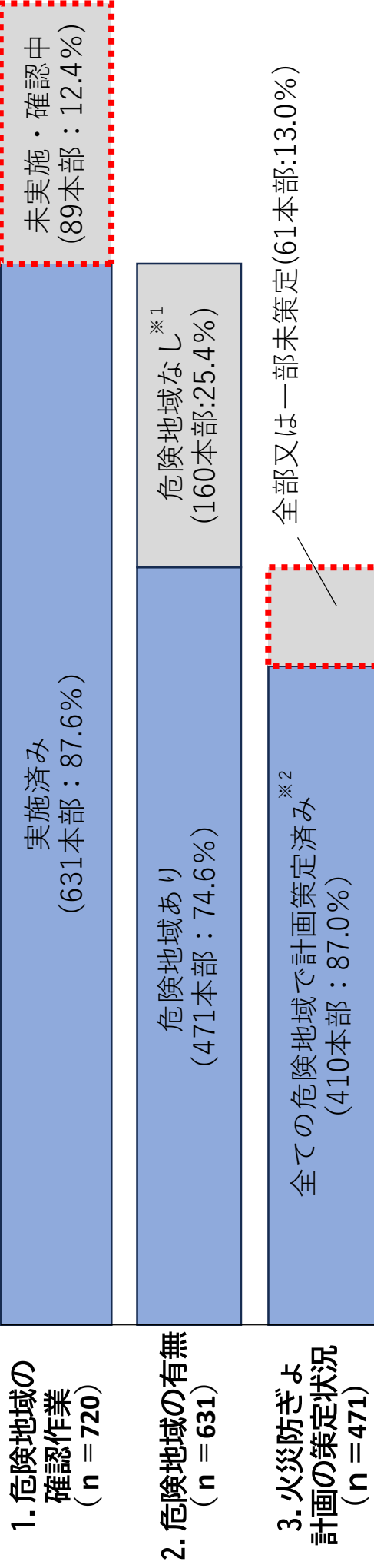
- 調査対象
全消防本部（720本部）
- 実施期間
令和7年12月12日（金）～令和8年1月9日（金）
- 回収状況
回収率 100%（720本部）

火災防ぎよ計画の策定状況等について

調査結果

- 危険地域の指定作業を行っている消防本部は全体の87.6%であった。【図I-1】
- 危険地域の指定作業を行っている消防本部のうち、管轄内に危険地域がある消防本部は74.6%であり【図I-2】、そのうち、火災防ぎよ計画を策定している消防本部は、87.0%であった。【図I-3】

【図I】火災防ぎよ計画の策定状況等



※1 鉄筋コンクリート造の建築物がほとんどで木造建築物の割合が低い等。

※2 1箇所でも危険地域の消防計画を策定している消防本部は444本部。

課題と対策の方向性

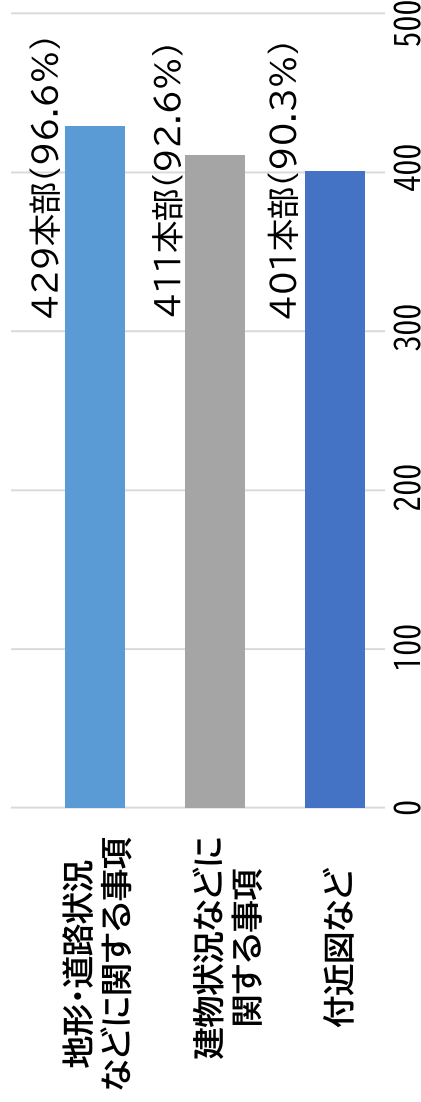
- 管轄内に危険地域があるかどうかの確認が行われていない消防本部や、管轄内に危険地域がありながら火災防ぎよ計画を策定していない消防本部がある。(上図中、赤色破線)
- 市街地における大規模火災の発生を防ぐため、**速やかな危険地域の指定及び火災防ぎよ計画の策定**を促していくことが必要ではないか。

地域特性に関する記載事項について

調査結果

- 地形・道路状況などに関する事項を記載している消防本部は96.6%、建物状況などに関する事項を記載している消防本部は92.6%、付近図などを記載している消防本部は90.3%であった。【図Ⅱ】

【図Ⅱ】記載している内容【複数回答可】 n = 444本部



※1箇所でも危険地域の消防計画を策定している消防本部数（以降、本資料において同じ。）

【主な記載内容】

- ・ 道路幅員
- ・ 消防車両の通行可否
- ・ 階段、傾斜地など高低差
- ・ 建物配置や空地、空き家の状況
- ・ 老人養護施設など要支援者がいる施設 など

課題と対策の方向性

- 地域特性を地図にまとめている消防本部は多いが、記載されている内容や粒度は多種多様。
- 大分市大規模火災における佐賀関地区の特徴と消防活動への影響（右図参照）を踏まえ、**消防活動に影響を及ぼす可能性がある地域特性**（消防車両やホースカー等の通行可否、傾斜地に関する情報、自然水利の部署位置、延焼阻止線の設定位置等）について、計画への記載が必要ではないか。



出典：第1回大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会【資料4】

地域特性に関する記載事項について

塩釜地区消防事務組合消防本部

○道路ごとの車両進入可否や、一般の地図には記載がない獣道等について明示しているほか、当該地域が傾斜地にあることについて言及し、安全管理上の留意事項について記載している。

様式第1号 (第20条関係)

密集危険区域警防活動計画

整理番号	第 5 号
区域・町名 (丁目番地)	市 番地内 西側一帯
区域(地域)の特性	この地域は市道 線の東側に位置し高台で古民家が多い地域である。
出 動 隊 名	塩釜1 化学1 多賀城2 水槽1 救助1 化学3 利府2
水 利 状 況	第2出動以外の出動については、現場最高指揮者の判断による。 区域内に250mm消火栓が1箇所あるが高台のため水量・水圧を考慮する必要がある。 区域南側には40t貯水槽1基・150mm消火栓1箇所、西側に150mm消火栓2箇所、北側に300mm1箇所と350mm1箇所の消火栓がある。
防ぎよ活動時における活動方針の重点項目	道路狭隘地区のため先着隊は後着隊の活動障害とならないよう部署位置を考慮し連絡を密にして包囲した部署隊形に務めること。
人命救助を必要とする箇所及び対策	防火対象物はないが、一般住宅での災害時要援護者を想定し情報収集する必要がある。
避難誘導の場所及び対策	区域内には公園や広場等はなく北西側に梅の宮神社がありそれぞれに拡声器等を使用した誘導が必要である。
燃焼物、危険物等の有無及び数量	特になし。
その他警防上・安全管理上の注意事項	傾斜地域で道路凍結時には、階段等で転倒受傷等の安全管理が必要である。

2号車は進入可能だが1号車は進入不可

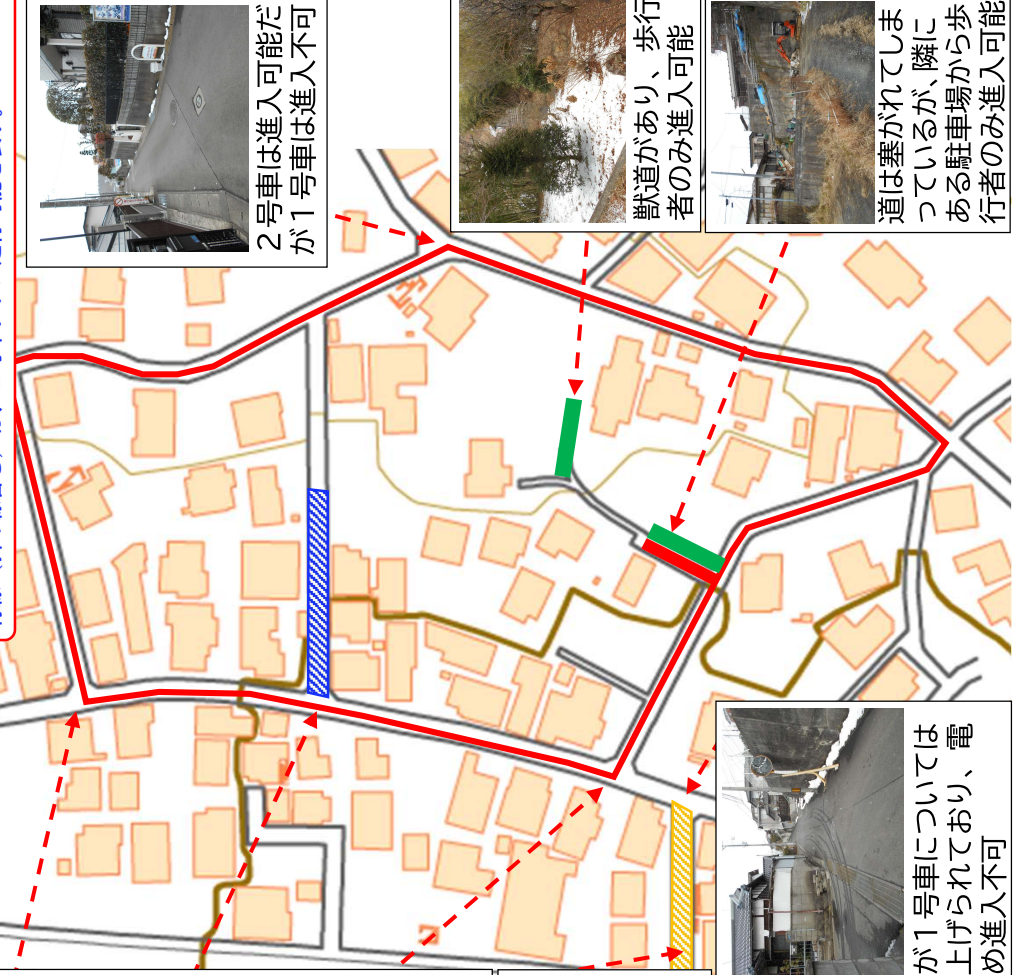


密集地域への進入口



2号車は進入可能だが1号車については曲がり角に石が積み上げられており、電柱やミラーがあるため進入不可

外周の赤線は、区域を表し、区域内の赤線は車両通行不能を表す。
黄色線は、1号車クラス走行可能を表す。
青線(斜め線含む)は、2号車クラス走行可能を表す。



※消防本部の火災防ぎょ計画をもとに、個人情報等が含まれないよう消防庁により再構成

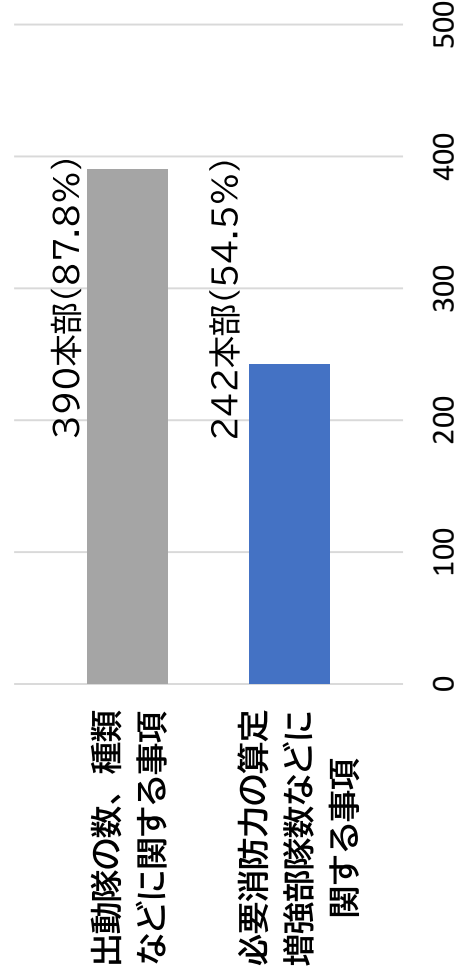
部隊運用に関する記載事項について

調査結果

- 出動隊の数、種類などに関する事項を記載している消防本部は87.8%、必要消防力の算定、増強部隊数などに関する事項を記載している消防本部は54.5%であった。【図Ⅲ】

【図Ⅲ】 記載している内容【複数回答可】

n = 444本部



【記載している主な内容】

- ・ 覚知時点における出動隊の数や種類
- ・ 出動隊の任務及び活動概要
- ・ 指定地域での火災は、通常出動体制よりポンプ隊を増隊する
- ・ 小型の車両に乗り換え出動する など

課題と対策の方向性

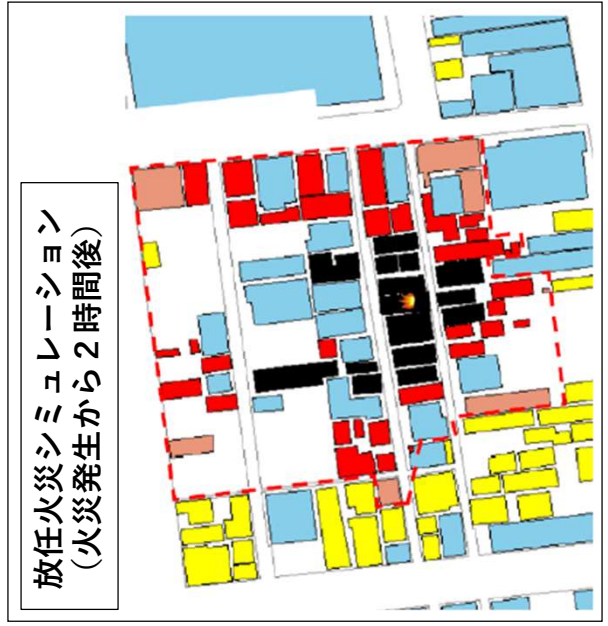
- 初動の出動隊数を定めている消防本部は多いが、延焼拡大した場合に必要な部隊数を、あらかじめ定めている消防本部は少ない。
- 延焼シミュレーション等を活用し、**最悪の場合を想定した焼損エリア**を予想し、延焼状況に応じた**必要部隊数を計画**しておくことが必要ではないか。

部隊運用に関する記載事項について

いわき市消防本部

〇延焼拡大シミュレーション図を計画に記載し、延焼規模に応じた部隊配置について検討しやすくしている。

警防計画書 (その2)		No. ■■■-1
計画名称	作成 (修正) 年月日	年 月 日
特別消防活動指定区域警防計画	7 年 10 月 27 日	
項目	区域名	町
	■	■
項目	内容	
地 道 路 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内には、市道が東西に3本走っている。(3本の内、中央及び南側の市道は消防車両進入不可)。 ・ネオン看板等が道路上に突き出ているため部署時に高さ、幅密に注意する。 ・路上駐車車両多数あり。特に夜間のホース延長時に注意する。 ・東側の■■■通り上、西側の■■■通り上、南側の■■■路上及び北側の国道■■■号上のみ梯子車は設置可能である。 	
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ・3～4階建ての雑居ビルが密集している。 ・隣棟間隔が狭い。(特に東西間が2m未満多数)。 ・古い雑居ビル群に古い木造住宅が点在している。 ・防火道及び無窓路の雑居ビルが多い。 	
水利状況	<ul style="list-style-type: none"> ・街区周囲の消火栓は基裡内である。 ・路上駐車多いため水利上に駐車されている可能性あり。 ・建物通路をホースラインに利用し、ホース延長本数を減らす。その際、飲酒客等に注意する。 	
活動の重点	<ul style="list-style-type: none"> ・隣棟間隔が狭いため強風時には積極的に応付活動を要請する。 ・夜間には飲酒目的の不特定多数者が多いため早期に警戒に規制を依頼すること。 ・隣棟間隔が狭く、さらに2階以上の建物が多いため三連梯子及びびざり梯子を積極的に使用し、立体的に消火活動を行う。 	
救助・避難誘導対策	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な避難は■■■部内 (営業時間内) とする。 ・■■■パーキング、■■■駐車場及び■■■駐車場東側空地にも避難可。避難場所は統一すること。 ・雑居ビル各テナント内における逃げ遅れ者等の確認を徹底する。 	
安全管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・雑居ビルにパラベットが多数見受けられるため頭上に注意する。 ・通路が狭く素早い退避が難しいため、外壁の落下及び建物倒壊の兆候に注意し安全管理者を置く。 ・飲酒客等の予測不能の行動に十分注意する。 ・電線が低い位置を通っているため、感電に注意する。 ・吸排気口を統制し、対面放水に注意する。 	
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水損防止を踏まえた活動を実施する。(水損防止シート設定、筒先数の設定) <p>【強風時の活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大方面 (風下) に筒先を集中的に配備し消火活動にあたる。 ・活動隊員の安全管理を十分に考慮する。 ・高層建築物の風下側及び建物間の路地等は、風速が増し風が巻き等により飛び火の危険性が高いため、飛び火への警戒を怠らないうよう考慮する。 ・長時間の活動が予想されることから100トン容量の防火水槽や消火栓への水利部署し十分な水量を確保する。 ・空地や道路等を利用して防脚線を早期に速定する。 ・付近住民が速やかに避難できるように早期の広報を実施する。 	

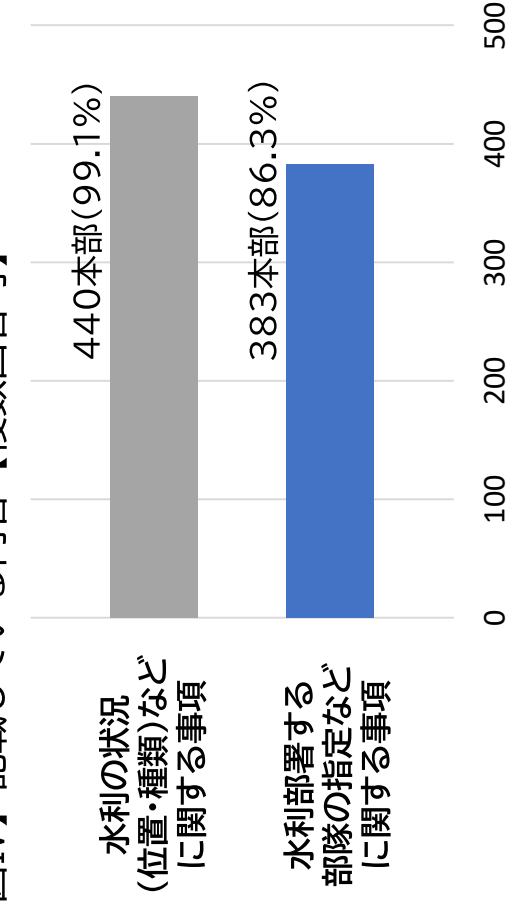


消防水利に関する記載事項について

調査結果

- 水利の状況（位置、種類）などに関する事項を記載している消防本部は99.1%、水利部署する部隊の指定などに関する事項を記載している消防本部は86.3%であった。【図Ⅳ】

【図Ⅳ】記載している内容【複数回答可】 n = 444本部



【記載している主な内容】

- ・水利種別（消火栓、防火水槽など）や水道配管口径
- ・水利に部署する部隊を明記している
- ・使用水利の優先順位を定めている
- ・大量放水を考慮し、河川からの水利確保に努める など

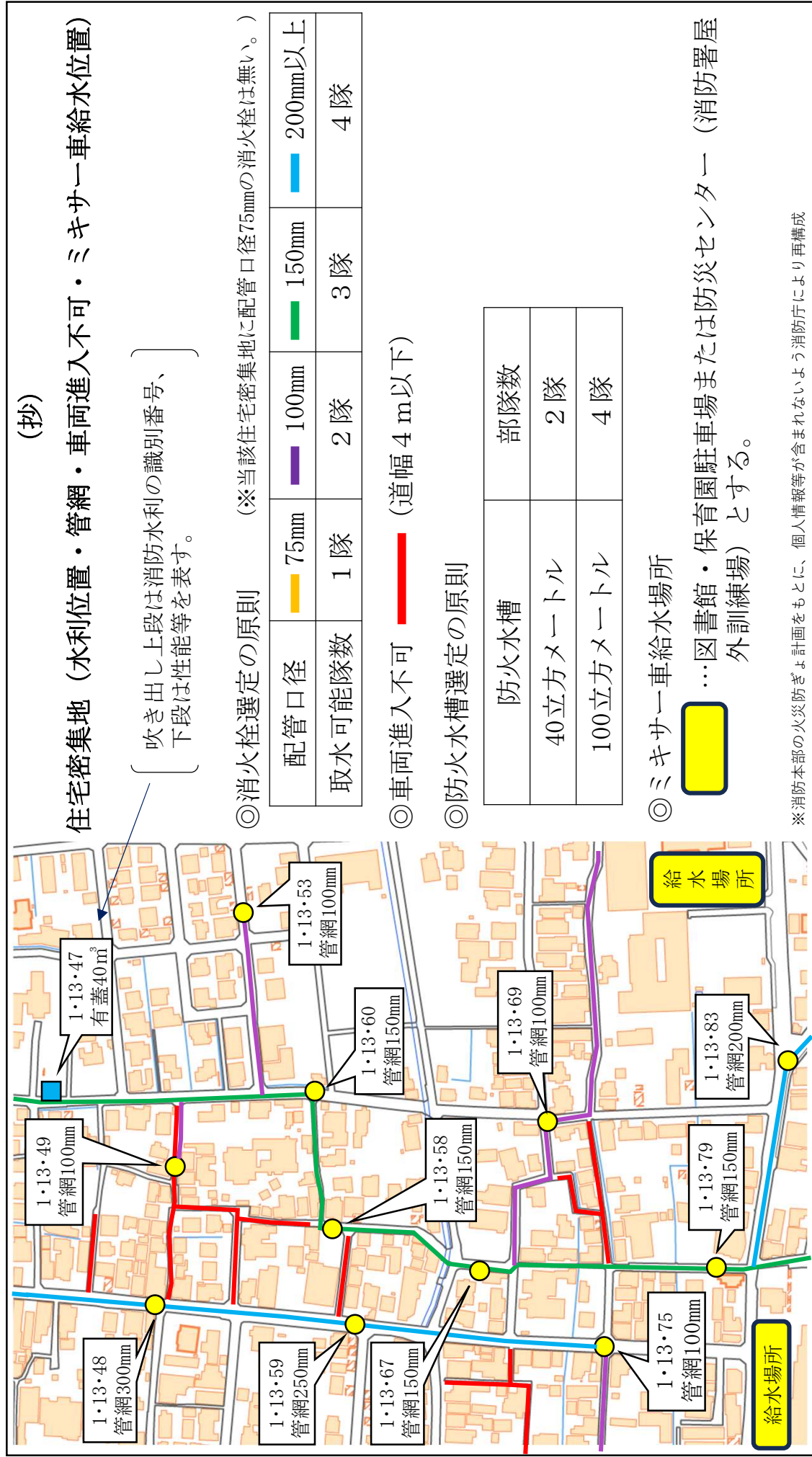
課題と対策の方向性

- 使用水利や活動隊を定めている消防本部は多いが、生コン組合や地方整備局等の関係機関との具体的な連携要領を定めている消防本部は少ない。
- 災害発生時の速やかな連携体制を確保するため、**協定締結事業者との連携要領**等について、計画に盛り込むことが必要ではないか。

消防水利に関する記載事項について

能美市消防本部

○消火栓の配管口径や防火水槽の容量を地図上に明示し、取水可能隊数を記載している。さらに、関係機関によるミキサー車給水場所を地図上に明示している。

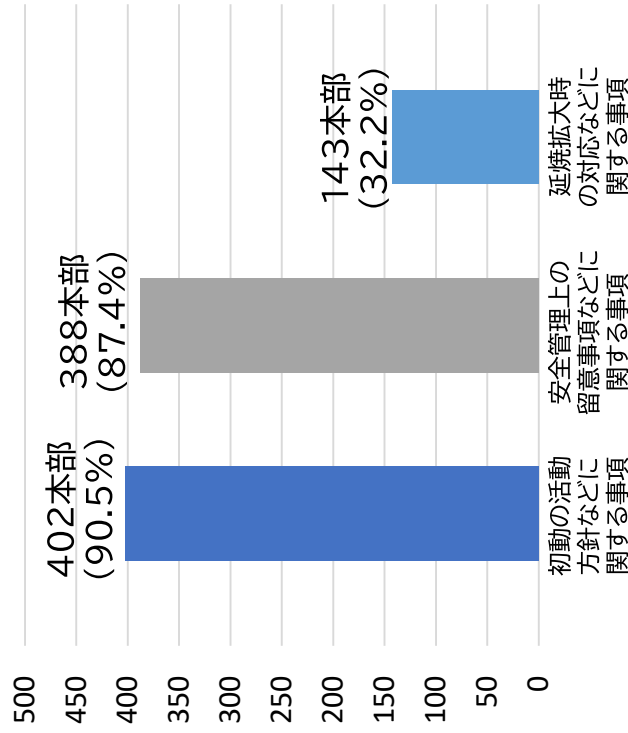


活動総論に関する記載事項について

調査結果

- 初動の活動方針などに関する事項を記載している消防本部は90.5%、安全管理上の留意事項などに関する事項を記載している消防本部は87.4%、延焼拡大時の対応などに関する事項を記載している消防本部は32.2%であった。【図V】

【図V】 記載している内容【複数回答可】 n = 444本部



【活動方針に関する主な記載内容】

- ・ 延焼方向建物の避難誘導及び検索救助を優先的に行う
- ・ 筒先配備を指定し速やかに包囲体制をとる
- ・ 延焼拡大危険方向など優先的に筒先を配備する など

【安全管理に関する主な記載内容】

- ・ 老朽建築物が多いことから、倒壊に巻き込まれないように留意する
- ・ 道路幅員が狭いことから、ホースのつまずき等による事故に留意すること など
- ・ 急速な延焼拡大に備え、退路を常に把握すること など

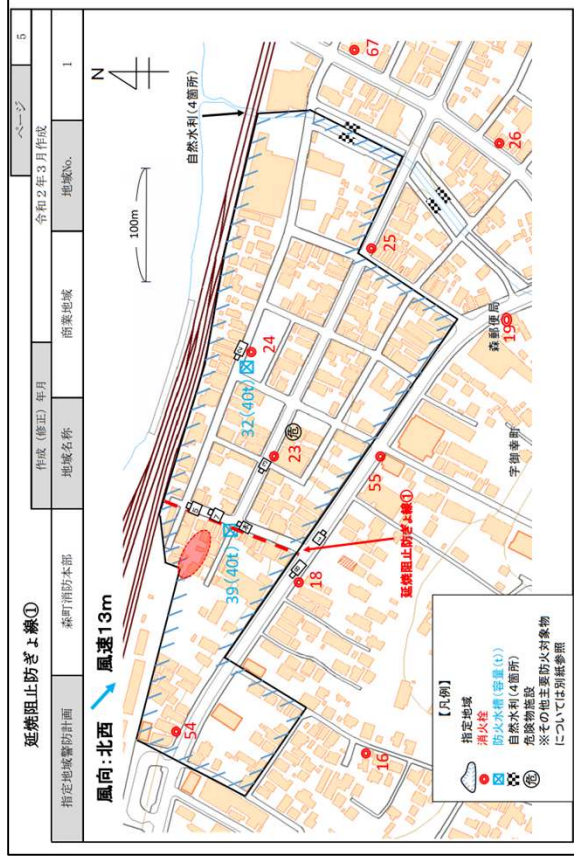
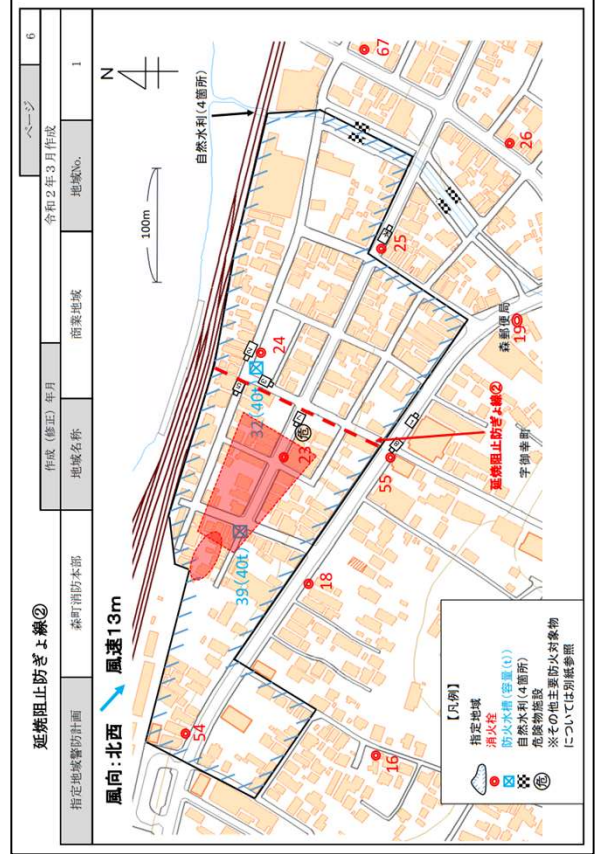
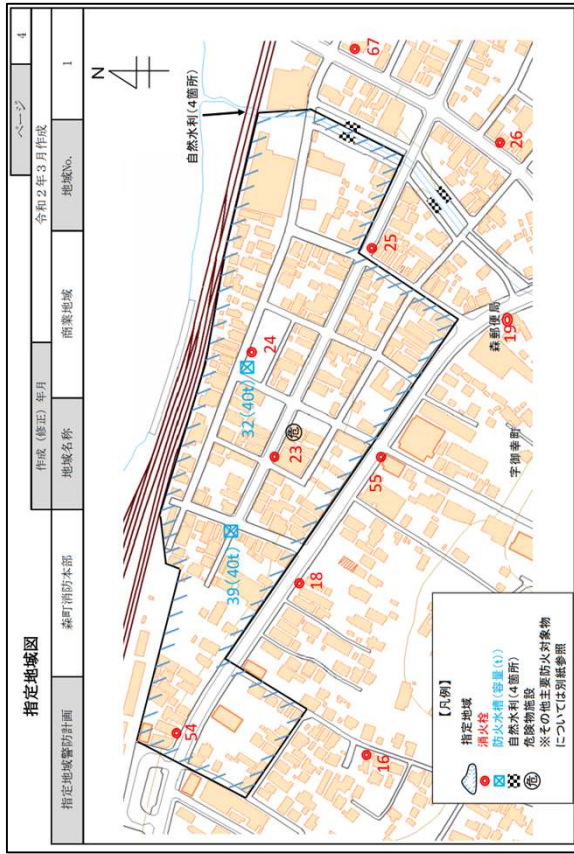
課題と対策の方向性

- 初動の活動方針を定めている消防本部は多いが、延焼拡大時の対応について定めている消防本部は少ない。
- 急激に延焼が拡大した場合にも適切に対応するため、**延焼状況に応じた活動方針**や**密集市街地における活動の安全性確保**に関する事項を計画に盛り込むことが必要ではないか。

活動総論に関する記載事項について

森町消防本部

○延焼拡大に応じた延焼阻止線（延焼阻止防ぎよ線）の設定要領について、具体的に記載している。



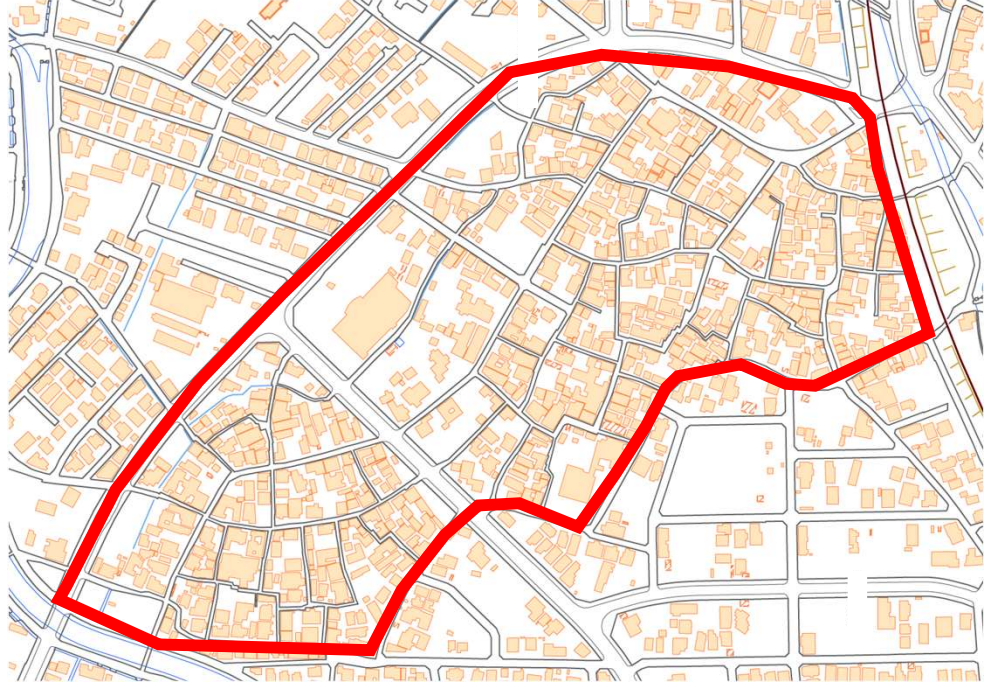
活動総論に関する記載事項について

赤穂市消防本部

○退路確保の必要性について計画に盛り込んでいる。

警防計画説明書 (その2)		作成(修正)年月日			ページ			
指定地域警防計画	赤穂 消防署	地域名称	地区	地域No.	2	10	16	3
項目	内容							
地形 道路状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の東側から北側にかけて国道■■■■号線があり、南側はJR■■■■線の軌道に接し、北側は■■■■川に接している。 道路は東側・北側・西側の道路を除き幅員が狭く、タンク車の進入は困難な地域である。 道路は退路状況に入り組んでいることから、隊員の退路の確保に留意する。 							
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅が大半を占めており、老朽化した建築物が混在する密集地であることから延焼危険は非常に高く、火災による家屋の倒壊にも注意が必要である。 古い年代に製造された屋根やスレートは隙間から火の粉が侵入し、早期に着火に至る可能性がある。 							
水利状況	<ul style="list-style-type: none"> 消火栓は比較的多い地域ではあるが、配管口径が小さいことから、努めて配管口径100mm以上の消火栓に部署する。 運屋川及び防火水槽は、主に第2出動隊及び消防団が使用する。 長時間の活動となる場合、防火水槽への補水体制を確保する。 							
活動の重点	<ul style="list-style-type: none"> 風向、風速及び延焼状況により、飛火警戒隊を指定し、具体的な警戒範囲を早期に決定する。 砲風下においては、風下側への水利配置は避け、風上側とする。 現場指揮本部は、当該地域北側の国道等、安全な場所に部署するとともに、状況により前進指揮所を設置する。 防災ヘリを活用した上空からの情報収集や消火について検討し、必要に応じ要請を行う。 応援隊の集結場所は国道沿いとし、各隊に指揮本部から具体的任務を付与する。 							
救助・避難 誘導対策	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線を活用した住民への避難勧告・避難指示を行う。 防災ヘリ・はしご車等の上空からの避難誘導を行う。 避難場所は近隣の■■■■公園または■■■■公園等とする。 							
安全管理上の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 延焼拡大要因となるような危険物等の有無を確認する。 プロパンガスボンベを使用していることから、関係機関と協力し早期除去を考慮する。 老朽建築物も多いことから、消火活動及び残火処理時の建物倒壊に留意する。 							

【参考】当該地区の道路状況（地理院地図）

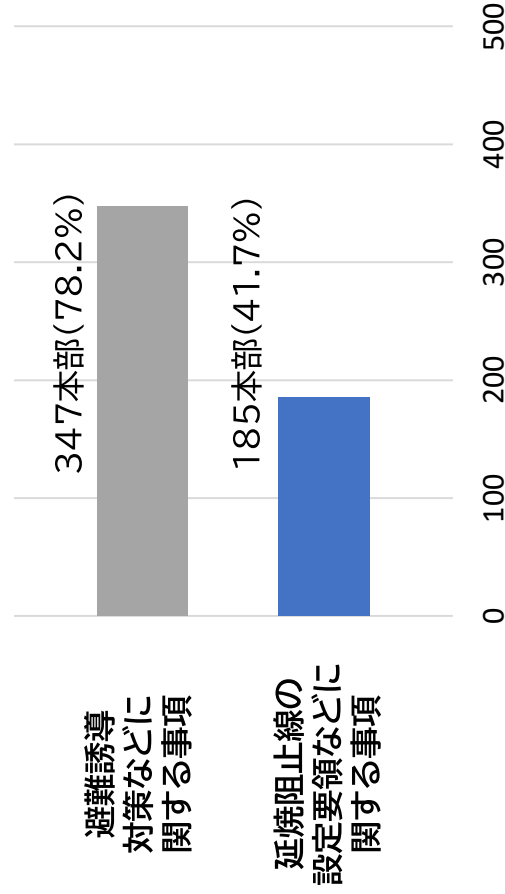


活動各論に関する記載事項について

調査結果

- 避難誘導対策などに関する事項を記載している消防本部は78.2%、延焼阻止線の設定要領などに関する事項を記載している消防本部は41.7%であった。【図VI】

【図VI】 記載している内容【複数回答可】 n = 444本部



【主な記載内容】

- ・ 早期に広報を実施し住民の速やかな避難を促す
- ・ 空地や道路等を利用して延焼阻止線を設定する
- ・ 道路幅員に応じて、複数の延焼阻止線を設定している など

課題と対策の方向性

- **消火活動と並行した避難誘導対策**について計画しておくことが必要ではないか。
- **延焼阻止線の具体的内容**（防ぎよ距離と必要放水量、部隊数等）を定めている消防本部が少ないことから、代表的な設定要領を提示し、計画に盛り込むことが必要ではないか。

活動各論に関する記載事項について

彦根市消防本部

○延焼阻止線の設定要領について、具体的に記載している。

道路狭隘地区警防計画（抄）

3 延焼阻止線設定要領

- (1) 延焼阻止線は、有効河川または幅員のある道路、空地、耐火建物群などを境として、街区内の火災を徹底的に消火し、火流を延焼阻止線から迎え撃つ。
- (2) 延焼阻止線の所要消防力の設定は、概ね一口の火面長を 10m 以内として算定する。
- (3) 延焼阻止線の投入部隊は、主として消防団を充て、指揮本部から指名を受けた常備消防隊が注水位置、方向を指示する。
- (4) 火勢を弱めるため、延焼阻止線に近い延焼街区内の建物にも適宜注水を行う。
- (5) 大火流が延焼阻止線に到達するまでの間、火流の両側面から消火し、少しでも延焼阻止線到達時の火面幅を小さくすることも考慮する。
- (6) 火流が延焼阻止線に到達する直前になれば、一斉に放水を始め、火勢を弱めて反対側の街区への延焼を阻止する。
- (7) 地表の火流等を常に確認するとともに、上空の飛び火にも細心の注意を払い、飛び火が延焼阻止線を越えないよう常に監視する。

高山市消防本部

○消防隊が行う救助・避難誘導について、具体的に記載している。

救助・避難誘導対策

要救助者が住居する世帯について、早期救助に当たる。（1件台帳登録あり）
延焼方向の避難、救助を優先し、同時に避難路を確保する。
避難先は、指定避難場所：煥章館とし、延焼状況によっては避難勧告、避難指示を市と連携して実施する。

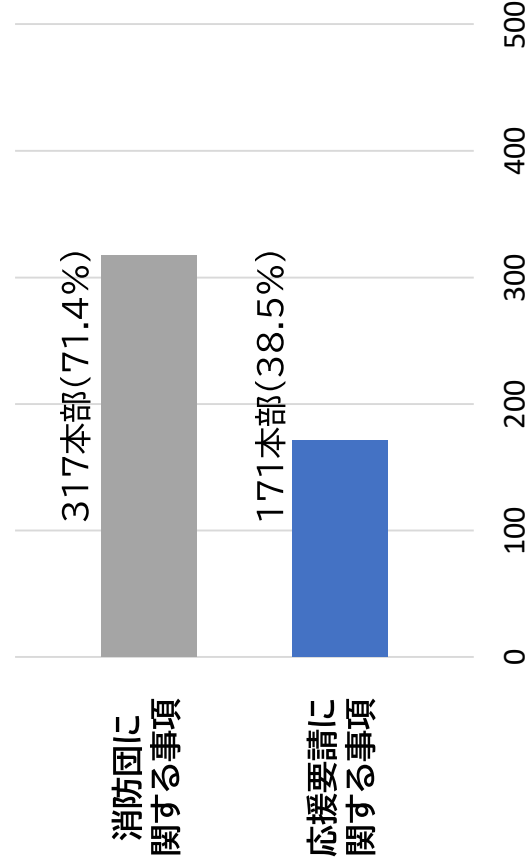
連携・応援に関する記載事項について

調査結果

- 消防団に関する事項を記載している消防本部は71.4%、応援要請に関する事項を記載している消防本部は38.5%であった。【図Ⅵ】

【図Ⅵ】 記載している内容【複数回答可】

n = 444本部



【主な記載内容】

- ・ 消防団により、延焼方向からの避難誘導を実施する
- ・ 消防団を防火水槽への充水隊として指定し、継続的な消火活動を実施する
- ・ 出火ブロックを越えて他のブロックへ延焼した場合に応援要請
- ・ 延焼規模に応じ、出動区分を定めて応援要請の判断を明確にしている など

課題と対策の方向性

- **消防団の車両、資機材等を提案した具体的な連携**内容について、計画に盛り込むことが必要ではないか。
- 応援要請の目安となる焼損棟数や面積等を定めている消防本部が少ないことから、速やかな応援体制を確保するため、**市街地火災における応援要請の目安**を提示し、計画に盛り込むことが必要ではないか。

連携・応援に関する記載事項について

府中町消防本部

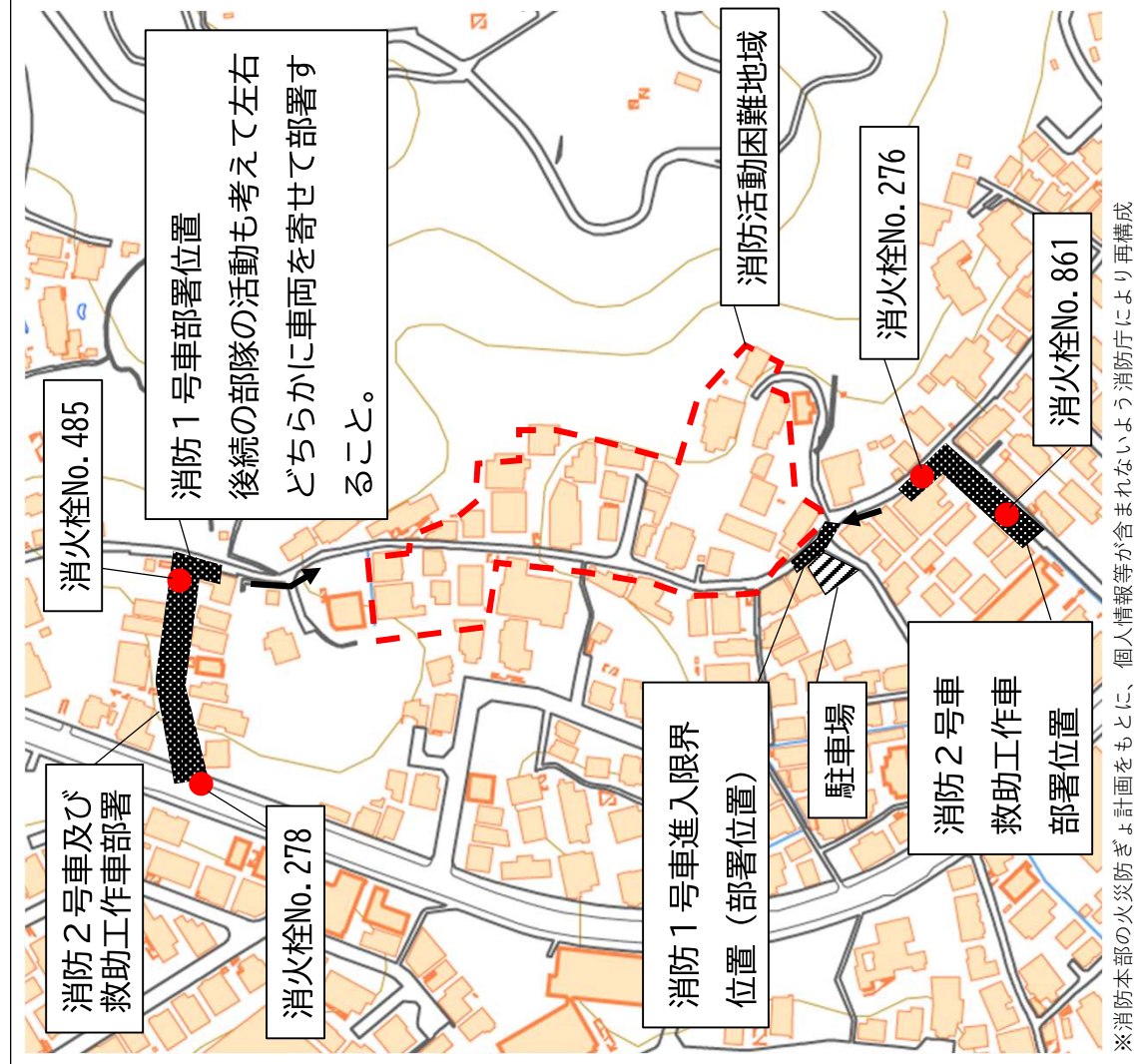
○消防団の活動について、具体的な内容を定めている。

消防活動困難地域消防計画（抄）

（消防団の基本的活動）

消防団の活動については、原則として現場指揮者の指揮下に入り常備消防団の活動支援が主となるが、消火栓への部署が必要な場合には、消火栓No.861（予備的に消火栓No.276）へ部署することとし、新たに筒先包囲態勢の確保が必要な場合には、消火栓No.485への部署による包囲態勢での消火活動も考慮する。

また、大火の場合には、更に大きな筒先包囲態勢を取るか、風向きや延焼状況を勘案して必要な場合には住民の避難誘導を優先して行うこととする。



大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

応援要請基準や
都道府県内消防相互応援協定に関する取組事例

総務省消防庁

受援計画等の取組①

具体的な事象を基に応援要請基準を具体化している事例

➤ 起こりうる具体的な事象に対し、各消防本部の消防力を勘案してあらかじめ応援要請基準を定めているため、災害時、判断に迷うことなく応援要請をすることができる。

横手市消防本部

木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性が高い指定地域における火災時には、**火災の推移や状況に応じて段階的な応援要請**(民間事業者、県内応援隊、緊急消防援助隊)を行うよう定めている。

「大規模火災時における火災防ぎょ計画(警防計画)」抜粋

● 第1段階

消防機関のみで防火水槽及び簡易水槽等への充水が困難と判断した場合は「災害時における消防用水の確保に関する協定書」に基づき**コンクリートミキサー車等を活用し**継続的な消火活動を実施する。

● 第2段階

指定地域において**概ね10棟以上の延焼拡大危険**があると判断した場合は**秋田県広域消防相互応援協定**に基づく**応援要請**を考慮する。

● 第3段階

遠距離大量送水システム(スーパーパー)、屈折高所放水車等、特殊車両が有効と判断される場合は**緊急消防援助隊の応援要請**を考慮する。

糸魚川市消防本部

火災発生時には、**延焼棟数、気象情報から県外を含む隣接消防本部(上越地域消防局、新川地域消防組合消防本部、北アルプス広域消防本部)**に対して**応援要請**を行うよう定めている。

区分	勤務者	広報		応援要請 (隣接消防本部 及び関係機関)
		警戒(周知)広報	避難広報	
火災	・電知時出動	・電知時	・延焼拡大危険時	・5棟延焼時
		・電知時	・延焼拡大危険時	・強風注意報、乾燥 注意報発令時で平均風速10m/秒以上

大垣消防組合

消火活動時、延焼区域に対して**包囲隊形が取れるかどうか、飛火による延焼があるかどうか**を判断基準として**県消防相互応援隊に応援要請**を行うよう定めている。

「消防相互応援協定に基づく応援要請基準」抜粋

1 応援要請基準

(1) 糸魚川市内全域への出動要請

① 火災出動

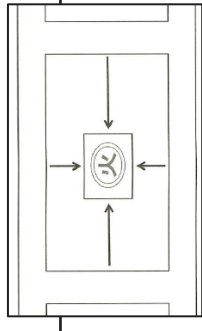
- ・糸魚川市内で火災が発生し、**5棟以上延焼**している場合。
- ・糸魚川市に**強風注意報、乾燥注意報**以上が発令され、**平均風速10m/秒以上**の状況下で火災が発生した場合。

「大垣消防組合受援計画」抜粋

応援要請基準

3 火災出動

- 大垣消防組合警防業務規程に定める第3次出動以降の増隊が必要となるもの
- 大垣消防組合警防出動計画に定める指定地域建物火災において、延焼が進み、**包囲隊形がとれない**もの又は**飛火による延焼**を現認したもの
- 上記(2)以外の地域において、建物への延焼が10棟に拡大し、警防業務規程に定める**第3次出動以降の増隊後も包囲隊形がとれない**もの



受援計画等の取組②

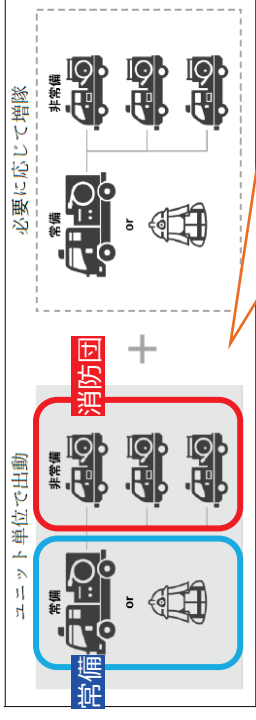
消防力を基に応援要請基準を具体化している事例

- ▶ 別の災害に備えて管内全域で最低限待機しておくべき車両数を明確にし、基準としているため、大規模災害等により基準を下回った場合に判断に迷うことなく応援要請をすることができている。

長崎市消防局

「緊急消防援助隊等の応援要請の目安」抜粋

1 適用条件	(1) 人命の救助又は救護を要請する119番通報を多数入電したとき又は通報の不応需状態が30分以上継続する見込みのとき (2) 次に掲げる状況及び被害により人命危険が発生し、又は発生が見込まれるとき
区分	状況及び被害
警防体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出動可能な消防隊（高島、池島除く）が6隊以下 ・ 「長崎市消防局災害対応マニュアル」におけるフェーズⅡに移行 ・ 本市が「緊急安全確保」を発令



「長崎市消防隊特例出動計画」
大規模災害等発生に伴い消防力が劣勢となつているときに、更に別の災害が同時に発生した場合でも、有効な災害対応・部隊活動ができるよう、特例出動計画として消防団との協体制を整備している。4隊(常備消防隊1隊又は人員、消防団3隊)を1ユニットとして構成し、特例出動を行う。

いわき市消防本部

「いわき市消防本部緊急消防援助隊受援計画」抜粋

- 第2章 応援等の要請
(応援等要請の基準)
- 第3 指揮者は、次の各号の一に該当する場合、又は災害により次の各項に該当する被害等が発生した場合において、消防の応援等の必要性について判断するものとする。
- (1) **消防隊、救助隊、救急隊のそれぞれにおいて、稼働率が4割を超えた場合**
 - (2) 救助隊が3隊以上する重大事案が3件以上発生した場合
 - (3) **「いわき市消防隊等出動規程」に規定する出動体制が維持できなくなった場合**
 - (4) 119番入電件数が、1時間に1日平均入電件数の50件を超えた場合
- 2 地震及び津波
第3各号に準じる
- 3 風水害
- (1) 気象警報等の発表や、市内各地で避難指示等が発令され、今後さらに被害が拡大する恐れがある場合
 - (2) 市内の道路が浸水等により、応援隊の到着が困難になると予測される場合
- 4 火災
- (1) 5件以上の火災が同時に発生している場合
 - (2) 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合、又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合
 - (3) 消防隊が地上から進出困難又は無限水利等の継続的な取水が困難な山間部において、林野火災が発生し、急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見込まれる場合、又は市街地への延焼が見込まれる場合
- 5 上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

- ①消防力による判断の他にも、
- ②119番入電件数による判断
- ③具体的事象による判断等、様々な側面から応援要請を判断するよう規定している。

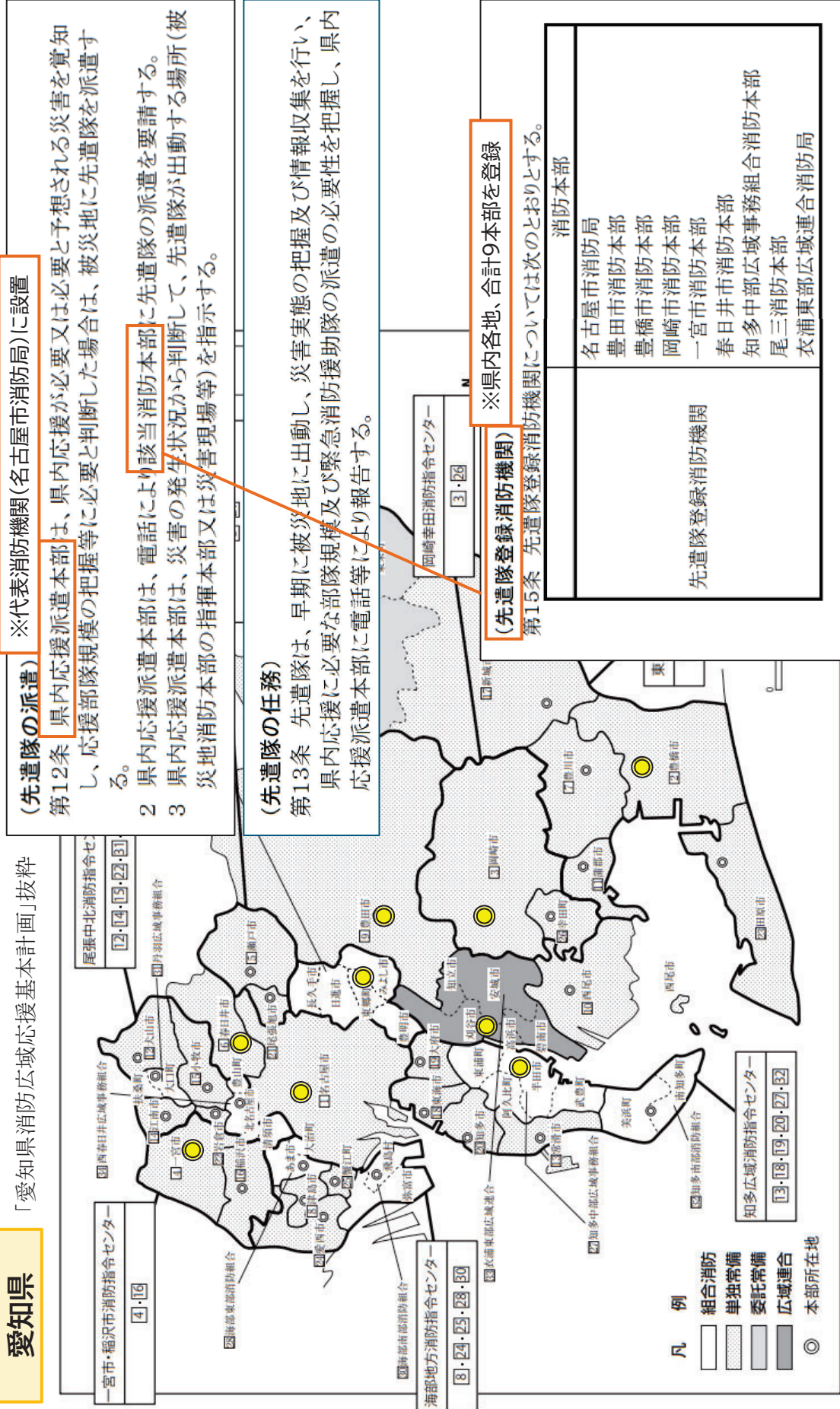
消防相互応援協定の取組①

応援要請前の先遣出動に関する先進的な事例

➤ 応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動できる先遣出動体制について、対応する消防機関を代表消防機関以外にも多く定めているため、被災地の応援要請判断の補助や県内応援部隊の早期の出動に繋げることができる。

愛知県

「愛知県消防広域応援基本計画」抜粋



消防相互応援協定の取組②

応援規模をあらかじめ明確にしている事例

府下広域応援出場隊について、ブロック毎に即応隊、3時間隊、5時間隊と3つの出勤区分を設け、あらかじめ出勤までの時間と部隊規模を明確にしているため、被災地が災害の推移と照らして応援の規模をイメージしやすい。

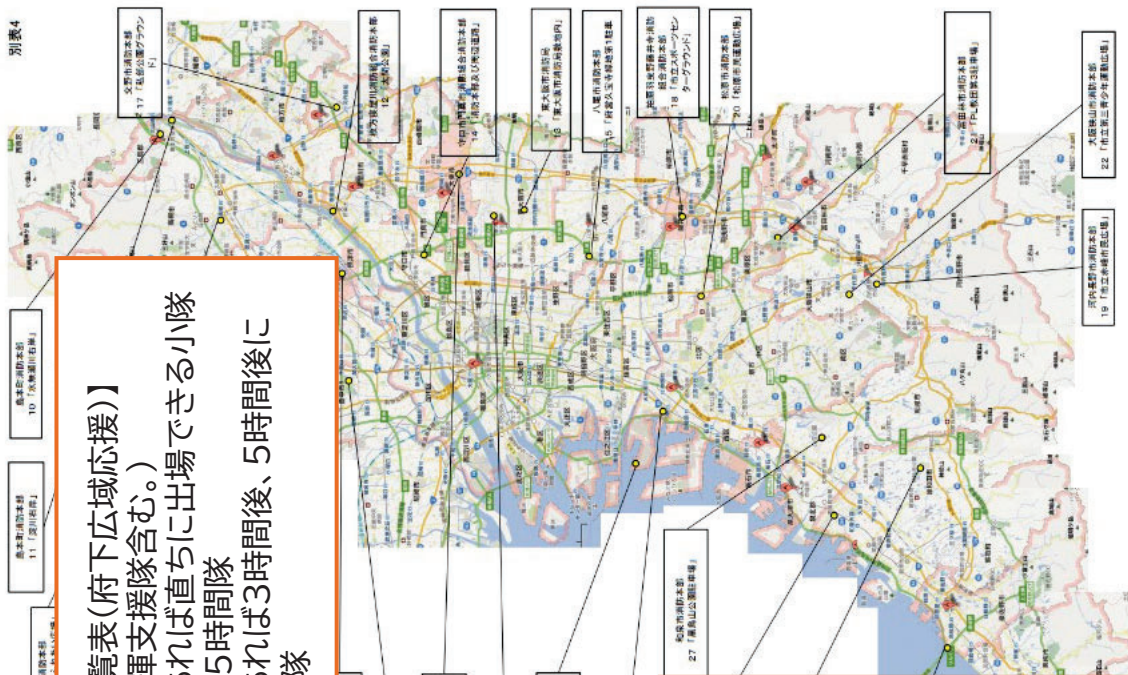
大阪府

「府下広域災害応援マニュアル」抜粋

別表①の構成を単位とする

消防支隊 隊名 応援隊 所属	作成消防本部 (〇〇消防本部)					出場隊編成一覧表(府下広域応援)				
	即応隊 2隊	3時間隊 2隊	5時間隊 1隊	即応隊 1隊(水防・水防)	即応隊 2隊	3時間隊 10隊	5時間隊 10隊	後方支援小隊 20隊	通信 支援 小隊	
代表	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	大阪① 大阪② 大阪③ 大阪④ 大阪⑤ 大阪⑥ 大阪⑦	
北ブロック	高槻① 豊中① 吹田① 箕面① 茨木① 摂津① 島本①	高槻② 豊中② 吹田② 箕面② 茨木② 摂津② 島本②	高槻③ 豊中③ 吹田③ 箕面③ 茨木③ 摂津③ 島本③	高槻④ 豊中④ 吹田④ 箕面④ 茨木④ 摂津④ 島本④	高槻⑤ 豊中⑤ 吹田⑤ 箕面⑤ 茨木⑤ 摂津⑤ 島本⑤	高槻⑥ 豊中⑥ 吹田⑥ 箕面⑥ 茨木⑥ 摂津⑥ 島本⑥	高槻⑦ 豊中⑦ 吹田⑦ 箕面⑦ 茨木⑦ 摂津⑦ 島本⑦	高槻⑧ 豊中⑧ 吹田⑧ 箕面⑧ 茨木⑧ 摂津⑧ 島本⑧	高槻⑨ 豊中⑨ 吹田⑨ 箕面⑨ 茨木⑨ 摂津⑨ 島本⑨	
東ブロック	枚原① 東大阪① 守門①	枚原② 東大阪② 守門②	枚原③ 東大阪③ 守門③	枚原④ 東大阪④ 守門④	枚原⑤ 東大阪⑤ 守門⑤	枚原⑥ 東大阪⑥ 守門⑥	枚原⑦ 東大阪⑦ 守門⑦	枚原⑧ 東大阪⑧ 守門⑧	枚原⑨ 東大阪⑨ 守門⑨	

【出場隊編成一覧表(府下広域応援)】
 ●即応隊(府指揮支援隊含む)
 応援要請があれば直ちに出場できる小隊
 ●3時間隊及び5時間隊
 応援要請があれば3時間後、5時間後に
 出場できる小隊



大阪府では、その他以下の項目についても網羅的に規定
【糸魚川市大規模火災を踏まえた都道府県における応援協定等の見直しの方針】
 ・ 多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合の県や代表消防本部等による応援要請の代行
 ・ 県内応援に関する指揮を統制及び受援側の消防本部の指揮を支援する指揮支援隊の出動
【その他広域応援体制の強化に有効な取組】
 ・ 県内応援隊の調整を行う本部の立ち上げ
 ・ 県庁や消防本部間のリエゾン派遣
 ・ 定期的な被害状況、対応状況等の報告体制
 ・ 応援要請の前段階における先遣出動

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

密集住宅市街地における消防活動のための 先進的な装備・技術（例）

総務省消防庁

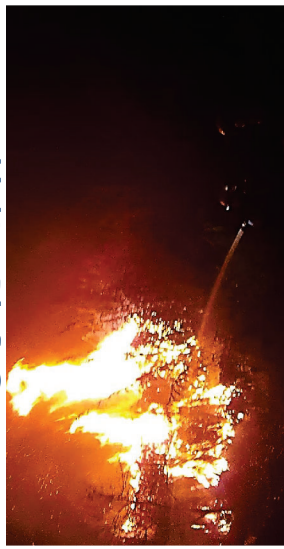
佐賀関地区は、**木造住宅が密集**し、ホースカーも通れない**狭隘路が多数**あるほか、年間を通じて**強風が多い**などの延焼危険要因があることから、大分市消防局は**延焼警戒区域に指定**している。これらの地域特性は、今回の大分市大規模火災における消防活動に、次のような影響を及ぼした。

①狭所・傾斜地での迅速な消火



住家が傾斜地に建ち並び、**至る所に階段や坂**があったことから、ホース延長や資器材搬送など、**活動上の負担**が大きかった。

②水利の確保



延焼拡大に伴い、転戦を含む**多くの筒先配備が必要**となったことから、**自然水利の活用等**により、**有効水圧を確保**し活動にあたった。

③延焼拡大状況の把握

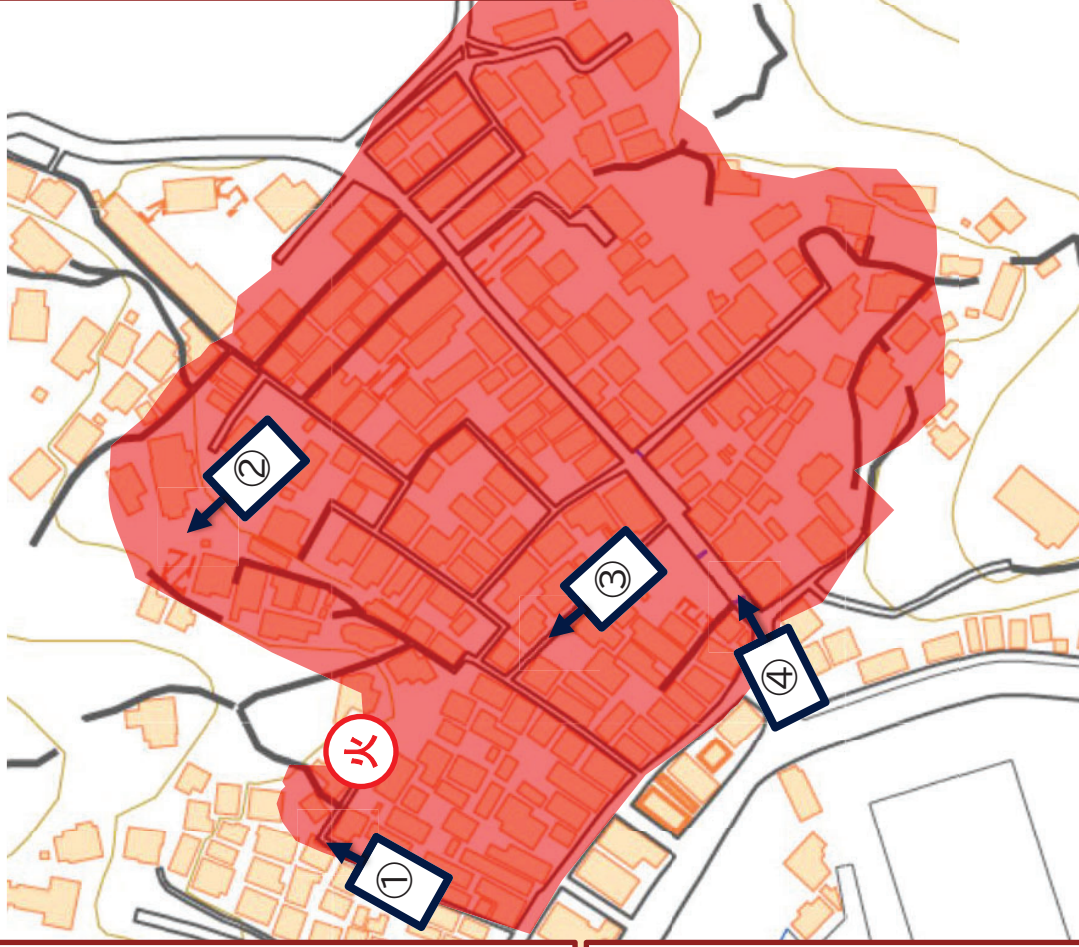


住家に囲まれ、**周囲の状況把握が困難**な箇所が多く、**急激な延焼で退路を断たれる危険性**がある中、留意して活動に従事した。

④延焼拡大防止



延焼阻止線を設定したことで、延焼を免れた住家がある一方、**飛び火により、阻止線を越えて延焼する住家**があった。



過去に大規模火災を経験した消防本部(糸魚川市消防本部・奥能登広域圏事務組合消防本部)における装備・技術

【考え方】

- 消防力の劣勢、活動の長期化を見据え、**限られた人員で効率的に消防活動を行うことを重視**した装備・技術を配備
- 大規模火災の経験を踏まえ、**強風対策や水利確保、飛び火対策を重視**した装備・技術を配備

<例>

①狭所・傾斜地での迅速な消火

強風下における**効率的な消防活動に資する装備**

強風下での活動に有効なノズル

強風下での活動を想定した有効射程距離が長く、注水量の多いノズル(棒状注水と噴霧注水の両方が可能)

糸魚川、奥能登



自動首振り放水銃

地上に置くだけで無人で放水可能

糸魚川、奥能登



②水利の確保

長時間の消火活動に必要な**大容量水利確保**のための装備

大型水槽車(10t)等

糸魚川

このほか、生コンクリート協同組合と災害時応援協定を締結 糸魚川、奥能登



③延焼拡大状況の把握

延焼拡大状況を**効率的に把握**するためのドローン

糸魚川、奥能登

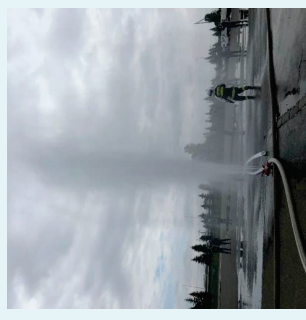
④延焼拡大防止

飛び火による延焼を防止するための装備・技術

水幕ホース

水幕により飛び火などによる延焼を防止

糸魚川



延焼シミュレーション

奥能登

消火栓と接続する住民向けの40ミリホース

糸魚川、奥能登



※消防本部へのヒアリング結果により作成

大規模消防本部(東京消防庁・横浜市消防局・大阪市消防局)における装備・技術

【考え方】

- 管轄区域内に住宅市街地が多く存在するため、各消防署(本部によっては全署)に**狭所に進入可能な小型車両**を配備
- 震災時における活用**も見据えた**装備・技術**を配備

<例>

①狭所・傾斜地での迅速な消火

通常火災対応と併用して使用可能な小型車両

小型車両

小型の水槽車や
可搬ポンプ積載車など
通常火災でも使用

東京、横浜、大阪
横浜、大阪は全署に配備



小型水槽車



可搬ポンプ積載車

ホース搬送車

危険地区で使用する
大口径ホースや
ホース延長用資機材を搬送

横浜



②水利の確保

震災時の自然水利の活用などを見据えた**装備**

大容量送水車

海や河川から取水し
大容量の水を送水
※5ページ参照

東京、横浜



組立水槽

東京、横浜、大阪

③延焼拡大状況の把握

延焼拡大状況や管内の様子を把握するための**装備・技術**

ドローン・高所カメラ

東京、横浜、大阪

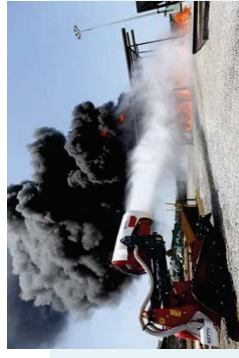
④延焼拡大防止

延焼拡大防止のための**装備・技術**

タービン式放水ロボット

大型タービンの大風量によって
最大4,000L/minの水滴を放射

東京、大阪



延焼シミュレーション

東京、横浜、大阪

※消防本部へのヒアリング結果により作成

密集住宅市街地において活用が考えられる装備・技術

①狭所・傾斜地での迅速な消火

【消防活動上の課題】

・住家が傾斜地に建ち並び、**至る所に階段や坂**があったことから、ホース延長や資器材搬送など、活動上の**負担が大きかった。**

【活用が考えられる装備・技術】

小型運搬車

電動運搬台車

重量がある可搬式ポンプを搬送

車幅110センチ



電動アシストホースカー

電動アシスト走行し、ホースを
火元近くまで展張

車幅約95センチ



バイク消防車

バイクに消防の資機材
を積載

車幅110センチ



小型消防車

大容量小型ポンプ車

3500L/minの送水能力
2t～3t車クラスの小型シャシ
車幅170センチ



高所消火装置

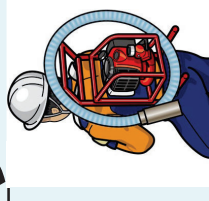
小型ポンプ車サイズの放水車
高所(高さ8m)からカメラで火点を
狙って放水
車幅188センチ



軽量で背負える可搬消防ポンプ

ホース距離が長くなった場合の
水圧低下を補うための
可搬ポンプ

(研究開発中) 約13kg



※イメージ

※東京消防庁、政令指定都市消防本部へのアンケート結果や技術の公募結果、企業へのヒアリング結果により作成

密集住宅市街地において活用が考えられる装備・技術

②水利の確保

【消防活動上の課題】

・延焼拡大に伴い、転戦を含む多くの筒先配備が必要となったことから、**自然水利の活用**等により、**有効水圧を確保**し活動にあたった。

【活用が考えられる装備・技術】

大容量送水車

スーパーポンパー

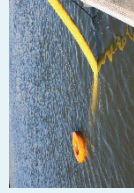
4,000L/minの送水が可能な
大容量ポンパーを搭載
2km先の遠隔地へ
大量送水が可能



コンテナ式大容量ポンプ車

3,000L/minの送水が可能な
大容量ポンパーを搭載
1km先の遠隔地へ
大量送水が可能

装備・技術をコンテナに収納



吸水ポンプ

【積載資機材】



可搬式ポンプ



簡易水槽

大型水槽付き放水車

容量10tの大型水槽を積載
B-2級動力ポンパーを装備し、
1,000L/min放水が可能
遠隔操作可能



自動制御機能付 ポンプ等

自動制御により
少人数で運用可能



浅い水源からも吸水可能

※東京消防庁、政令指定都市消防本部へのアンケート結果や技術の公募結果、企業へのヒアリング結果により作成

密集住宅市街地において活用が考えられる装備・技術

③延焼拡大状況の把握

【消防活動上の課題】

・住家に囲まれ、**周囲の状況把握が困難**な箇所が多く、急激な延焼で**退路を断たれる危険性**がある中、留意して活動に従事した。

【活用が考えられる装備・技術】

夜間飛行できる高性能ドローン

有線で24時間飛行できるドローン
刻々と変化する現場状況を俯瞰して把握



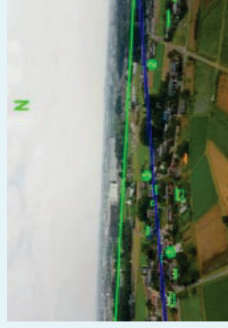
ドローンの自動飛行システム

自動でドローンの飛行ルートを作成
操縦が難しい夜間においても利用可能



AI火災監視システム

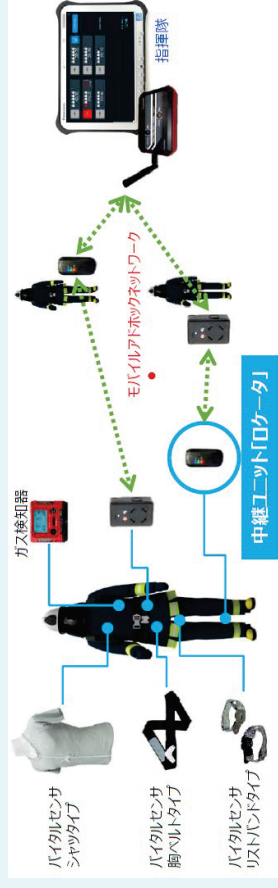
高所カメラやドローンで撮影した映像をAIで解析し
広範囲を監視



火災検知を通知

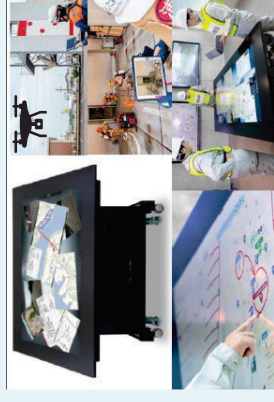
隊員の安全管理技術

隊員のバイタル情報や位置を把握



情報共有技術

スマートグラスやドローンとデジタル指揮卓を連携させ
情報共有(研究開発中)



※イメージ

※東京消防庁、政令指定都市消防本部へのアンケート結果や技術の公募結果、企業へのヒアリング結果により作成

密集住宅市街地において活用が考えられる装備・技術

④延焼拡大防止

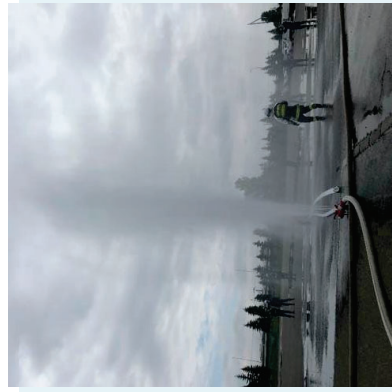
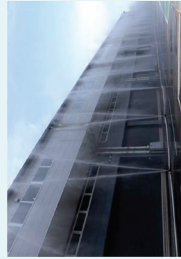
【消防活動上の課題】

・延焼阻止線を設定したことで、延焼を免れた住家がある一方、飛び火により、阻止線を越えて延焼する住家があった。

【活用が考えられる装備・技術】

水幕ホース

水幕により飛び火などによる延焼を防止
※2ページの再掲

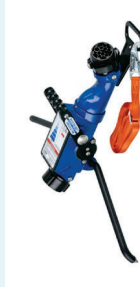


放水銃

地上に置くだけで無人で放水可能



自動首振り放水銃
※2ページの再掲

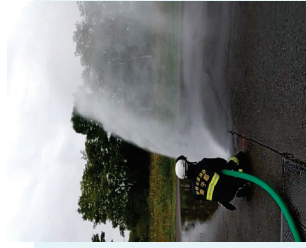


大容量放水銃

セレクト式ノズル

ノズルを以下に切り替え可能

- ・棒状放水
- ・噴霧放水
- ・ウォーターカーテン
- ・大容量放水



建物火災に活用可能な消火薬剤

少量の水で高い消火性能を確保



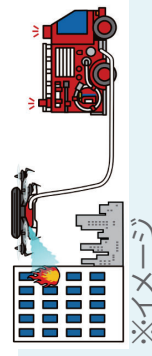
放水ロボット

狭い道路環境での遠隔放水・延焼阻止



消火用ドローン

狭い道路環境での高層階への放水(研究開発中)



※イメージ

※東京消防庁、政令指定都市消防本部へのアンケート結果や技術の公募結果、企業へのヒアリング結果により作成

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

大分市大規模火災の際の住民避難に関して 有効であったと考えられる取組

総務省消防庁

①火災当日、有効だったと考えられる取組

【ア：住民間の主体的な呼びかけ、避難誘導等】

○各地区に、**数軒単位の小さな班が存在し、班内の住民間で避難の呼びかけ**等を主体的に実施。

※民生委員(防災士資格有り)が、高齢者宅へ避難の準備を呼びかけ、すぐ他の高齢者宅へ同様の呼びかけをした等、効率的な避難の呼びかけも見られた(最初に避難の準備を呼びかけた高齢者宅は、後で戻った際は既に避難していた)。

【イ：区長、民生委員、防災士、警察、消防団等による安否確認、戸別訪問等】

○**区長の一部は、避難誘導の際や田中公民館で顔を見えない住民の携帯電話に対し、区長の携帯電話から電話をかけて安否確認を実施した。**安否確認後、**連絡がとれない住民宅や、明かりがつかっている住民宅へ戸別訪問を実施。**

○**民生委員(防災士資格有り)・消防団の一部は、顔を見えない住民宅や、明かりがつかっている住民宅へ戸別訪問を実施。**
※互いに連携は殆どしておらず、個別に動いたもの。

※戸別訪問の際は、高齢者も多いため音で知らせるために扉をドンドンと叩き、大声で避難を呼びかけた。

【ウ：避難行動要支援者の方、車いすの方、足が悪い方の避難誘導等】

○**民生委員の一部(防災士資格有り)は、避難行動要支援者や車いすの方、足の悪い方などを、普段の業務のなかで記憶しており、それらの方々を中心に戸別訪問を実施。**まだ家の中にいた方々を自家用車で佐賀関公民館まで連れていった。

○**デイサービス事業者「(社福)大翔会」は、5台の車両を活用し、車いすの方や足の悪い方を見かけたら声掛けして車内に案内し、佐賀関公民館までピストン輸送を実施。**

※当初、火災現場近くの事業所の職員が、デイサービス利用者の避難を手伝っていたところ、最終的に、本部や他の事業所からも車を出してピストン輸送を行うこととなったもの。



上記デイサービス事業者の、火災当日に活用した車両

②平時において、有効だったと思われる取組

【ア：住民間の日頃からの声掛け、容体確認など】
○各地区内の数軒単位の小さな班で、サロン(勉強会)、花見会、敬老会、回覧板、草刈り等を定期的に実施。
○その際、各班内の住民の容体確認(入院した、足が悪くなった等)を行っており、容体が悪い場合は情報共有を行う等、班内の住民の最新状況を定期的に確認しあえる環境を構築できていた。

【イ：多くの関係者が参加する避難訓練】

○地区ごと又は複数の地区により組織されている自主防災組織が主体となって、住民・消防団・警察・民生委員・防災士・自治体等が参加する避難訓練を年に1回開催(南海トラフ巨大地震・津波を想定)。

※参加者数は、R6年度102名、R5年度60名、R4年度74名。

○この訓練のなかでも、訓練の参加可否等を、班としての主体的な活動が確認されていた。区長へ報告するなど、班としての主体的な活動が確認されていた。

○上記訓練に対して、市の補助金制度を活用しており、地域における避難支援の体制づくりの促進を図っていた。

※自主防災組織主体で行う災害時の連絡体制表の作成・情報伝達訓練等に対する、市の補助金。

○この訓練とは別に、市としては訓練のハードルを下げる「プチ避難訓練」を、防災の日に推奨。

※実際に、民生委員の一部(防災士資格有り)は、要支援者等に対し玄関先まで逃げる「プチ避難訓練」を日々の業務で実践。



南トラ地震・津波を想定した避難訓練の様子(田中地区)

【ウ：避難行動要支援者名簿、個別避難計画の更新、平時からの共有・浸透など】

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団・自治会・消防本部・警察等に、平時から広く共有。

○個別避難計画については、5地区の9名の要支援者に対し、6人が計画策定済み(約67%)。全国平均約14%。

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、年に1回、更新のための会議を開催し確認。

※個別避難計画は主に地震・津波を想定しているため、火災当日にそのまま活用されたわけではなかったが、平時から広く共有されていたことや、平時の避難訓練でも活用されていたこと等を通じて、住民避難に寄与したのではないかと考えられる。

大分市大規模火災を踏まえた
消防防災対策のあり方に関する検討会

住民による初期消火活動の取組事例

総務省消防庁

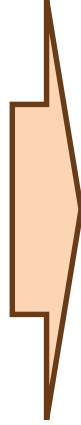
住民による初期消火活動の取組事例

新潟県糸魚川市の取組

平成28年の大規模火災を踏まえ、これまでの平時の取組に加えて、火災に強いまちづくりの一環として以下の取組を実施。

(これまでの平時の取組)

- 住民に対する地域の災害リスクの周知や災害時に住民がとるべき避難行動についての取組として、全市一斉防災訓練、地区防災訓練、出前講座、防災リーダー研修等を実施。
- 地区防災訓練の際の座学や出前講座において、消防職団員による、火災予防に関する講義のほか、消火器を用いた初期消火の実践指導を実施。



(火災後の新たな取組)

- **専門家と地域住民が一緒にまち歩きやワークショップを行い、地域課題を把握し、解決策を検討。**
- **住民が初期消火を行えるように、女性や高齢者でも取り扱いやすいよう、市内約1,200箇所ある消火栓のうち約400箇所に40ミリホースを配備した。**
- **40ミリホースを使った初期消火訓練を行い、女性でも扱えることを体験してもらうとともに、実践的な対応力を身に付けている。**
- **被災地区の消火栓を地下式から地上式に改修し、消火栓にホースを早くつなげられるようにしたほか、消火栓の場所を見つけやすくした。**



配備された消火機材(40ミリホース)を点検する様子
(糸魚川市提供)



初期消火訓練の様子
(糸魚川市提供)



地下式



消火栓の改修
(糸魚川市提供)

地上式